

佐呂間町地域防災計画

《一般災害対策編》

令和 7 年 3 月

佐呂間町防災会議

目次

第1章 総則	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の構成	2
第3節 計画推進に当たっての基本となる事項	3
第4節 用語	4
第5節 計画の修正要領	5
第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	6
第7節 住民及び事業者の基本的責務等	12
第2章 佐呂間町の概況	15
第1節 自然条件	15
第2節 災害の状況	16
第3章 防災組織	17
第1節 組織計画	17
第2節 気象業務に関する計画	21
第4章 災害予防計画	37
第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	37
第2節 防災訓練計画	41
第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	43
第4節 相互応援（受援）体制整備計画	45
第5節 自主防災組織の育成等に関する計画	47
第6節 避難体制整備計画	51
第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	58
第8節 情報収集・伝達体制整備計画	62
第9節 建築物災害予防計画	65
第10節 消防計画	66
第11節 水害予防計画	71
第12節 風害予防計画	73
第13節 雪害予防計画	74
第14節 融雪災害予防計画	77
第15節 高波、高潮災害予防計画	78
第16節 土砂災害の予防計画	79
第17節 積雪・寒冷対策計画	83
第18節 複合災害に関する計画	86
第19節 業務継続計画の策定	87

第5章 災害応急対策計画	89
第1節 災害情報収集・伝達計画	89
第2節 災害通信計画	94
第3節 災害広報・情報提供計画	97
第4節 避難対策計画	101
第5節 応急措置実施計画	113
第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	116
第7節 広域応援・受援計画	121
第8節 航空機及び無人航空機活用計画	123
第9節 救助救出計画	126
第10節 医療救護計画	128
第11節 防疫計画	131
第12節 災害警備計画	135
第13節 交通応急対策計画	137
第14節 輸送計画	143
第15節 食料供給計画	145
第16節 給水計画	147
第17節 衣料、生活必需物資供給計画	149
第18節 石油類燃料供給計画	151
第19節 電力施設災害応急計画	152
第20節 ガス施設災害応急計画	153
第21節 上下水道施設対策計画	155
第22節 応急土木対策計画	156
第23節 被災宅地安全対策計画	158
第24節 住宅対策計画	160
第25節 障害物除去計画	163
第26節 文教対策計画	165
第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	169
第28節 家庭動物等対策計画	171
第29節 応急飼料計画	172
第30節 廃棄物等処理計画	173
第31節 災害ボランティアとの連携計画	175
第32節 労務供給計画	177
第33節 職員派遣計画	179
第34節 災害救助法の適用と実施	181
第6章 地震・津波災害対策計画	185
第7章 事故災害対策計画	187

第1節 海上災害対策計画.....	187
I 海難対策計画.....	187
II 流出油等対策計画.....	192
第2節 航空災害対策計画.....	198
第3節 道路災害対策計画.....	202
第4節 危険物等災害対策計画	207
第5節 大規模な火事災害対策計画	214
第6節 林野火災対策計画.....	218
第7節 大規模停電災害対策計画.....	223
第8章 災害復旧・被災者援護計画	227
第1節 災害復旧計画.....	227
第2節 被災者援護計画	229

第1章 総則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、佐呂間町防災会議が作成する計画であり、佐呂間町の地域において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係機関が、その機能の全てをあげて住民をはじめ観光客や外国人等、町内に滞在するあらゆる人々の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め、本町における防災の万全を期することを目的とする。

- 1 佐呂間町の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な防災の組織に関すること
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること
- 5 災害復旧に関すること
- 6 防災訓練に関すること
- 7 防災思想の普及に関すること

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1、2、3、5、6、7、9、11、13、15、17の達成に資するものである。



※持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な169のターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

第2節 計画の構成

佐呂間町地域防災計画は一般災害対策編の他、地震・津波防災計画編、資料編をもって構成する。
ただし、本計画は、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく佐呂間町水防計画とも調整を図るものとする。

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（住民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町、北海道及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害時は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと取るべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
- 5 災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。
- 6 東日本大震災や令和6年能登半島地震など、これまでに我が国で発生した大規模災害の教訓等を踏まえ、積雪寒冷地である本町の地域特性を加味し、複合災害も考慮した防災対策の推進を図らなければならない。
- 7 効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する。デジタル化に当たっては、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制等の整備を図らなければならない。

第4節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定め次のとおりとする。

- 1 災 害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地すべりその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）で定める原因により生ずる被害をいう。
- 2 防 災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- 3 基 本 法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- 4 救 助 法 災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
- 5 水 防 法 水防法（昭和24年法律第193号）をいう。
- 6 町 防 災 会 議 佐呂間町防災会議をいう。
- 7 本 部 （ 長 ） 佐呂間町災害対策本部（長）をいう。
- 8 町地域防災計画 佐呂間町地域防災計画をいう。
- 9 防 災 関 係 機 関 佐呂間町防災会議条例（平成18年条例第64号）第3条に掲げる委員の属する機関をいう。
- 10 要 配 慮 者 高齢者、障がい者、乳幼児その他災害時に特に配慮を要する者をいう。
- 11 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
- 12 指 定 避 難 所 災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所をいう。
- 13 指定緊急避難場所 切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所をいう。
- 14 災害予防責任者 基本法第47条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者
- 15 災害応急対策実施責任者 基本法第50条第2項に定める指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者

第5節 計画の修正要領

町防災会議は、基本法第42条の定めるところにより、町地域防災計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げる事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき
- 3 新たな計画を必要とするとき
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき
- 5 その他町防災会議会長が必要と認めたとき
- 6 軽微な事項の修正については、会長が修正し、次の防災会議に報告するものとする

町地域防災計画について、基本法第42条第6項の規定による町防災会議の意見は、知事が定める市町村地域防災計画の全体に通ずる基本方針について行うものとし、町地域防災計画がその基本方針に基づき作成（修正）されている場合は、個別的な意見は、これを省略することができるものとする。

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

町防災会議の構成機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

1 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道農政事務所 〔地域第7課〕	(1) 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること
網走中部森林管理署	(1) 所轄国有林につき保安林の配置適正化及び施業の合理化に関すること (2) 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること (3) 林野火災の予防対策及び未然防止に関すること (4) 災害時における地方公共団体等の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること
網走開発建設部 〔北見道路事務所 網走道路事務所 遠軽開発事務所 北見農業事務所 網走港湾事務所〕	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること (2) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による市町村への支援に関すること (3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること (4) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること (5) 浮体式防災施設（防災フロート）の被災地への派遣に関すること (6) 国道の整備並びに災害復旧に関すること (7) 第三種漁港及び第四種漁港の整備並びに災害復旧に関すること (8) 国管理空港及び共用空港の土木施設の整備並びに災害復旧に関すること (9) 国営農業農村整備事業に係る施設の災害復旧に関すること (10) 補助事業に係る指導、監督に関すること
網走地方气象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

機 関 名	事 務 又 は 業 務
網走海上保安署	(1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること (2) 災害時における船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去に関すること (3) 災害時における傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送に関すること (4) 海上における人命の救助に関すること (5) 海上交通の安全確保に関すること (6) 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること (7) 海上災害時における自衛隊の災害派遣要請に関すること

2 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊 第25普通科連隊	(1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること (2) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること (3) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること

3 北海道

機 関 名	事 務 又 は 業 務
オホーツク総合振興局地域創生部危機対策室	(1) オホーツク総合振興局地域災害対策連絡協議会に関すること (2) 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置に関すること (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること (4) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること (5) 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の総合調整に関すること (6) 自衛隊の災害派遣要請に関すること
オホーツク総合振興局網走建設管理部 遠軽出張所 北見出張所 紋別出張所	(1) 水防技術の指導に関すること (2) 災害時の関係河川の水位、雨量の情報収集及び報告に関すること (3) 被災地の交通情報の収集に関すること (4) 災害時の関係公共土木被害調査及び災害応急対策に関すること
オホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室	(1) 災害時の応急医療、給水、防疫、感染症対策、環境衛生保持及び食品衛生保持、医薬品及び衛生材料等の需給に関すること

機 関 名	事 務 又 は 業 務
〔遠軽地域保健支所〕	
網走農業改良普及センター遠軽支所 〔湧別分室〕	(1) 被災農作物の技術指導に関すること
網走家畜保健衛生所	(1) 被災家畜の防疫及び伝染病予防対策に関すること
オホーツク教育局	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の実施に関すること (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること (3) 町立学校における防災教育に関すること。

4 北海道警察

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道警察北見方面 遠軽警察署 (佐呂間・若佐・ 浜佐呂間各警察官 駐在所)	(1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること (2) 災害情報の収集に関すること (3) 災害警備本部の設置運用に関すること (4) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること (5) 犯罪の予防、取締り等に関すること (6) 危険物に対する保安対策に関すること (7) 広報活動に関すること (8) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること

5 佐呂間町

機 関 名	事 務 又 は 業 務
町長部局	(1) 町防災会議の事務に関すること (2) 本部の設置及び組織の運営に関すること (3) 被災者に対する給水、給食及び諸物資の供給に関すること (4) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること (5) 防災上必要な教育及び訓練に関すること (6) 防災思想の普及及び啓発に関すること (7) 防災組織の整備及び防災用資機材の備蓄に関すること (8) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害からの教訓伝承に関すること (9) 自主防災組織の充実及び住民の自発的な防災活動の促進を図ること (10) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報並びに被害状況の調査に関すること

機 関 名	事 務 又 は 業 務
	(11) 災害の予防と拡大の防止に関すること (12) 被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること (13) 町内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること (14) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること (15) 避難指示等に関すること (16) 災害時における保健衛生対策に関すること (17) 避難行動要支援者の擁護に関すること (18) 災害ボランティアの受入れに関すること (19) 自衛隊の災害派遣要請の依頼に関すること
佐呂間町教育委員会	(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の実施に関すること (2) 避難等に係る学校施設の使用に関すること (3) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること (4) 町立学校における防災教育に関すること

6 消防

機 関 名	事 務 又 は 業 務
遠軽地区広域組合消防本部・消防署佐呂間出張所・佐呂間町消防団	(1) 予防、消防に関すること (2) 災害時における人命救助、財産保護、消防及び水防活動に関すること (3) 災害時における住民の避難誘導に関すること (4) 町が行う災害対策への協力に関すること

7 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日本郵便株式会社北見支店	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること (2) 郵便の非常取扱いを行うこと
日本郵便株式会社佐呂間郵便局〔町内郵便局〕	(1) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと
東日本電信電話株式会社北海道事業部	(1) 通信設備等の防災対策に関すること (2) 重要通信の確保に関すること (3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること
日本赤十字社北海道支部〔佐呂間分区〕	(1) 救助法が適用された場合、知事との委託協定に基づく避難所の設置、医療、助産、遺体の処理等の救助業務を実施すること (2) 災害ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動連絡調整を

機 関 名	事 務 又 は 業 務
	行うこと (3) 北海道災害義援金募集委員会の運営を行うこと
日本放送協会 北見放送局	(1) 防災に係る知識の普及に関すること (2) 予報（注意報を含む）、特別警報・警報並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと
日本通運株式会社北見支店 〔佐呂間営業所〕	(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと
北海道電力ネットワーク株式会社 遠軽ネットワークセンター 網走ネットワークセンター	(1) 電力供給施設の防災対策に関すること (2) 災害時における電力の円滑な供給の実施に関すること (3) 電力施設の災害と復旧見込み等の周知に関すること
佐呂間町日赤奉仕団	(1) 災害時における救援活動等の協力に関すること (2) 被災者に対する食料配給の実施に関すること

8 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
遠軽医師会	(1) 災害時における救急医療の協力に関すること (2) 災害時における医療関係機関との連絡調整に関すること

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務
佐呂間町農業協同組合 佐呂間漁業協同組合 常呂漁業協同組合 佐呂間支所 佐呂間町森林組合	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること (2) 被災組合員に対する融資及びそのあっせんに関すること (3) 共済金支払いの手續に関すること (4) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること
佐呂間町商工会	(1) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保についての協力に関すること (2) 被災商工業者の経営指導に関すること (3) 被災商工業者に対する融資及びそのあっせんに関すること
一般病院・医院	(1) 災害時における医療及び防疫対策についての協力に関すること
運送事業者	(1) 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送業等について関係機関の支援を行うこと

機 関 名	事 務 又 は 業 務
危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと
電気通信事業者	(1) 災害時における電気通信の確保に関すること
漁港関係施設の管理者	(1) 漁港関係施設の災害予防に関すること (2) 漁港関係施設保安措置に関すること
北海道漁船海難防止・水難救済センター網走支部佐呂間救難所	(1) 漁港等防災対策の支援に関すること (2) 沿岸における海難救助に関すること
佐呂間町建設業協会	(1) 災害時における応急土木工事の支援活動に関すること
佐呂間町社会福祉協議会	(1) 避難行動要支援者の支援に関すること (2) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること
佐呂間町自治会連合会（各自治会）	(1) 自治会内住民に対する災害に関する情報の伝達に関すること (2) 自治会内において発生した災害情報の通報に関すること (3) 町が行う災害対策への協力に関すること

第7節 住民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人一人や事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要なことから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する住民運動を展開するものとする。

第1 住民の責務

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- (2) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出用品（応急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- (3) 隣近所との相互協力関係のかん養
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (5) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (6) 自治会における要配慮者への配慮
- (7) 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- (8) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う
- (9) SNS等の情報の発信元を確認するなど、情報リテラシーの向上

2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者や避難行動要支援者の救助・支援
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- (5) 町・防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動
- (7) インターネット上における真偽の不確かな情報の拡散防止

第2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる。食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関するものをはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献・地域との共生等、事業者が災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- (2) 防災体制の整備
- (3) 事業所の耐震化・耐浪化の促進
- (4) 予想被害からの復旧計画策定
- (5) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (6) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (7) 取引先とのサプライチェーンの確保

2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 従業員及び施設利用者の救助
- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) 事業の継続又は早期再開・復旧
- (7) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- 1 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- 2 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区との連携に努めるものとする。
- 3 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。
- 4 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内

容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

- 5 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、町における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

第4 住民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する住民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、住民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、火山防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く住民の参加を呼びかけるものとする。

第2章 佐呂間町の概況

第1節 自然条件

第1 位置及び面積

佐呂間町は、北海道の東北部、オホーツク管内のほぼ中央、東経143度46分、北緯44度1分に位置し、東から南に北見市、西は遠軽町と湧別町に隣接し、北はサロマ湖に面しており総面積は404.99km²を有している。

第2 地勢

佐呂間町の地勢は、天北山系の山々を背景に、南部の仁頃山（829m）を最高として、北方に向かって徐々にその高度を減じていく傾向にあり、北西部では標高200mから400mの起伏に富んだ地形をもち、東西に狭長地形で北見市留辺蘂町山間部より発した佐呂間別川が浜佐呂間でサロマ湖に注いでいる。

第3 気象

1 気候

佐呂間町は、サロマ湖に面する部分は一般に海岸気象を現し、一方、遠軽に通じる辺境地帯は内陸気候の影響を多分に受けている。

なお、佐呂間町の過去における気象概要は、資料3-1のとおりである。

2 気温

間平均気温は約6℃で、年間の気温の差が激しく、6月から7月にかけてオホーツク海気団が停滞し冷涼となるが、5月から9月には30℃を超える真夏日を記録する。

また、1月から2月までは真冬日が続き、最低気温は放射冷却現象のためマイナス30℃に近づく日もある。

初霜は、一般には9月下旬であるが、強い寒気や放射冷却等の状況ではこれより早く発現する年もある。また、終霜は5月中旬である。

3 降水

年平均降水量は、約800mm程度であり、全国的に見ても降水量の少ない地域である。夏季は低気圧等の影響や雷雲の発達により、短時間に強い雨が降ることがある。

4 積雪

最深積雪の平年値は100cm程度で、発達した低気圧の影響で暴風雪になり、大雪や吹溜りで交通障害等が発生することがある。

5 風

年間を通し風は弱く、最大風速毎秒10m以上となる日数は年17日程度である。風向は季節による変化はあまりないが、冬季は北から北西の風が多くなる。

第2節 災害の状況

第1 災害の概況

本町に被害があった災害で主なものは、資料4－1のとおりである。

第2 想定する災害

本計画においては、資料4－2のような災害を想定し、必要な予防対策、応急対策等を計画する。

第3章 防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

町の地域における防災行政を総合的に運営するための組織として町防災会議があり、災害時、各機関はそれぞれ災害対策本部等を設置して応急対策活動等を実施するものとする。

第1節 組織計画

本町における防災会議の組織、運営、災害時における体制に関する計画は、次に定めるところによる。

第1 佐呂間町防災会議

町防災会議は、町長を会長とし、基本法第16条第6項の規定に基づく佐呂間町防災会議条例（昭和38年条例第23号）第3条第5項に定める者を委員として組織するものであり、その所掌事務としては、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互間の連絡調整を行うものである。

1 町防災会議の組織

町防災会議は町長を会長とし、佐呂間町防災会議条例（資料10－1）の規定により資料1－1の構成とする。

2 町防災会議の運営

佐呂間町防災会議条例（資料10－1）の定めるところによる。

第2 災害対策本部

町長は、町の区域内において災害や事故が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、基本法第23条の2に基づき、次により本部を設置し、防災活動を推進するものとする。

1 設置

（1）設置基準

災害対策本部は、基本法第23条の2の規定により、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の基準の一に該当し、町長が必要と認めるときに設置する。町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

災 害 対 策 本 部 設 置 基 準	
風 水 害	・ 特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪）が発表されたとき ・ 土砂災害警戒情報が発表されたとき ・ 多くの住家又は人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき ・ 多くの地域で孤立地域、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき ・ 多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき
雪 害	・ 特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき ・ 多くの住家又は人的被害が発生、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき ・ 多くの地域で孤立地域、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき ・ 多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき
大 事 故 等	
海上災害	・ 大量の油等が流出し、漁業や環境に大規模な被害が発生したとき、又は発生が予想されるとき ・ 人命の救助救出活動及び被害者対策等を必要とするとき ・ 事故により生活物資輸送等に影響が生じ、対策が必要なとき
航空災害	・ 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき ・ 航空機の墜落炎上等により、大規模な航空事故による災害が発生したとき、又は発生が予想されるとき
道路災害	・ 被害が大規模なとき ・ 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
危険物等災害	・ 被害が大規模なとき ・ 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
大規模火災	・ 被害が大規模なとき ・ 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
林野火災	・ 火災が複数の市町村にわたり消火活動の難航が予想されるとき ・ 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
大規模停電災害	・ 人命の救助救出案件が多数発生し、被害や停電の影響が拡大し、長期化が予想されるとき
冷（湿）害	・ 冷（湿）害被害が発生したとき
地震・津波災害	・ 震度5弱以上の地震が発表されたとき ・ オホーツク海沿岸部に津波警報が発表されたとき ・ 地震や津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき

(2) 名称

佐呂間町〇〇〇災害対策本部とする。

ただし、〇〇〇は、災害名を付するものとする。

(3) 設置場所

本部は、原則として本庁舎に設置する。

(4) 通知

町長は、本部を設置したときは、直ちに本部員に通知するとともに、速やかに、次の機関に通知する。

ア オホーツク総合振興局

イ 佐呂間町防災会議構成機関

ウ 隣接の市町

2 廃止

町長は、災害の発生するおそれが解消したと認めた場合、又は災害応急対策活動がおおむね完了したときは廃止する。

なお、廃止の通知は、設置の場合に準ずる。

3 組織

本部の構成は、資料1-2のとおりとする。

4 運営

本部の運営は、佐呂間町災害対策本部条例（昭和39年条例第23号、資料10-2）に定めるところによる。

5 業務分担

本部の業務分担は、資料1-3のとおりとする。

第3 配備体制

町長は、災害時、災害予防・応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要な配備体制をとるものとする。

1 配備体制の種類と基準

(1) 非常配備

配備種別	配 備 基 準	配備内容	任 務
第1 非常配備	1 気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する警報又は情報等を受けたとき 2 震度4の地震が発生したとき 3 オホーツク海沿岸に「津波注意報」が発表されたとき 4 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	情報連絡のための各対策部の班長及び総務対策部総務班をもってあたるものとし、状況によりさらに次の配備体制に円滑に移行できる体制とする	1 情報の収集及び伝達 2 関係機関との連絡調整

第2 非常配備	1 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき 2 震度5弱及び5強の地震が発生したとき 3 オホーツク海沿岸に「津波警報」が発表されたとき 4 土砂災害警戒情報が発表されたとき 5 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	各班の所要人員をもってあたるもので、災害発生とともにそのまま直ちに非常活動が開始できる体制とする	1 情報の収集及び伝達 2 関係機関及び各対策部との連絡・連携 3 応急措置の実施
第3 非常配備	1 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき 2 震度6弱以上の地震が発生したとき 3 オホーツク海沿岸に「大津波警報」が発表されたとき 4 その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき	本部の全員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする	1 災害対策業務の実施

2 職員の動員配備

町長は、災害を最小限度に防止するため、災害の種類・規模に応じて適切な職員配置を行うため、配備基準に基づき、連絡体制、配備する人員などをあらかじめ配備計画として定めるものとする。配備計画の作成にあたっては、洪水浸水想定区域内に居住する職員等を把握し、災害時の緊急対応の不可について調整を図るものとする。

3 配備体制の特例

町長は、災害の状況その他必要があると認めるときは、特定の部又は班に対して、種別の異なる指令を行うことができる。

4 配備体制の解除

各部における配備体制の解除は、町長が指令する。

5 遠軽地区広域組合消防本部・消防署（出張所）・佐呂間町消防団に対する協力要請

遠軽地区広域組合消防本部・消防署・佐呂間町消防団の災害時における活動については、消防計画によりその実施に当たるものであるが、遠軽地区広域組合消防署佐呂間出張所に対する協力要請は、遠軽地区広域組合管理者又は消防長に対して行うものとする。

第4 災害発生時の職員の初動体制の強化

災害時における職員の迅速・的確な初動災害対策活動を推進するために「災害時職員初動マニュアル」の作成に努める。また、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ、内容等の改善を行うものとする。

第2節 気象業務に関する計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震現象を除く。）及び水象（地震に密接に関連するものを除く。）等の特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等に関する計画は、次に定めるところによる。

なお、避難指示等の発令基準に活用する風水害に関する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

第1 気象業務組織

1 予報区と担当官署

(1) 予報区

ア 予報区は、予報及び警報・注意報の対象とする区域であり、わが国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当）と全国予報区を11に分割した地方予報区、地方予報区を更に56に分割した府県予報区から成っている。北海道においては全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と7つの府県予報区に分かれている。この府県予報区を担当する官署（府県予報区担当気象官署及び分担気象官署）の内、本町に関わる官署は次のとおりである。

府県予報区名称	区域	担当官署
網走・北見・紋別地方	オホーツク総合振興局管内	網走地方気象台

イ 府県天気予報及び特別警報・警報・注意報に用いる細分区域名は次のとおり。

(ア) 一次細分区域

府県天気予報を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定する。なお、北海道において、オホーツク総合振興局管内は網走地方・北見地方・紋別地方、その他は総合振興局又は振興局単位の地方とする。

(イ) 二次細分区域

特別警報・警報・注意報の発表に用いる区域。市町村を原則とするが、一部市町村を分割して設定している場合がある。

二次細分区域において、海に面する区域にあつては、沿岸の海域を含むものとする。

(ウ) 市町村等をまとめた地域

二次細分区域ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域。

注）警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

府県予報区 (担当気象官署)	一次細分 区域名	市町村等をまとめた地域	二次細分区域名
網走地方 (網走地方気象台)	網走地方	網走西部	北見市常呂、網走市、 佐呂間町、大空町

(2) 海上予報区

海上予報区は、海上予報と海上警報を発表する区域であり、全般海上予報区（気象庁本庁担当）と全般海上予報区を12に分割した地方海上予報区から成っており、そのうち以下の担当区域を札幌管区気象台が担当する。

担当気象官署	地方海上予報海域名	細分海域
札幌管区気象台	日本海北部及びオホーツク海南部 ※	サハリン西方海上 宗谷海峡 北海道西方海上 サハリン東方海上 網走沖

※茂津多岬の突端から270度に引いた線以北及び知床岬の突端から90度に引いた線以北並びに千島列島以北の海岸線から300海里以内の海域で5つの海域に細分している。

第2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）、水防法（昭和24年6月4日法律第193号）、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の規定に基づき行うもので、本町における特別警報・警報・注意報等の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次によるものとする。

1 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達

(1) 種類及び発表基準

ア 気象に関する特別警報

予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を示して行う警報。発表は市町村単位で発表される（一部の市町村は分割）。

なお、道内では、平成26年9月11日に石狩・空知・胆振地方で大雨特別警報（土砂災害・浸水害）が発表されている。

現象の種類	概要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

イ 気象に関する警報・注意報

（ア）気象警報

大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

(イ) 気象注意報

大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし、「大雪＋強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪注意報が発表される。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。
雷注意報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、大気乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・水没等の被害が発生するおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する（気温0℃付近で発生しやすい）おそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物への著しい被害や、水道管の凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。

ウ 高潮警報及び注意報

高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

エ 洪水警報及び注意報

洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

※ 土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

（２）警報基準及び注意報基準

町における警報基準及び注意報基準は、資料３－２のとおりである。

(3) 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報 (避難情報等)
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 (必ず発令されるものではない)
～警戒レベル4までに必ず避難！～			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 (令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令)
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難※	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を 確認する	洪水、大雨、 高潮注意報
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報

※ 高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり自主的に避難

市町村は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や橋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する。

警戒レベル相当情報	住民が自ら行動を取る際の判断に参考となる情報			
	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報 (下段：土砂災害の危険度分布)	高潮に関する情報
	水位情報がある場合 (下段：国管理河川の洪水の危険度分布)	水位情報がない場合 (下段：洪水警報の危険度分布)		
5相当	氾濫発生情報 (危険度分布：黒 (氾濫している可能性))	大雨特別警報(浸水害)※2 (危険度分布：黒 (災害切迫))	大雨特別警報(土砂災害)※2 (危険度分布：黒 (災害切迫))	高潮氾濫発生情報※3
4相当	氾濫危険情報 (危険度分布：紫 (氾濫危険水位超過相当))	危険度分布：紫 (危険)	土砂災害警戒情報 (危険度分布：紫 (危険))	高潮特別警報※4 高潮警戒※4
3相当	氾濫警戒情報 (危険度分布：赤 (避難判断水位超過相当))	洪水警戒 (危険度分布：赤 (警戒))	大雨警戒(土砂災害) (危険度分布：赤 (警戒))	高潮警戒に切り替える可能性に言及する 高潮注意報
2相当	氾濫注意情報 (危険度分布：黄 (氾濫注意水位超過))	危険度分布：黄 (注意)	危険度分布：黄 (注意)	
1相当				

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報(市町村に対し、関係機関からブッシュ型で提供される情報)

下段細字：常時、地図上での色表示などにより、状況が提供されている情報(市町村が自ら確認する必要がある情報)

※1 HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200m毎)の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2～5相当の危険度を表示。

※2 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報(浸水害)の対象としている。

※3 水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。

※4 高潮警戒は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警戒は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警戒を高潮特別警戒として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。

注)本資料では、気象庁が提供する「大雨警戒(土砂災害)の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

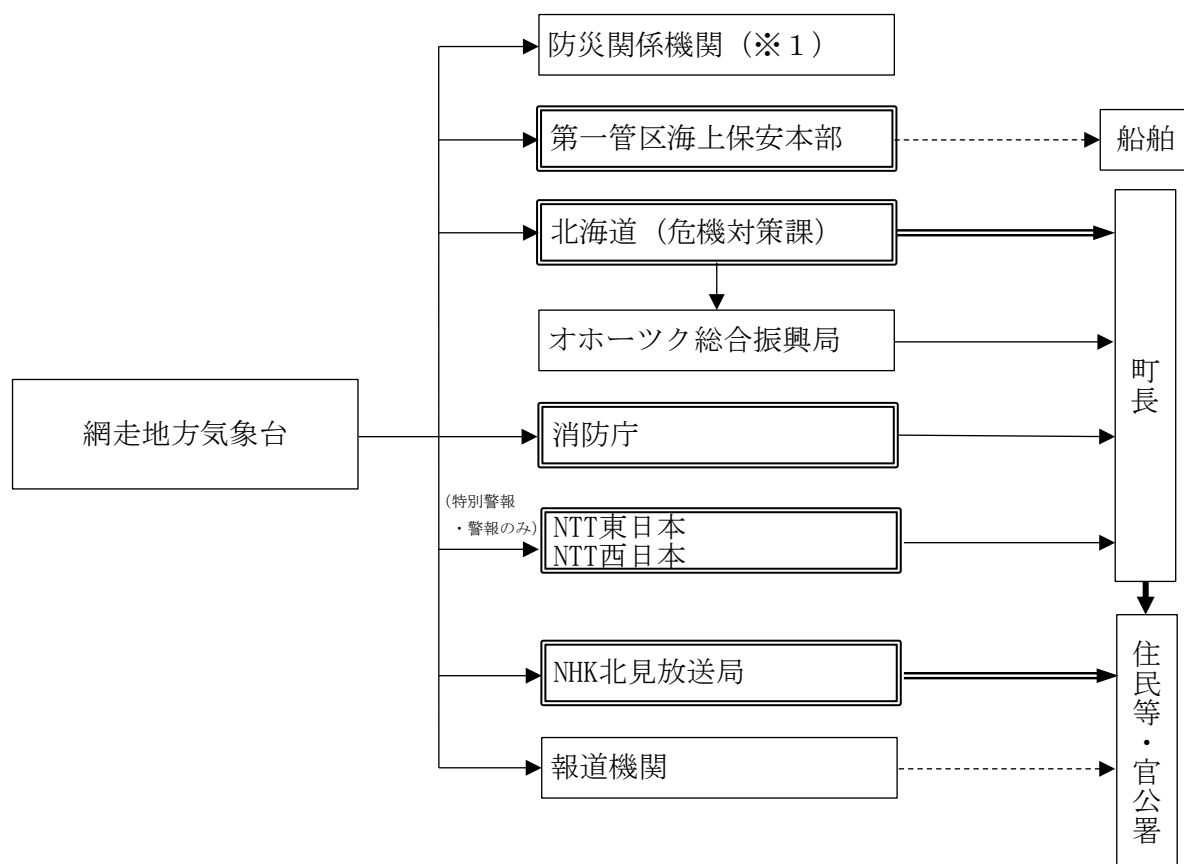
(4) 気象等に関する特別警戒・警戒・注意報の伝達

伝達は、次の系統図により伝達先に対して行う。この伝達は、府県予報区担当官署及び分担気象官署が実施する。北海道には道内において発表されたすべての警戒が伝達される。気象官署の法定伝達機関は、消防庁、海上保安官署、北海道、NTT東日本・西日本、NHK放送局である。

なお、気象業務法第15条の2に規程に基づき、気象等に関する特別警戒を受けた北海道は直ちに関係市町村に通知し、北海道からの通知を受けた町は直ちに住民及び所在の官公署への周知の措置を講じなければならない(法定義務)。

※周知の措置：スピーカーによる放送、広報車巡回、携帯メールサービス、消防団等による伝達等

防災気象情報の伝達系統図



※注) （二重線）で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく気象等の特別警報・警報通知先

====>（二重線）は、特別警報が発表された際に気象業務法の規定に基づく通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

----->は、放送・無線

（※1）北海道開発局、陸上自衛隊北部方面総監部（情報部資料課）、北海道警察本部、北海道運輸局、北海道電力ネットワーク株式会社 等

2 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。

種類	概要
	・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

3 海上気象等に関する情報

(1) 海上警報

船舶の運行に必要な海上の気象、波浪その他に関する警報で予想される風の強さによって、

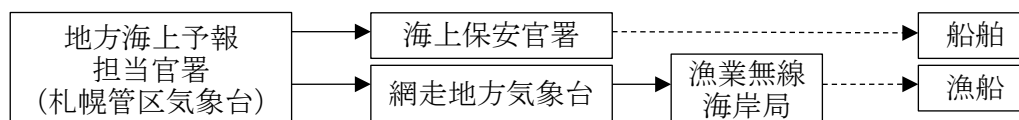
次の5種類に分けて発表する。

種別	呼 称		
	英文	和文	説 明
一般警報	WARNING	海上風警報	気象庁風力階級表の風力階級7（28～33kt）の場合
		海上濃霧警報	濃霧について警告を必要とする場合（海上の視程約500m以下又は0.3海里以下）
強風警報	GALE WARNING	海上強風警報	気象庁風力階級表の風力階級8（34～40kt）及び9（41～47kt）の場合
暴風警報	STORM WARNING	海上暴風警報	気象庁風力階級表の風力階級10以上（48kt～）の場合（台風により風力階級12（64kt～）の場合を除く）
台風警報	TYPHOON WARNING	海上台風警報	台風により気象庁風力階級表の風力階級12（64kt～）の場合
警報なし	NO WARNING	海上警報なし 海上警報解除	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合

（注）この表に掲げる以外の現象について警告を発する必要がある場合は、一般警報として現象名の前に「海上」を附した警報を行うことがある。（例：海上着氷警報）

（2）伝達

伝達系統は次のとおりである。



（-----▶ は放送・無線）

4 水防活動用気象等警報及び注意報

水防活動の利用に適合する予報及び警報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる警報及び注意報により代行する。

その種類は次のとおりであり、伝達は、次の系統により行う。

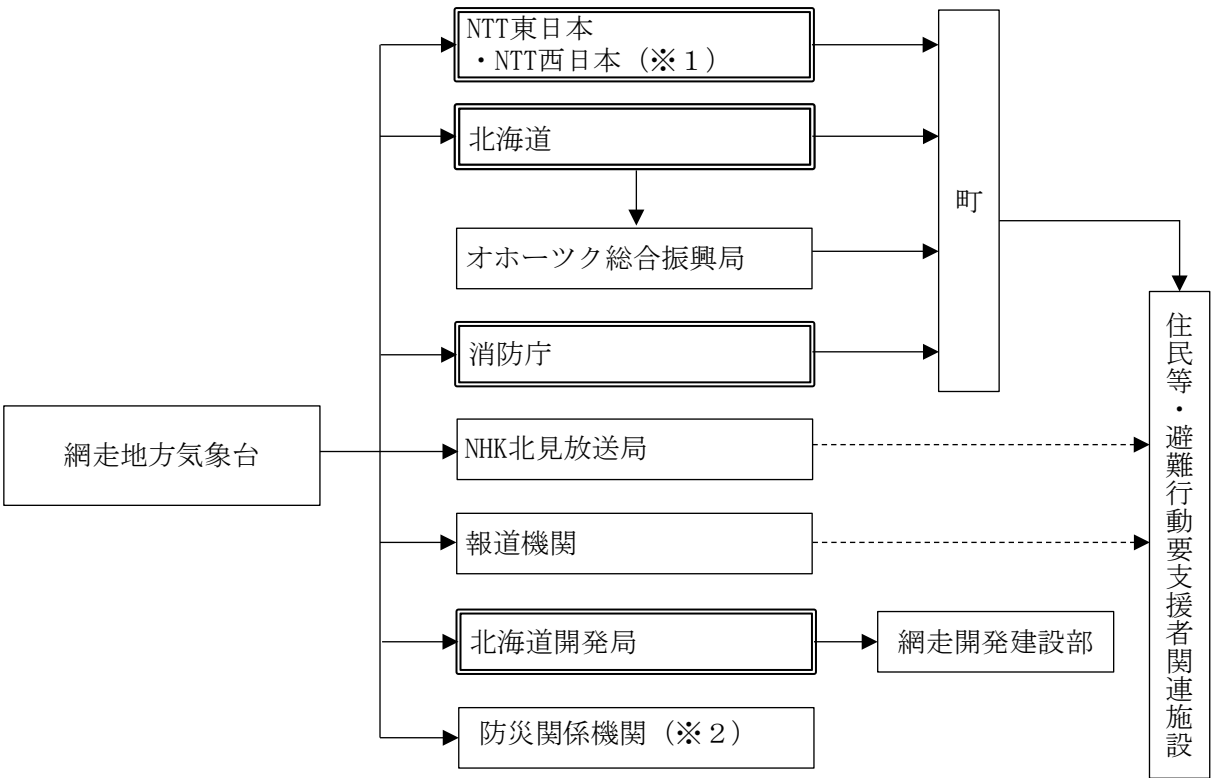
（1）種 類

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
	大雨特別警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報
	高潮特別警報

水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報
	津波特別警報

(2) 伝達

水防活動用気象等警報・注意報



※注) (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく気象等の特別警報・警報通知先

-----▶ は、放送・無線

(※1) NTT東日本及びNTT西日本には、水防活動用気象等注意報の通知は行わない。
(※2) 陸上自衛隊北部方面総監部 (情報部資料課)、北海道警察本部、北海道運輸局、北海道電力ネットワーク株式会社 等

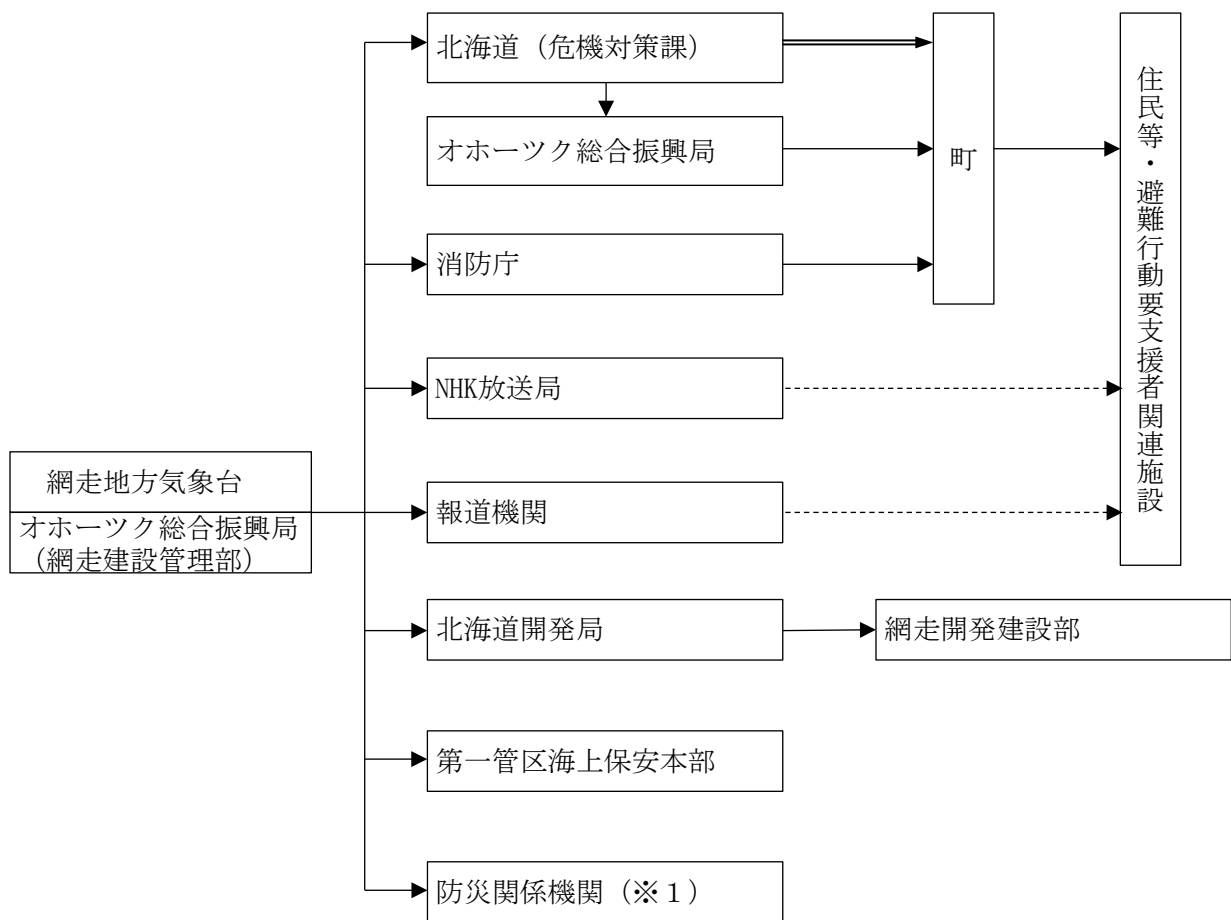
5 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、オホーツク総合振興局と網走地方気象台から共同で発表される。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる

(<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>)。

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

伝達は次の系統により行う。



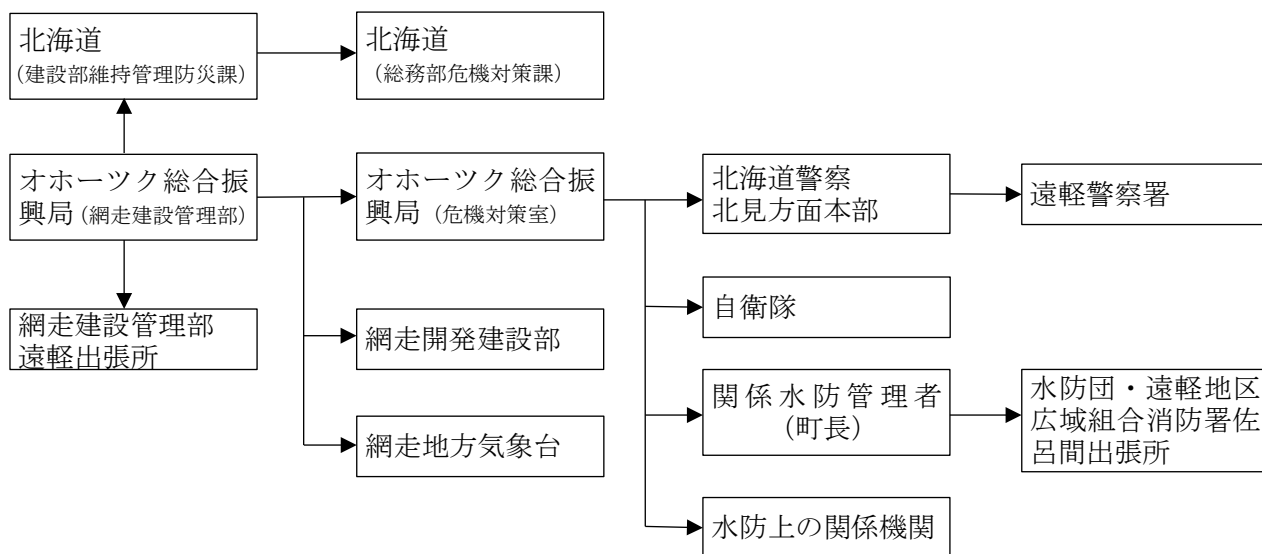
※注) $\Longrightarrow$ (二重線) は、土砂災害防止法第27条の規定に基づき通知が義務付けられている伝達経路

-----▶ は、放送

(※1) 陸上自衛隊北部方面総監部（情報部資料課）、北海道警察本部、北海道運輸局、北海道電力ネットワーク株式会社 等

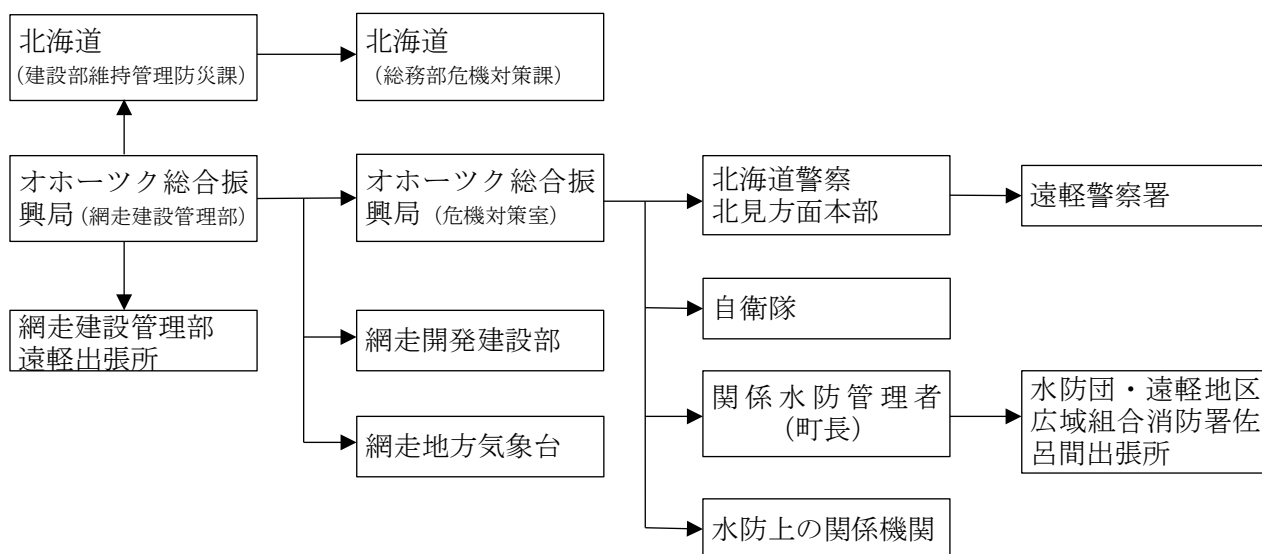
6 水防警報（水防法第16条）

水防法第16条第1項の規定により、知事が指定した河川についての水防警報は、北海道が発表し、伝達は次の系統により行う。



7 水位情報の通知

水防法第13条第2項の規定により、知事が指定した水位周知河川の水位情報の通知は、次の伝達系統により行う。



8 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

網走地方気象台が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条の規定に基づき、北海道に通報される。

通報を受けた北海道は、管内市町村長に通報する。町長はこの通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発表することができる。

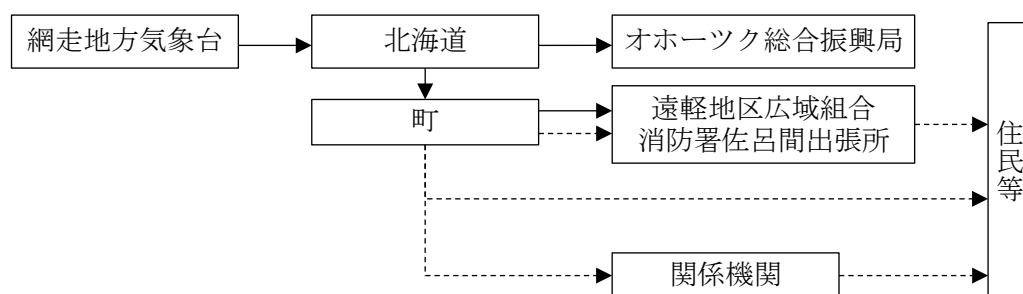
なお、火災気象通報は林野火災気象通報を兼ねるものとする。

(1) 通報基準

振興局名	発表官署	通 報 基 準
オホーツク 総合振興局	網走地方気象台	実効湿度60%以下で最小湿度30%以下の場合、若しくは、 平均風速が陸上で12m/s以上の風が予想される場合。 なお、降水及び降雪の状況によっては、火災気象通報を行わない場合がある。

(2) 伝 達

伝達方法は次のとおりとする。



-----▶ は市町村長が火災に関する警報を発した場合

9 気象情報等

(1) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（網走地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（網走・北見・紋別地方など）で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(2) 北海道地方気象情報、網走・北見・紋別地方気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される情報。

(3) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表される情報。

(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から

発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

土砂キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

浸水キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

洪水キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表される情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨が発表される。

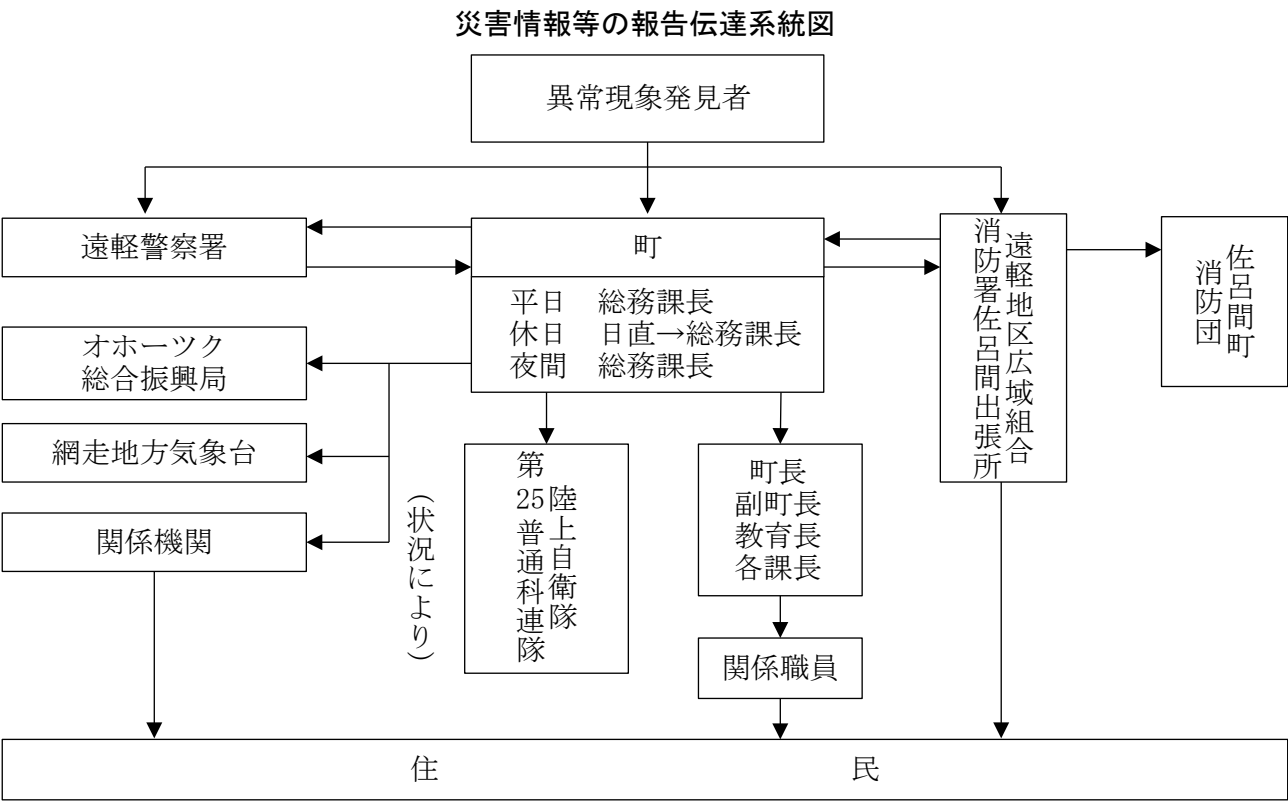
この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

※ 雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）：<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

第3 異常現象を発見した者の措置等

1 通報義務（基本法第54条第1及び2項）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を町長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するように努力しなければならない。



2 警察官等の通報（基本法第54条第3項）

異常現象発見者から通報をうけた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに町長に通報しなければならない。

3 町長の通報（基本法第54条第4項）

異常現象に関する通報を受けた町長は、網走地方気象台及び関係機関に通報しなければならない。

あて先官署名	電話番号	地域
網走地方気象台 網走市台町2-1-6	網走 (0152) 43-4349 (防災)	オホーツク総合振興局 地域管内

第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

町、道及び国は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、町、道、国及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

加えて、町、道及び国は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、町は、災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、町、道及び防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び住民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進に関する計画は、次に定めるところによる。

第1 実施責任者

1 防災関係機関全般

災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、住民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び

防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

2 町及び道

- (1) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとする。
- (2) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。
- (3) 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。
- (4) 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。

第2 配慮すべき事項

- 1 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- 2 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努める。
- 3 地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。
- 4 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進にも努めるものとする。
- 5 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- 6 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- 7 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

第3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- 1 各種防災訓練の参加普及
- 2 ラジオ、テレビ、有線放送施設の活用
- 3 インターネット、SNSの活用
- 4 新聞、広報誌（紙）等の活用
- 5 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- 6 広報車両の利用
- 7 テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- 8 防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催
- 9 学校教育の場の活用
- 10 その他

第4 普及・啓発及び教育を要する事項

- 1 町地域防災計画の概要
- 2 北海道防災基本条例の概要
- 3 災害に対する一般的知識
- 4 災害の予防措置
 - (1) 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
 - (2) 防災の心得
 - (3) 火災予防の心得
 - (4) 台風襲来時の家庭の保全方法
 - (5) 農作物の災害予防事前措置
 - (6) 船舶等の避難措置
 - (7) 家庭動物との同行避難の心得
 - (8) その他
- 5 災害の応急措置
 - (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - (2) 災害の調査及び報告の要領、連絡方法
 - (3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - (4) 災害時の心得
 - ア （家庭内、組織内の）連絡体制
 - イ 気象情報の種別と対策
 - ウ 避難時の心得
 - エ 被災世帯の心得
- 6 災害復旧措置
 - (1) 被災農作物に対する応急措置
 - (2) その他

7 その他必要な事項

第5 学校教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- 3 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- 4 児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努める。
- 5 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- 6 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める

第6 普及・啓発の時期

防災の日（9月1日）、防災週間（8月30日から9月5日までの期間）、水防月間（6月1日から6月30日までの期間）、土砂災害防止月間（6月1日から6月30日までの期間）、山地災害防止キャンペーン（5月20日から6月30日までの期間）、津波防災の日（11月5日）及び防災とボランティアの日（1月17日）、防災とボランティア週間（1月15日から21日までの期間）等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、本計画の定めるところによる。

第1 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

1 水防訓練

遠軽地区広域組合消防署佐呂間出張所等の動員、水防工法、水防資材及び機材の輸送、通報伝達訓練等を実施する。

2 土砂災害に係る避難訓練

3 消防訓練

遠軽地区広域組合消防計画書の定めるところによる。

4 避難訓練

水防訓練又は消防訓練と併せて指定避難場所・避難所への避難訓練を実施する。

5 情報通信訓練

気象等警報の伝達、災害発生状況報告、被害状況報告等について、主通信・副通信を組み合わせて伝達訓練を実施する。

6 非常招集訓練

災害時に迅速に非常配備体制を整えるため、非常招集の発令、伝達及び参集要領等についての訓練を行う。

7 総合防災訓練

町、防災関係機関及び協力団体等が、あらゆる災害を想定して、これらの訓練を包括した総合防災訓練を実施する。

8 防災図上訓練

各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

9 応援・受援計画

10 その他災害に関する訓練

他の機関で実施する訓練への協力その他防災に関する訓練を実施する。

第3 訓練の実施方法

- 1 訓練は、それぞれの目的に合わせ、別に実施要領を定め実施する。
- 2 国、道及び関係機関が主催する各種訓練に積極的に参加する。

第4 相互応援協定に基づく訓練

町及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

第5 民間団体等との連携

町及び防災関係機関等は防災の日や防災週間等を考慮しながら、自主防災組基、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

第6 複合災害に対応した訓練の実施

防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

町及び関係機関は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第1 食料その他の物資の確保

1 町は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、次の事項にも留意しながらおおむね発災から3日目までに必要な数量を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。なお、町の備蓄物資は資料7-2のとおりである。

- (1) 観光地や昼夜間人口が大きく異なる地域は、滞在人口の多い時間帯の災害発生を考慮して備蓄すること。
- (2) アレルギー対応食や流動食、適温食の提供に必要な資機材を備蓄するなど、避難者の健康に配慮すること。
- (3) 厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に孤立予想地域の備蓄の充実を図ること。
- (4) 備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、孤立予想地域における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定すること。

[備蓄品の例]

食料…米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク

飲料水…ペットボトル水

生活必需品…毛布、防寒具、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用・大人用）

衛生用品…マスク、消毒液

燃料…ガソリン、灯油、固形燃料、カセットガス

その他…トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ（電源不要なもの）、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋、ライター、マッチ、カセットコンロ、使い捨てカイロ

2 町は、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、住民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

第2 防災資機材の整備

町及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の

整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努める。
町の防災資機材の保有状況は資料7－1のとおりである。

第3 備蓄倉庫等の整備

町は、災害時の孤立集落の発生に備え、備蓄倉庫の分散化に努める。

第4節 相互応援（受援）体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、町及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティアによる防災活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

第1 基本的な考え方

町及び災害予防責任者は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や町地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、派遣職員が現地において自活できるよう必要な資機材や装備品等を携帯させることに努めるものとし、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

第2 相互応援（受援）体制の整備

- 1 道や他の市町村への応援要請又は応援が迅速かつ円滑に行えるよう、応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリストなど、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- 2 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。
- 3 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。

第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- 1 町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力し、発災時の災害ボランティアとの連携についても検討するものとする。
- 2 町及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- 3 町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- 4 町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。
- 5 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、社会福祉協議会とともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用負担については、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第1 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、自主防災組織の普及のため、啓発資料の作成をはじめ担当者研修会や研修の実施等により自主防災組織のリーダー育成に努める。自主防災組織のリーダー育成にあたっては、「北海道地域防災マスター制度」の活用を推進する。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

第2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令等制度の周知徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

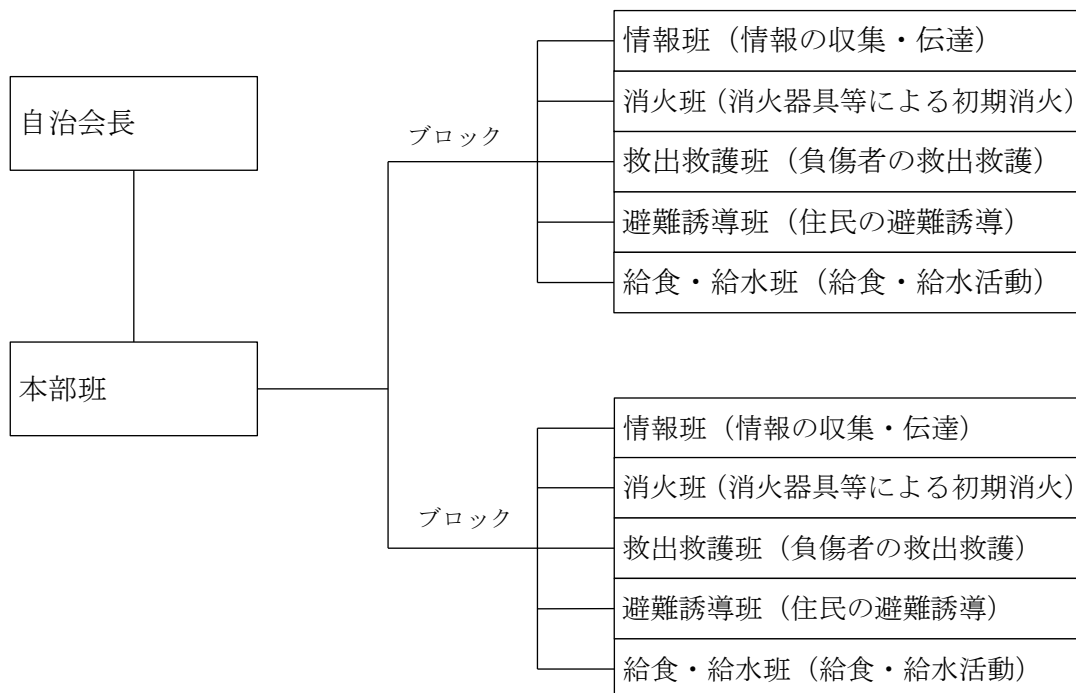
第3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- 1 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあつては、いくつかのブロックに分ける。
- 2 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

○自主防災組織の編成（編成例）



第4 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

（1）防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人一人の日頃の備えや災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に関する正しい知識の普及を図る。

（2）防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人一人が適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練があり、個別訓練として次のようなものが考えられるが、訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

エ 避難所解説・運営訓練

指定避難所の開設及び地域住民による自主的な運営を行う訓練を実施する。

オ 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

カ 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

2 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

ア 連絡をとる防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

(3) 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、消防・警察に通報した上で町に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、医療機関・救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町から緊急安全確保や避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨、暴風、火災、崖崩れ、地滑り等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

特に、避難行動要支援者に対しては、町内会や自治会等地域住民の協力のもとに早期に避難させる。

（５）指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（Doはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

（６）給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第6節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

第1 避難誘導体制の構築

- 1 町は、大規模火災、津波等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路の整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難所、避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
- 2 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- 3 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- 4 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- 5 オホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室（遠軽地域保健支所）は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。
- 6 町は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- 7 町は、小学校就学前の子供たちの安全で確実な避難のため、災害時における保育所等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- 8 町は、観光施設を通じ、観光客に災害時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。
- 9 町は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れら

れるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

- 10 冬期の避難は、積雪や路面凍結等により時間を要することや暴風雪による視界不良、大雪・雪崩による避難経路の寸断、寒さによる低体温症のリスクについて注意する必要があることから、町は、日頃から、冬期における避難誘導體制の検討や冬期避難の困難性に関する住民等への周知に努めるものとする。
- 11 町は、道と互いに連携し、基本となる手順等を踏まえながら、ホテル・旅館・福祉施設等、避難先との連携協定や避難者への周知方法、避難者と2次避難先とのマッチング、輸送方法等、広域避難等が円滑に実施できるよう、その環境整備を図る。

第2 指定緊急避難場所の確保等

- 1 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

基準	異常な現象						
	がけ崩れ ・ 土石流 ・ 地すべり	大規模な 火事	洪水	高潮	内水氾濫 (※1)	津波	地震
管理の基準		居住者等に解放され、居住者等受入用部分等（*）について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの 〔* 下記 a 2 の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる〕					
施設の 構造の 基準 又は 立地の 基準 (A)・(B) いずれ かに 該 当	構 造 (A) 施設の 基準が 複数あ る場合 は、そ の全て を満た すこと 《例》 津波は a1、a2 、a3を 満たす	想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある（a 2） 異常な現象による水圧、波力、振動、衝撃等が作用する力によって、施設の構造耐力上支障のある事態（損壊、転倒、滑動、沈下等）を生じない構造のもの（a 1）					施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等（※3）に適合するもの（a 3）
	立 地 (B)	安全区域内（人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内）にある					当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない

※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水

※2 建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定

- 2 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 3 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 4 町は、当該指定緊急避難場所が廃止、又は基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- 5 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

第3 指定避難所の確保等

- 1 町は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

規 模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構 造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立 地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交 通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- 2 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。
- (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- (2) 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- (3) 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- (4) 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めていること。
- 3 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- 4 町は、指定避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。
- (1) 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておく。
- (2) 福祉避難所の指定にあたっては、老人福祉施設等や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられる等、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。
- (3) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (4) 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
- (5) 町は、指定管理施設や民間の施設が指定避難所となる場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- 5 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えよう

とするときは、町長に届け出なければならない。

- 6 町は、当該指定避難所が廃止、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。
- 7 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示する。
- 8 町は、家庭動物の同行避難を受入れることができる施設、又は飼育スペースの確保に努める。確保にあたっては、人が家庭動物と同室で避難生活を行うことができないこと（身体障がい者の補助犬は例外）に留意する。
- 9 町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。
- 10 町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

第4 避難計画の策定等

1 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

2 ハザードマップ・webハザードマップ等の作成及び住民等への周知

町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載したハザードマップ・webハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ハザードマップ等の配布・周知等に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

3 町の避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じ

て避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

なお、避難計画の策定に際しては、昼夜間人口の差異や孤立可能性、冬の寒さ、夏の暑さ等の地理的・気象的条件を考慮するよう努めるものとする。

- (1) 避難指示等を発令する基準及び伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区、収容人数及び家庭動物受入可否
- (3) 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む）
- (4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- (5) 避難場所・避難所の開設等に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア 給水、給食措置
 - イ 毛布、寝具等の支給
 - ウ 衣料、日用必需品の支給
 - エ 冷暖房及び発電機用燃料の確保
 - オ 負傷者に対する応急救護
 - カ 上記のほか、一人一人の事情から生じる多様なニーズに配慮するなど、被災者の人間らしさを保つために必要な生活環境の整備
- (6) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項
 - ア 避難中の秩序保持
 - イ 住民の避難状況の把握
 - ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
 - エ 避難住民に対する各種相談業務
- (7) 避難に関する広報
 - ア 防災行政無線等による周知
 - イ SNSを活用した周知
 - ウ 緊急速報メール、登録制メールによる周知
 - エ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
 - オ 避難誘導者による現地広報
 - カ 住民組織を通じた広報

4 避難所運営

避難所運営において、町は、地域におけるマニュアルの作成や訓練等を通じて、住民等が主体的に避難所運営に関与できるよう指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。

5 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、道路の寸断や停電の発生等に加え、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避

難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、デジタル技術を活用し、避難者台帳（名簿）を容易に作成できるシステムを整備することが望ましい。システムを整備する際には、個人情報の取り扱いや、停電時に備えた非常用電源の確保には十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）をデジタル管理する場合においても、避難者の状況を把握するためのシステムのバックアップとして、必要に応じ印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

第5 防災上重要な施設の管理等

- 1 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。
 - （1）避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）
 - （2）避難の経路
 - （3）移送の方法
 - （4）時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
 - （5）保健、衛生及び給食等の実施方法
 - （6）暖房及び発電機の燃料確保の方法
- 2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第6 公共用地等有効活用への配慮

北海道財務局及び道と相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害時における避難行動要支援者の安全の確保等については、本計画の定めるところによる。

第1 安全対策

災害時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町及び社会福祉施設等の管理者は、これらの要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自治会及び自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1 町の対策

町は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

(1) 避難行動要支援者避難支援計画・町地域防災計画策定

町は避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、町地域防災計画に定めるとともに、細部的な部分については佐呂間町災害時等要援護者支援実施要綱の定めるところによる。

(2) 要配慮者の把握

町は、要配慮者について、町の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報提供

町は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものについて、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿（佐呂間町災害時等要援護者支援実施要綱に基づく登録台帳を以って兼ねる。）を作成する。

また、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合又は平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合に、遠軽地区広域組合消防署佐呂間出張所、遠軽警察署、民生委員、一般社団法人遠軽医師会、介護関係団体、障がい者団体、

居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、町社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

(5) 個別計画の策定

町は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(6) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、本計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(7) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

(8) 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

地区防災計画が定められている場合は、個別避難計画で定められた避難支援等を含め、地域全体での避難が円滑に行われるよう、地区全体の中での避難支援の役割分担や支援内容が整理され、両計画の整合性が図られるとともに、訓練等で両計画の連動について実効性を確認すること。

(9) 福祉避難所の指定

福祉避難所の指定にあたっては、老人福祉施設等の施設等の施設や指定避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられる等、要配慮者

の状態に応じて安心して生活できる体制を整備する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。また、福祉避難所内における福祉支援として、道や社会福祉協議会から人材の派遣を要請するものとする。

2 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整備する。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時に取るべき行動などについて理解や関心を深めるため、防災教育を定期的に実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や利用者・入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者等の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

特に、自力での避難が困難な利用者・入所者がいる施設においては、夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努める。

第2 外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを

踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

- 1 支援物資の入手方法や広域避難の案内等、多言語による広報の充実
- 2 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化及びピクトグラム化
- 3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- 4 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、本計画に定めるところによる。

第1 防災会議構成機関

- 1 情報等の収集及び連絡を迅速かつ的確に行うため、気象等特別警報・警報・注意報及び災害情報等の取扱い要領を定め、災害時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定め、あらかじめ防災会議会長（町長）に報告するものとする。
- 2 情報に関し必要とする資料その他を積極的に防災会議構成員間で共有するとともに、町地域防災計画（資料編）に掲載するよう努める。
- 3 災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するものとする。

また、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

第2 町、道及び防災関係機関

- 1 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある町で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話や衛星インターネットなどにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。
- 2 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化、非常用電源の確保に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の無線通信システムの整備を図るとともに、ケーブルテレビ網等の有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話、衛星インターネット等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

また、電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

なお、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、町、道及び消防本部等を通じた一体的な整備を図るものとする。

- 3 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。

なお、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

- 4 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図るものとする。
- 5 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施すること。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努めるものとする。
- 6 町は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努めるものとする。
なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努めるものとする。
- 7 町は、住民、職員に対し、災害情報・気象情報の自動配信、さらに、職員に対しては、緊急時、参集対象者に確実に情報伝達が可能となるよう多種多様な手段や方法で行うシステムの構築に努める。
- 8 防災関係機関は、災害時の各機関間の情報通信手段として公共安全モバイルシステムの整備に努め、平常時から訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。

第3 情報伝達体制の整備

町は災害時において情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため、通信手段の多重化・多様化に努める。特に被災者等への情報伝達手段として、次のとおり多様な手段の整備に努め、テレビ難視聴地域においては、共聴施設の耐災害性強化等により、災害時における機能強化が図られるよう環境整備を促進する。

- 1 広報車
- 2 防災行政無線（戸別受信機を含む。）
- 3 インターネット（町ホームページ）
- 4 SNS（X（旧・Twitter）、Facebook）
- 5 北海道防災情報システム
- 6 災害情報共有システム（Lアラート）
- 7 全国瞬時警報システム（J-ALERT）
- 8 テレビ（ワンセグを含む）
- 9 ラジオ（コミュニティFM放送を含む）
- 10 携帯電話（緊急速報メール、登録制メール）、電話、FAX
- 11 北海道総合行政情報ネットワーク
- 12 臨時災害放送局
- 13 共聴施設
 - （1）共立4テレビ組合 佐呂間町字共立
 - （2）大成テレビ組合 佐呂間町字大成
 - （3）トカロチテレビ組合 佐呂間町字富武士
 - （4）若里テレビ有線放送組合（NHK共聴施設） 佐呂間町字若里

- (5) 富富士テレビ有線放送組合（NHK共聴施設） 佐呂間町字富富士
- (6) 緑園テレビ共同視聴組合（NHK共聴施設） 佐呂間町字西富

第9節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するための必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

第1 建築物防災の現状

本町においても、人口、産業の市街地への集中がみられ、市街地における災害の危険性は増大している。

市街地には建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大のおそれが大きくなっている。

第2 予防対策

建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を防火構造・準防火構造とし、不燃化対策を講ずる。

第3 崖地に近接する建築物の防災対策

町は、崖の崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、崖地近接等住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

第10節 消防計画

消防の任務は、その施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことにある。

なお、本町、遠軽町及び湧別町で構成する遠軽地区広域組合消防本部において具体的な消防計画を定める。

第1 消防予防計画

1 予防査察

特定防火対象物、危険物貯蔵所及び一般家庭の予防査察を計画的に実施するほか、乳幼児、高齢者、障がい者等、避難行動要支援者の死傷者防止の徹底を目的とした防火査察、指導を計画的に実施し、火災の未然防止を図る。

2 防火思想の普及啓発、活動の充実

(1) 諸行事による普及

年2回の火災予防運動を実施し、町広報紙、インターネットホームページ及びパンフレット等による啓発を行い、防火思想の普及に努める。

(2) 防火管理者の育成と防火体制の強化

防火管理者制度の完全実施を図るため、講習会を実施し、防火対象物の防火管理者の知識向上と防火体制の強化を図る。

第2 組織体制

火災等の災害に対処するための組織及び事務分掌は「遠軽地区広域組合消防計画書」に基づき、次のとおり区分する。

1 平常時の組織

平常時における消防行政に係る事務分掌を円滑かつ迅速に行うための体制は資料2-1のとおりとする。

2 非常時の組織及び事務分掌

非常時、災害の態様により平常時の体制で対処できない場合の体制及び事務分掌は資料2-1のとおりとする。

3 通常災害時の部隊編成

火災等の現場で、効率的な活動を行い、かつ、職員の安全を確保することを目的とする、消防職員の階級に基づく指揮命令系統は資料2-1のとおりとする。

災害種別及び出動区分に応じ、配備車両を適宜運用するものとし、各所属における部隊編成は別に定める。

4 非常災害時の部隊編成

非常時に消防活動を継続するための部隊編成は、通常災害時に準ずるものとする。

5 消防団の部隊編成

火災等の現場で、効率的な活動を行い、かつ、団員の安全を確保することを目的とする、消

防団員の階級に基づく指揮命令系統は資料2-1のとおりとする。

また、災害種別及び出動区分に応じ、配備車両を適宜運用するものとする。

第3 消防力の整備

消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針に基づき、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

なお、遠軽地区広域組合消防署佐呂間出張所の組織、消防施設及び資機材の状況は資料2-1～2-3のとおりである。

第4 地理水利及び災害危険区域等の調査

災害に対して適切な防御活動を行うため、地理水利及び災害危険区域等の調査計画を定める。

なお、調査の結果に基づき、大規模な災害の発生を想定した防ぎょ計画を策定する。

1 地理水利調査

地理水利調査は、佐呂間町の警防活動上必要な地理水利の状況に精通するとともに、その実態を把握して円滑な警防活動の遂行を図るものとする。

2 災害危険区域等の調査

災害危険区域等の調査は、木造密集箇所、浸水危険箇所、大量危険物、高圧ガス及びラジオアイソトープ（RI・放射性同位元素）等の災害の発生に際し、被害が拡大するおそれのある危険な箇所、高層建物及び大規模木造建物等の特殊建物について調査を行う。

なお、調査の結果に基づき、災害種別ごとに災害危険区域等の指定を行い、指定した後の事情の変化については、必要に応じて調査を行う。

3 被害想定図の作成

被害想定図は、火災、風水害及び地震時に被害を及ぼす範囲をあらゆる角度から検討し、その結果を図示して作成する。

第5 消防職員及び団員の教育訓練

消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の錬成と第一線防災活動の充実強化を図るため、「遠軽地区広域組合消防計画書」や「消防学校における教育訓練の基準」等に基づき、計画的に研修、教育、訓練、惨事ストレス対策を実施する。

第6 警報発令の伝達

異常気象時における災害を未然に防止するため「遠軽地区広域組合消防計画書」に基づき警報等発令伝達計画を実施する。

1 火災警報等の伝達

本町が発令した火災警報の伝達は、第3章第2節「気象業務に関する計画」に基づくものとし、消防機関は有線通信機器又は無線通信機器で行い、住民等への周知方法等は巡回、広報等

により実施する。

2 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

火災に関する警報を発した場合は、火の使用の制限について必要な措置を行う。

3 火災警報の解除

火災警報の解除の周知は、必要に応じ巡回、広報等で行う。

4 消防職員・団員に対する警報等の伝達及び周知

大雨、洪水、大雪、暴風雪に伴う警報、特別警報の発表を受けた場合は、通信指令装置によるメール一斉送信機能を活用し、消防職員・団員に対して情報の伝達を行う。

第7 災害情報の収集、報告、通報及び記録

1 災害情報の収集

災害情報の収集は、本節第2「組織体制」の定めによるほか、災害現場においては署長又は出張所長がその責に当たる。

なお、その災害の種別、状況及び規模により必要な情報収集を行うものとし、各課長は、主管業務に関して必要な事項の情報収集を行う。

2 災害情報の報告及び連絡

収集した災害情報の報告及び連絡などは、あらかじめ示された連絡手順に基づき実施するものとする。

ただし、調査報告をしない災害の場合は、実情に応じて行う。

3 災害情報の広報

消防本部に広報総括者、消防本部及び消防署に広報責任者を置き「遠軽地区広域組合消防計画書」に基づく広報を行う。

4 災害情報の記録

収集した災害情報の報告及び連絡の内容を記録し、保存する。

第8 火災警防

1 災害情報等伝達

関係機関の通報により必要な場合、災害予警報等をサイレン及び広報車等を通じて周知を図るとともに、「遠軽地区広域組合消防計画書」に基づき、警防体制を速やかに確立する。

2 消防職員及び消防団員の非常招集

消防職員の非常招集は本節第2「組織体制」に定める非常災害時の部隊編成に、必要な警防要員に応じ、「遠軽地区広域組合消防計画書」の非常招集区分（火災）により行う。

なお、消防団員の非常招集は火災の種類又は規模に応じ、火災発生地区の分団又は火災の延焼拡大の危険度により隣接分団を順次招集する。

また、災害時の出動信号は資料2－4のとおりである。

3 出動

出動は、火災等における迅速かつ的確な警防活動を実施するため、災害発生場所、規模及び対象物等により、あらかじめ定めた火災等出動計画に基づき出動する。

4 警戒

気象状況等により火災時に著しく混乱を招き人命の危険が予想されるときは、必要に応じて消防機関の迅速な出動体制及び巡回警戒を行い、災害の未然防止を図る。

(1) 警戒

火災警報発令時において、火災が発生した場合、大規模な火災となるおそれ又は人命の危険が大きいと予想される危険区域及び特殊地域等を巡回警戒し、予防広報及び火の使用の制限を併せて行い、災害の未然防止を図る。

(2) 特別警戒

特別警戒は、火災時に災害の拡大又は人命の危険が予想される火災多発期及び年末年始並びにその他行事等で警戒が必要な時に実施し、災害の未然防止を図る。

5 通信

「遠軽地区広域組合消防計画書」に基づき、火災、救急その他の災害について、その消防通信機能を十分に発揮させ、消防業務の効果的かつ効率的な運用を図る。

6 火災防ぎょ

火災防ぎょは、火災発生時、地理水利及び建物等の関係で延焼の拡大又は人命の危険が予想される危険区域若しくは潜在危険のある建物、危険物、放射性物質、林野及び車両等に対する防ぎょ計画を「遠軽地区広域組合消防計画書」に基づき策定し、迅速かつ的確な防ぎょ活動を行う。

第9 風水害等自然災害警防

1 非常招集

消防職員の非常招集は本節第2「組織体制」に定める非常災害時の部隊編成に、必要な警防要員に応じ、「遠軽地区広域組合消防計画書」の非常招集区分（風水害等自然災害）により行う。

なお、消防団員の非常招集は、水防を管理する町長の判断で災害の規模に応じ、災害発生地区の分団又は被害拡大の危険度により隣接分団を順次招集する。

2 出動

出動は、災害の警戒又は規模、災害の場所及び状況等により、あらかじめ定めた出動計画に基づき出動する。

3 資機材の配備

資機材の配備は、気象情報及び情報収集により、被害が予測される地域の関係機関等と連絡を密にし、あらかじめ適切に配備する。

また、使用する車両の指定及び借用資機材の公用調達についても計画を定める。

4 監視警戒

災害を未然に防止し、防ぎょ活動を迅速に行うための監視警戒は、佐呂間町水防計画に示されている重要水防箇所等を対象に必要な応じ行う。

5 通信

風水害等自然災害時には、有線電話による通信が困難な事態が予想されるので、無線電話及び携帯電話等の有機的活用を図り、災害通信及び被災地等の情報連絡（通報）が迅速に確保で

きるよう通信体制を整える。

6 関係機関との連携

風水害等自然災害が発生した場合は、道、国及び関係機関の業務内容を十分把握した上で、密接な連携・連絡を図る。

7 応急給食等の調達

風水害等自然災害の防ぎょ活動に従事する消防職員及び消防団員にかかる応急給食等の調達は、活動が長期にわたる場合を想定したものとし、応急給食の調達方法及び飲料水の確保について、災害の規模に応じた適正な計画を定める。

8 暴風雪対策

暴風雪にかかる警防体制の確保、非常招集、出動等については、災害の特殊性を踏まえた計画を別に定めるものとする。

第10 救助及び救急活動

生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を安全な場所に移動し、若しくは危険を取り除き、その生命を保全して、医療機関等へ搬送する計画は、「遠軽地区広域組合消防計画書」によるものとする。

第11 避難誘導

住民及び被災者等の避難誘導は、第5章第4節「避難対策計画」及び「遠軽地区広域組合消防計画書」によるものとする。

第12 応援協力計画

1 北海道広域消防相互応援協定

遠軽地区広域組合は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害時には、必要に応じ「北海道広域消防相互応援協定」（資料10－20）に基づき、他の消防機関及び他市町村へ応援を要請するものとする。

2 緊急消防援助隊

消防組織法第45条の規定に基づく緊急消防援助隊については「緊急消防援助隊北海道大隊応援等実施計画」（資料10－10）及び「遠軽地区広域組合緊急消防援助隊等受援計画」（資料10－9）によるものとする。

第11節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等については、本計画の定めるところによる。

第1 現況

本町の主要河川は、佐呂間別川水系佐呂間別川本流並びに支流である武士川、仁倉川、安斉川、三線川、四十号の沢川及びオンネルベシベ川となっている。

また、土石流危険渓流として特に水防上警戒を要する河川は、西興生沢川、佐呂間別川、トップウシベツ川となっている。

第2 予防対策

町及び道等は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

なお、融雪出水に係る水害の予防対策は、第4章第14節「融雪災害予防計画」による。

1 町、網走開発建設部、オホーツク総合振興局

洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進するものとする。

また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど河川の管理に万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備するものとする。

さらに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

2 町

(1) 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資器材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。

(2) 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 洪水予報、水位到達情報の伝達方法

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 防災訓練として町長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(ア) 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設)でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

(イ) 大規模な工場その他の施設((ア)に掲げるものを除く。)であって国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に該当するもの(大規模

工場等)でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの(所有者又は管理者からの申し出あった施設に限る。)

- (3) 町地域防災計画において上記(2)イに掲げる事項を定めるときは、町地域防災計画において、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める者へ洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

ア 要配慮者利用施設 所有者又は管理者(自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員)

イ 大規模な工場その他の施設 所有者又は管理者(自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員)

- (4) 浸水想定区域をその区域に含む町長は、町地域防災計画において定められた上記(2)ア～イに掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

- (5) 町は、水防法に基づき指定した排水施設等において、想定し得る最大規模の降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設(当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。)から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

第3 水防計画

水防に関する計画は、水防法に基づき作成した佐呂間町水防計画の定めるところによる。

第12節 風害予防計画

町は、学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。

また、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

第13節 雪害予防計画

雪害に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道雪害対策実施要綱」（資料10－5）を準用するほか、本計画の定めるところによる。

第1 町の体制

町は、雪害対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」（資料10－5）に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- 4 積雪における消防体制を確立すること。
- 5 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- 6 要配慮者世帯の安否確認や除雪支援の体制を整えること。
- 7 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
 - (1) 食料、燃料等の供給対策
 - (2) 医療助産対策
 - (3) 応急教育対策
- 8 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- 9 雪捨て場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分配慮すること。

第2 予防対策

1 除雪路線

- (1) 一般国道で北海道開発局所管にかかわる道路は、網走開発建設部遠軽開発事務所及び北見道路事務所が行う。
- (2) 一般道道で北海道所管にかかわる道路は、網走建設管理部遠軽出張所及び北見出張所が行う。
- (3) 町道については、町が行う。
- (4) 道路除雪にかかわる各機関の除雪作業の基準は、次のとおりである。

ア 北海道開発局所管

種 類	除 雪 目 標
第1種	昼夜の別なく除雪を実施し、常時交通を確保する。
第2種	2車線確保を原則として、夜間除雪は通常行わない。
第3種	1車線確保を原則として、必要な避難場所を設ける。夜間除雪は行わない。

イ 北海道所管

種 類	標準交通量	除 雪 目 標
第1種	1,000台／日以上	2車線以上の所定幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 異常降雪時には、極力2車線確保を図る。
第2種	300台／日以上 1,000台／日未満	2車線（5.5m）以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪時には、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台／日未満	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線（4.0m）幅員で待避所を設ける。 異常降雪時には、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。

ウ 町所管

種 類	およその標準	除雪目標	町道延長	歩道延長
第2種	主として1級町道、スクールバス路線及び積雪指定路線	2車線確保を原則とするが、状況によっては1車線幅員で待避所を設ける。	80.7km うち除雪延長 69.7km	12.3km うち除雪延長 11.9km
第3種	前記以外の2級町道とその他町道	1車線は確保するが、一時又は短期間の交通不能となることもある。	236.8km うち除雪延長 181.9km	17.7km うち除雪延長 16.8km

(5) 交通規制

ア 遠軽警察署長は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により通行の禁止、駐車制限等の交通規制を行う等の措置を講ずるものとする。

イ 道路管理者は、雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止及び制限等の交通規制を行うなど所要の対策を講ずるものとする。

2 除雪機械の数量等

町及び民間委託の除雪機械は、資料8-4のとおりである。

3 積雪時における消防対策

積雪時における消防対策は、第5章第10節「消防計画」に定めるところによる。

4 避難救出措置等

雪害の発生により応急対策を実施する場合は、道と緊密な連絡をとり、避難、救出、給水、

食料、燃料等の供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとする。

5 通信施設の雪害対策

通信施設の雪害防止については、迅速な電話回線障害の復旧を図るため東日本電信電話株式会社北見支店が施設の改善、応急対策等を行うものとする。

6 電力施設の雪害対策

電力施設の雪害防止のため北海道電力ネットワーク株式会社遠軽ネットワークセンター及び網走ネットワークセンターは、関連事業所と連絡を取り、冠雪、着氷雪対策を確立し、必要に応じて特別巡視等を行うものとする。

7 雪崩防止対策

関係機関は、人命の保全を図るため、雪崩発生のおそれのある箇所について調査し、必要がある場合は定期的なパトロール及び防護柵設置などの措置を取り、また、表示板等により住民への周知を図るものとする。

8 屋根雪による事故の防止

雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故を防ぐため、広報等により住民へ周知を図るものとする。

9 雪捨て場

- (1) 雪捨て場は、交通に支障のない場所を選定することとし、やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設けるなどして交通の妨げにならないよう配慮するものとする。
- (2) 河川等を利用し、雪捨て場を設定する場合は、河川管理者と十分協議することとし、河川の流下能力の確保に努め、溢水災害等の防止に十分配慮するものとする。

10 孤立予想地域の雪害対策

異常降雪時における孤立地域の食料、燃料等の供給対策、急患医療対策等については、除雪機械の有効な活用を図り、これにあたるものとする。

第14節 融雪災害予防計画

融雪による河川の出水、雪崩等の災害に対処するための予防対策及び応急対策に関する計画は、「北海道融雪災害対策実施要綱」（資料10－6）を準用するほか、次に定めるところによる。

第1 予防対策

1 気象情報及び積雪状況の把握

融雪期においては、網走地方气象台等関係機関と緊密な連絡を取り、地域内の降積雪の状況を的確に把握するとともに、降雨や気温上昇等に留意しながら出水・雪崩等の予測に努める。

2 河川内障害物の除去及び施設の整備点検

町長及び河川管理者は、河川が融雪、結氷、社雪及び塵芥等により稼働が著しく狭められ、出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努めるとともに、（排・取）水門等河川管理施設の整備点検を行うものとする。

3 道路の除排雪

町長及び道路管理者は、積雪、結氷、滞留水等により道路の交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除排雪や結氷の破砕等を行うとともに道路側溝・排水溝の排水能力確保に努めるものとする。

4 住民に対する水防思想の普及徹底

町長及び河川管理者は、融雪出水に際し、住民の十分な協力が得られるよう広報紙等を活用して水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第2 重要水防区域内等の警戒

出水等に備え、重要水防箇所及び雪崩、がけ崩れ、地滑り等の懸念のある地域、箇所を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により警戒・通報体制を整えるものとする。

- 1 町及び遠軽地区広域組合消防署佐呂間出張所は、住民等の協力を得て、既往の被害箇所、その他水害危険区域を中心に、巡視警戒を行うものとする。
- 2 町は、遠軽警察署等の関係機関と緊密な連絡を取り、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておくものとする。

第3 水防資器材の整備、点検

町及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効率的にするため融雪出水前に現有水防資器材の整備、点検を行うとともに、関係機関及び資器材手持業者等とも十分な打合せを行い、資器材の効率的な活用を図るものとする。

第15節 高波、高潮災害予防計画

高波、高潮による災害の予防については、本計画の定めるところによる。

第1 予防対策

- 1 高潮特別警報・警報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、高波・高潮、津波等危険区域の指定及び水防資器材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。
- 2 住民に対し高波、高潮、津波等危険区域の周知に努めるとともに、町地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。
- 3 町は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

第16節 土砂災害の予防計画

土砂災害の予防については、本計画の定めるところによる。

第1 現況

本町における土砂災害の危険区域は、資料5－4及び資料5－5である。

また、指定状況、位置情報については、以下のホームページから確認することができる。

(北海道土砂災害警戒情報システム・土砂災害警戒区域等の指定状況)

<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/> (HP版)

<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/sp/> (スマートフォン版)

(北海道(民有林)の山地災害危険地区)

<https://hkd-tsn-kikenchiku.jp/>

(北海道(国有林)の山地災害危険地区)

<https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/tisan/kikentiiki/index.html>

第2 土砂災害(特別)警戒区域等の警戒避難体制の整備

1 地域住民等の通報

土砂災害の被害の軽減を行うためには、前兆現象を察知し、速やかな警戒避難体制を確保しなければならない。そのためには、土砂災害(特別)警戒区域等の近隣の地域住民からの通報が重要となる。このことから、町は、前兆現象を察知した場合、町や防災関係機関への通報方法等について、地域住民へ普及周知を図る。

2 警戒避難体制の活動

土砂災害に関する気象情報等	活動内容
- 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)が「注意(黄)」(警戒レベル2相当情報[土砂災害]) 「大雨注意報」(警戒レベル2相当)	(1) 情報収集 (2) 警戒活動準備
- 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害]) 「大雨警報(土砂災害)」(警戒レベル3相当)	(1) 巡視活動による情報収集 (2) 雨量の監視 (3) 高齢者等避難の発令判断 (4) 指定避難所の開設準備及び開設
- 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)が「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害]) 「土砂災害警戒情報」(警戒レベル4相当)	(1) 北海道土砂災害警戒情報システムによる土砂災害危険度の監視 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を重点に巡視活動を強化 (3) 災害対策本部の設置 (4) 避難指示の発令判断 (5) 自主避難の広報
- 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)が「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[土砂災害]) 「大雨特別警報」(警戒レベル5相当)	(1) 緊急安全確保の発令判断 (2) 応急対策の準備

第3 土砂災害警戒情報の収集及び伝達

1 土砂災害警戒情報の概要

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険性が高まった場合に、町長が住民への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行うことや住民の自主避難の判断等の参考となるよう、オホーツク総合振興局（網走建設管理部）と網走地方気象台が共同で発表する情報である。

なお、土砂災害発生の危険度を降雨予測に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものでない。

また、発表対象とする土砂災害は、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地滑り等については発表対象としていない。

2 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次のいずれかに該当する場合に、オホーツク総合振興局（網走建設管理部）と網走地方気象台が協議して行う。

（1）発表基準

大雨警報発表中に降雨の実況値及び数時間先までの予測降雨量が警戒基準（土砂災害発生危険基準線（CL））に達した場合

（2）解除基準

ア 降雨の実況値が警戒基準を下回り、かつ短時間で再び警戒基準を超過しないと予想される場合

イ 無降雨状態が長時間続いている場合

3 土砂災害警戒情報の伝達

町は、土砂災害警戒情報を受けた場合は、直ちに危険箇所の住民、自治会及び関係機関に伝達する。

4 土砂災害警戒情報に係る町の対応

町長は、避難指示等の発令に当たり、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流・斜面の状況、気象状況、住民からの通報等も合わせて前兆現象の収集に努め、総合的に判断を行う。

5 土砂災害警戒区域における避難体制の整備

町は、土砂災害防止法第7条の規定に基づき、土砂災害警戒区域等が指定された場合は、当該区域ごとに次の事項について定める。

（1）土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達体制

（2）避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制

第4 避難指示等の発令基準

避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報等の気象情報を参考にするほか、住民からの通報等により前兆現象の収集に努め、総合的に判断する。

第5 要配慮者への支援

避難行動要支援者を含む要配慮者の支援については、第4章第7節「避難行動要支援者等の要

配慮者に関する計画」に定めるところによる。

また、要配慮者利用施設の管理者に対して、電話・FAX等により土砂災害警戒情報や避難に関する情報等を確実に伝達する。

第6 防災意識の向上

土砂災害（特別）警戒区域等や土砂災害の前兆現象、平時からの備え、その他、指定緊急避難場所や避難情報等の入手方法などを記載したハザードマップを作成し、住民の土砂災害に対する知識等の向上を図る。

第7 形態別予防計画

1 地すべり等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地すべりが発生すると、多くの住家、農地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるおそれがある。

町は、住民に対し、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域等の周知に努めるとともに、土砂災害警戒区域等の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。が発生した場合は、速やかに通報し、避難を呼びかける。

さらに、住民自身による防災措置（異常報告、自主避難等）などの周知・啓発を図る。

2 崖崩れ防止対策

土地の高度利用と開発に伴って、崖崩れ災害が多発する傾向にあり、ひとたび、崖崩れが発生すると、多くの住家、農地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、町は、次のとおり崖崩れ防止の予防対策を実施するものとする。

（1）急傾斜地崩壊（崖崩れ）防止対策

住民に対し、土砂災害警戒区域等の周知に努めるとともに、町地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

土砂災害警戒区域等の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

（2）山腹崩壊防止対策

住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、町地域防災計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

3 土石流予防計画

住民に対し、土砂災害警戒区域等や崩壊土砂流出危険地区の周知に努めるとともに、町地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

土砂災害警戒区域等の住民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

4 山地災害危険地区

山地災害危険地区とは、山地に起因する山腹の崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出により、官公署、学校、病院、道路等の施設や人家等に直接被害を与える地区で、地形、地質特性からみてその崩壊危険度が一定基準以上のものを国（国有林）及び北海道（民有林）が調査把握したものであり、治山事業実施箇所の選定や優先度の判断、町における警戒避難体制の整備のための要素として活用している。

また、当該危険地区等における山地災害の防止・軽減を図るため、国、道に対して治山事業の計画的な実施を要望する。

山腹災害危険地区の種類	
山腹崩壊危険地区	山腹崩壊による災害（落石による災害を含む）が発生するおそれがある地区
地すべり危険地区	地すべりによる災害が発生するおそれがある地区
崩壊土砂流出危険地区	山腹崩壊又は地すべりによって生産された土砂や火山噴出物が土石流となって流出し、災害が発生するおそれがある地区

第17節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町は道、国及び防災関係機関と相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第2 避難救出措置等

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」（資料10－5）に基づき、所要の対策を講ずるとともに、次の事項につき留意するものとする。

- 1 積雪・寒冷期に適切な避難指示等ができるようにしておくこと。
- 2 積雪・寒冷を想定した避難所の整備や避難所運営の実施、防寒着等の資機材の備蓄

第3 交通の確保

1 道路交通の確保

災害時には、防災関係機関による緊急輸送等の災害応急対策を円滑に実施するため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、各道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた多面的な道路交通確保対策を推進する。

（1）除雪体制の強化

ア 道路管理者は、一般国道、道道及び町道の整合性のとれた除雪体制を強化するため、相互に緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

（2）積雪寒冷地に適した道路整備の推進

ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

イ 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、スノーシェッド、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

（3）雪上交通手段の確保

町及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

2 航空輸送の確保

災害による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する地域が発生することが予想される。道及び防災関係機関は、孤立地域に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。

また、町は、孤立が予想される地域の緊急時ヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

第4 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

町及び道は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が困難な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2 積雪期における指定避難場所、避難路の確保

町は、積雪期における指定避難所、避難路の確保に努める。

3 計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等

町及び防災関係機関は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。

第5 寒冷対策の推進

1 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を講ずる。

2 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、施設に外部受電盤等を設置するなど、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

町は、災害時避難所を開設する際には、避難所床面の寒冷に伴う低体温症の発症を予防するため、開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。

3 指定避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

4 住宅対策

町は、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷に対応したものとし、引き続き検証、検討を進め、改善に努める。

第6 スキー客に対する対策

スキー場で雪崩等の災害が発生した場合、リフト、ロッジ等の損壊などにより多数のスキー客の被災が懸念されるため、町は、スキー場利用客の対策について定めておくものとする。

第18節 複合災害に関する計画

町及び防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

第1 予防対策

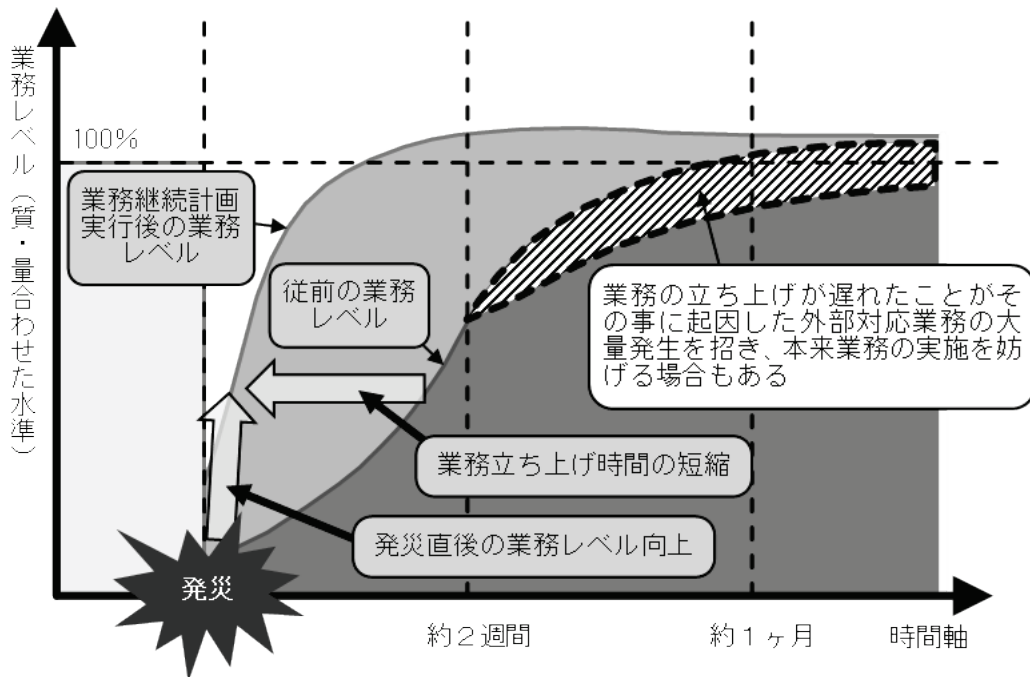
- 1 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関の相互の連携強化に努めるものとする。
- 2 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。
- 3 町及び道は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第19節 業務継続計画の策定

町は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

第1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に町、道及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。



＜業務継続計画の作成による業務改善のイメージ＞

第2 業務継続計画（BCP）の策定

1 町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、

災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

2 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

また、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、町等と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

第3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、災害対策及び住民サービスの拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。食料や資機材等の備蓄場所は、洪水浸水想定区域内に庁舎が立地していることから、浸水しない階層に備蓄するものとする。

第5章 災害応急対策計画

基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害時に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施するものとする。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

第1節 災害情報収集・伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等については、本計画の定めるところによる。

第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

防災関係機関は、それぞれが有する情報組織や無人航空機、SAR衛星等の情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。その際、ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いて情報収集に当たるとともに、夜間はヘリ搭載赤外線カメラ等についても積極的に活用するものとする。

また、通信が途絶している地域で応急活動に当たる場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用にも努めることとする。

1 町の災害情報等収集及び連絡

(1) 町長は、災害時速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況をオホーツク総合振興局長に報告するものとする。

なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付するものとする。

(2) 町長は、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておくものとする。

2 災害等の内容及び通報の時期

(1) 道への通報

町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次によりオホーツク総合振興局を通じ道（危機対策課）に通報する。

ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに

イ 災害対策本部等の設置・・・・・・・・・・災害対策本部等を設置した時直ちに

ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時

エ 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

(2) 町の通報

ア 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。

イ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

3 被害状況報告

災害が発生した場合、町長は、「被害状況判定基準」（資料9－1）に基づき被害状況調査を実施し、別に定める「災害情報等報告取扱要領」（資料10－7）に基づき知事に報告するものとする。

ただし、町長は「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官、資料10－8）に定める第2「即報基準」に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

また、町長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出する。

4 情報の分析整理

町及び道は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

5 異常現象発見時における措置

(1) 発見者の通報

災害の発生及び発生するおそれがある異常な現象（地すべり・崖崩れ・土石流・山地災害・雪崩（前ぶれ現象含む）・竜巻（前ぶれ現象含む）、火災、異常水位、堤防からの漏水、決壊等）を発見した者は、遅滞なくその状況を町、消防機関、警察等に通報するものとする。

(2) 町長への通報

町以外の機関が（1）の通報を受けたときは速やかにこれを確認し、町長に通報しなければならない。

(3) 町長から関係機関への通報及び住民への周知

町長は、(1)又は(2)の通報を受けた場合、その旨を必要と認める関係機関及び団体と住民に周知するものとする。

(4) 連絡系統

連絡系統については、第3章第2節第3の災害情報等の報告伝達系統図によるものとする。

○火災・災害等速報に関する情報の送付・連絡先

【通常時の連絡先】

時間帯		平日 (9:30~18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日
報告先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線 (注1)	電話	90-49013	90-49102
	FAX	90-49033	90-49036
地域衛星通信 ネットワーク (注2)	電話	048-500-90-49013	048-500-90-49102
	FAX	048-500-90-49033	048-500-90-49036
中央防災無線 (注3)		5017	5017

「*」各団体の交換機の特番

(注1) 消防庁と都道府県をつなぐネットワーク

(注2) 消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する市町村部等をつなぐネットワーク

(注3) 省庁等の指定行政機関、都道府県及び首都圏政令市をつなぐネットワーク

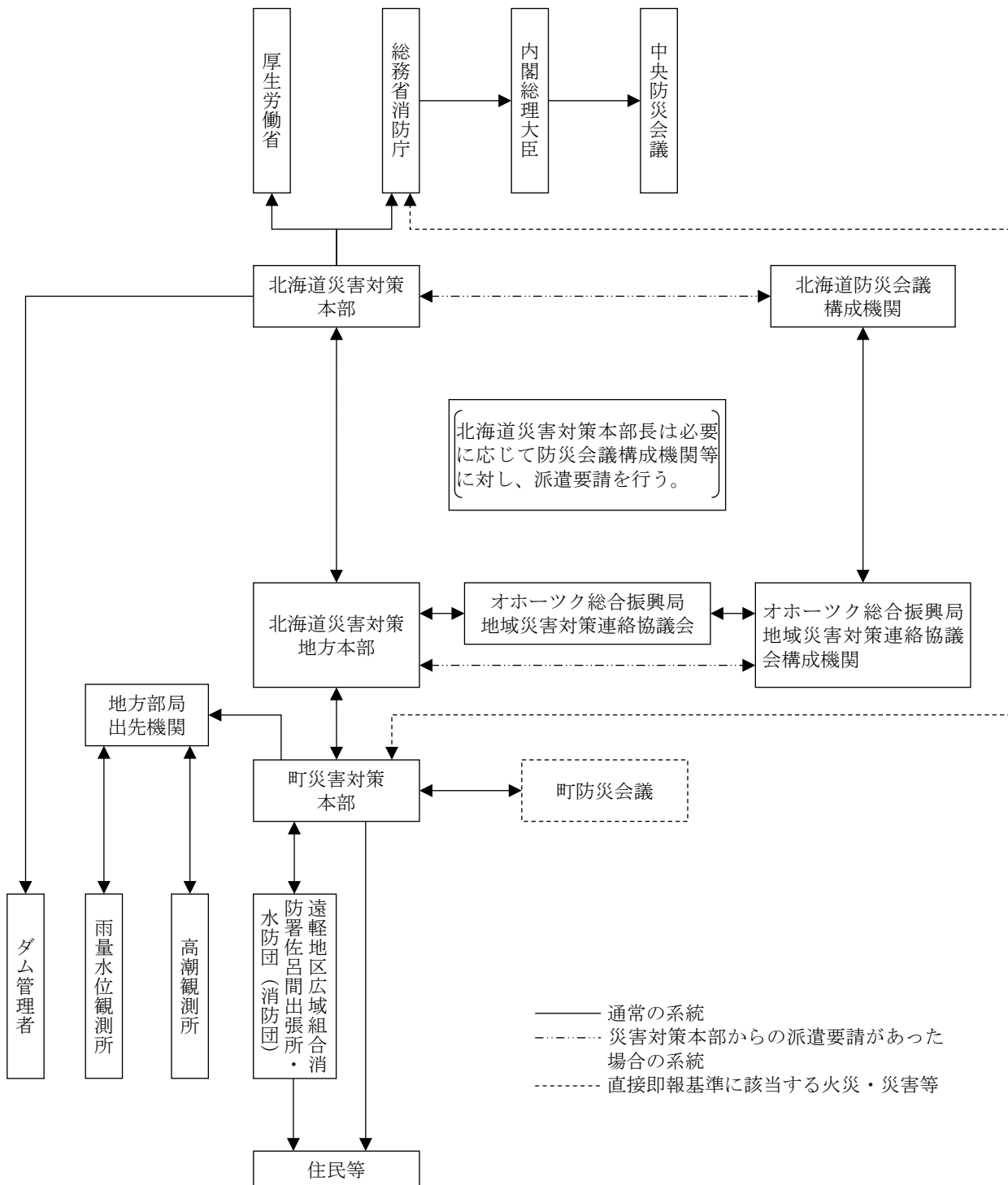
【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

報告先		消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
NTT回線	電話	03-5253-7510
	FAX	03-5253-7553
消防防災無線 (注1)	電話	90-49175
	FAX	90-49036
地域衛星通信 ネットワーク (注2)	電話	*-048-500-90-49175
	FAX	*-048-500-90-49036
中央防災無線 (注3)		5017

【北海道・オホーツク総合振興局報告先】

報告先	北海道総務部 危機対策局危機対策課	北海道オホーツク総合振興局 地域振興部地域政策課
NTT回線	011-204-5008 011-231-4314 (FAX)	0152-41-0625 0152-44-7261 (FAX)
北海道総合行政 情報ネットワーク	6-210-22- 569. 570. 571. 572	6-650-2191

災害情報等連絡系統図



第2節 災害通信計画

第1 通信手段の確保等

町、道及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

なお、その場合において、町及び道は応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供するものとする。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話株式会社等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとし、なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

第2 電話の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

第1における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

1 電話による通信

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するものとする。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

2 公衆通信設備以外の通信

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、おおむね次のとおりである。

(1) 北海道開発局関係無線による通信

北海道開発局及び網走開発建設部を経で行う。

(2) 第一管区海上保安本部関係無線による通信

第一管区海上保安本部、海上保安部、海上保安署、航空基地、巡視船艇等を経で行う。

(3) 陸上自衛隊の通信等による通信

北部方面総監部、師団・旅団、駐屯部隊等の有線及び無線通信電話を経で行う。

(4) 警察電話による通信

警察専用電話をもって通信相手機関に最も近い警察署等を経で行う。

(5) 警察無線電話装置による通信

北海道警察本部及び各方面本部、警察署、同移動局（パトカー）等を経で行う。

(6) 北海道総合行政情報ネットワークによる通信

北海道の本庁、オホーツク総合振興局、又は市町村等を経で行う。

(7) 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社の専用電話による通信

北海道電力株式会社の本店、支社等及び北海道電力ネットワーク株式会社の本店、支店、ネットワークセンター等を経で行う。

(8) 東日本電信電話株式会社の設備による通信

東日本電信電話株式会社北海道事業部が防災関係機関（町等）の重要通信を確保するため所有している非常用通信装置（無線系・衛星系）を利用して行う。

(9) 北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信

上記1号から8号までに掲げる各通信系を使用し又は利用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、北海道地方非常通信協議会加入無線局を利用して行う。

3 通信途絶時等における措置**(1) 北海道総合通信局の対応**

北海道総合通信局は、防災関係機関から、1から2までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

ア 貸与要請者あて、移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局（災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFMラジオ放送局）用機器の貸出

イ 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

(2) 防災関係機関の対応

防災関係機関は、(1)の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

ア 移動通信機器の借受を希望する場合

- (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- (イ) 借受希望機種及び台数
- (ウ) 使用場所
- (エ) 引渡場所及び返納場所
- (オ) 借受希望日及び期間

イ 移動電源車の借受を希望する場合

- (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- (イ) 台数
- (ウ) 使用目的及び必要とする理由
- (エ) 使用場所
- (オ) 借受期間
- (カ) 引渡場所

ウ 臨時災害放送局用機器の借受を希望する場合

- (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- (イ) 希望エリア
- (ウ) 使用目的
- (エ) 希望する使用開始日時
- (オ) 引渡場所及び返納場所
- (カ) 借受希望日及び期間

エ 臨機の措置による手続きを希望する場合

(ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由

(イ) (ア)に係る申請の内容

(3) 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話） 011-747-6451

第3節 災害広報・情報提供計画

町及び防災関係機関が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、本計画の定めるところによる。

第1 災害広報及び情報等の提供の方法

町及び防災関係機関等は、災害時において、被災地住民をはじめとする住民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

1 住民に対する広報等の方法

- (1) 町及び防災関係機関等は、地域の実情に応じ、報道機関（ラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供をはじめ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、緊急速報メール、登録制メール、広報車両、インターネット、SNS（X（旧・Twitter））、臨時災害放送局、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。また、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。
- (2) 町及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力するものとする。
- (3) (1)の実施にあたっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。
- (4) (1)のほか、町及び道は、北海道防災情報システムのメールサービスやLアラート（災害情報共有システム）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。

また、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

2 報道機関に対する情報発表等の方法

- (1) 収集した被害状況、災害情報等は、報道機関への情報提供により被災地域内外に対し、主に次の情報を適切に提供する。
 - ア 災害の種類（名称）及び発生年月日
 - イ 災害発生の場所又は被害激甚地域
 - ウ 被害状況
 - (ア) 交通、通信状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域）
 - (イ) 火災状況（発生場所、避難等）
 - (ウ) 電気、簡易水道・下水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）

(エ) 道路、橋梁、漁港等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）

(オ) その他判明した被災地の情報（二次災害の危険性等）

エ 救助法適用の有無

オ 被災者生活再建支援法適用の有無

カ 応急、恒久対策の状況

(ア) 避難について（避難指示等の状況、避難所の位置、経路等）

(イ) 医療救護所の開設状況

(ウ) 給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）

(エ) 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、量、対象者等）

キ 災害対策本部の設置又は廃止

ク 住民の責務等民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項

(2) 災害時には、新聞、ラジオ、テレビ放送等報道機関が行う独自の取材活動に対して積極的に情報、資料の提供を行い協力するものとする。

3 道及び関係機関等に対する情報の提供

道（オホーツク総合振興局）及び防災関係機関等に対して必要に応じ災害情報資料等を提供し、災害実態の周知に努めるものとする。

4 被災者相談所の開設

町長は必要があると認めるときは、役場内及び他の公共施設内に被災者相談所を開設し、被災者の相談に応じるものとする。

5 町の広報

町は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関することや要配慮者に必要な情報等についてボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

6 防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、住民への広報を実施する。

特に、住民生活に直結した機関（道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等）は、応急対策活動と発生原因や復旧見込、復旧状況を住民に広報するとともに、北海道災害対策（連絡）本部に対し情報の提供を行う。

7 災害対策現地合同本部等の広報

災害対策現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じて、各防災機関の情報をとりまとめて広報を実施する。

第2 安否情報の提供

1 安否情報の照会手続

(1) 安否情報の照会は、町に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月

日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。

- (2) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会者に対してマイナンバーカード、運転免許証、健康保険の被保険証、在留カード、特別永住者証明書等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。
- (3) 安否情報の照会を受けた町又は道は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族(アに掲げる者を除く。) ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

- (4) 町又は道は、(3)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

2 安否情報を回答するに当たっての町又は道の対応

町及び道は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

- (1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、遠軽地区広域組合消防署佐呂間出張所、遠軽警察署等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努めるものとする。

第3 災害時の氏名等の公表

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的

に情報収集を行うものとする。

第4節 避難対策計画

災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、本計画の定めるところによる。

第1 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山（崖）崩れ、地震、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難指示等を発令する。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示等のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する必要がある。

なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

1 町長（基本法第60条）

（1）町長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

ア 避難のための立退きの指示

イ 必要に応じて行う立退先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

ウ 緊急安全確保措置の指示

（2）町長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

（3）町長は、上記の指示を行ったときはその旨を、速やかにオホーツク総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示を解除した場合も同様とする）。

2 水防管理者（水防法第29条）

（1）水防管理者（水防管理団体である町長等）は、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

（2）水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況をオホーツク総合振興局長に速やかに報告するとともに、遠軽警察署長にその旨を通知する。

3 知事又はその命を受けた道の職員（基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

（1）知事（オホーツク総合振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは高潮の氾濫若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大き

いと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

また、知事（オホーツク総合振興局長）は洪水、高潮、地滑り以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の受入れ等については町長に委任する。

（2）知事は、災害発生により町長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示に関する措置ができない場合は町長に代わって実施する。

（3）オホーツク総合振興局長は、町長から避難のための立退き勧告、指示、立退き先指示及び避難所の開設等について報告を受けた場合は、町長と情報の交換に努めるとともに、速やかに知事にその内容を報告しなければならない。

また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、第5章第14節「輸送計画」の定めるところにより関係機関に協力要請する。

4 警察官又は海上保安官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

（1）警察官又は海上保安官は、1の（2）により町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。

その場合、直ちに、その旨を町長に通知するものとする。

（2）警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は北海道北見方面公安委員会にその旨報告するものとする。

5 自衛隊（自衛隊法第94条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害時において、町長等、警察官及び海上保安官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

（1）住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）

（2）他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）

（3）警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）

（4）他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）

（5）住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

第2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

1 連絡

町、道（オホーツク総合振興局）、北海道警察本部（遠軽警察署等）、第一管区海上保安本部（網走海上保安署）及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その容について相互に通報・連絡するものとする。

2 助言

町は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認め

るときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している札幌管区气象台及び網走地方气象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害時における連絡体制を整備するよう努める。

さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

3 協力、援助

(1) 北海道警察（遠軽警察署）

町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

(2) 第一管区海上保安本部（網走海上保安署）

避難指示等が発せられた場合において、必要に応じ又は要請に基づき避難者等の緊急輸送を行う。

第3 避難指示等の周知

町長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、防災行政無線、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

- 1 避難指示等の理由及び内容
- 2 避難場所等及び経路
- 3 火災、盗難の予防措置等
- 4 携行品等その他の注意事項

注）津波など避難の経路、場所等が変わる場合には、避難の種類によりサイレンの吹鳴方法を定め、住民に周知する。

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない
警戒レベル4	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示
警戒レベル3	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	災害に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水・高潮注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報

第4 避難方法

1 避難誘導

(1) 避難誘導は、町の職員、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。

また、学校、医療機関、社会福祉施設等の施設管理者は、災害時は、事前に定められたそれぞれの避難計画に基づき、児童・生徒、患者及び施設利用者等を安全な場所まで誘導する。

その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

(2) 町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

(3) 津波が予測された場合の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において津波到達予想時刻、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合には、町は避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。

(4) 町職員、消防職・団員、警察官など避難誘導・支援に当たる者の安全の確保に努めるもの

とする。

また、津波到達予想時刻などを考慮した避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとし、避難誘導、支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直すものとする。

2 避難経路の安全確保

避難経路の安全確保に当たっての留意点は、次のとおりとする。

- (1) 避難経路は、事前に安全性を確保する。
- (2) 町は避難経路の確保について、遠軽地区広域組合消防署佐呂間出張所、遠軽警察署、道路管理者等と協議する。
- (3) 避難経路途中に危険な箇所があるときは、明確な標示を行う等、避難に際し関係住民に伝達する。
- (4) 避難場所までの経路の状況に応じ、案内板又は誘導員を要所に配置する。
- (5) 災害状況を適宜判断して、安全な経路を選定する。
- (6) マンホール、側溝、小河川の氾濫、土砂崩れ、道路の亀裂及び陥没等に避難経路の異常に注意する。
- (7) 主要な避難経路に危険箇所がある場合は、ロープ等を設置するとともに、誘導員を配置し、避難中の二次災害防止に努める。
- (8) 夜間においては、照明器具を携行した誘導員を配置する。
- (9) 倒壊物、落下物、路上若しくは沿道の障害物（自転車や埋設管を含む。）からの安全を確保する。

3 避難の順位

避難に際しては、高齢者・乳幼児・障がい者等の要配慮者を優先し、自治会、自主防災組織等の協力を得ることとする。

4 移送の方法

- (1) 避難は、避難者が各個に行くことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、協定を締結した運送事業者等と連携し、町において車両、船艇等によって移送する。
- (2) 町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。

第5 避難行動要支援者の避難行動支援

1 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

2 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行

動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

3 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた個別避難計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援等関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

(1) 指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動

(2) 病院への移送

(3) 施設等への緊急入所

4 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

5 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

6 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

第6 避難路及び指定緊急避難場所等の安全確保

住民等の避難に当たっては、町の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、指定緊急避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

第7 被災者の受入れ及び生活環境の整備

町は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、町があらかじめ作成した避難所マニュアルを踏まえ、速やかな指定避難所の供与、指定避難所における安全性や良好な居住性の確保及び福祉的な支援の充実に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、被災者支援に係る情報提供、保健師・福祉関係者間との連携した状況把握など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第8 指定緊急避難場所の開設

災害時、町は必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所（資料6－1）を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

第9 指定避難所の開設

- 1 町は、災害時は、必要に応じ、指定避難所（資料6－1）を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。
 なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。
 また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所（資料6－1）を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。
- 2 町は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。
- 3 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
 また、避難所内を良好な生活環境とするため開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。
- 4 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- 5 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。
- 6 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。
- 7 避難所において収容人数を超過することがないように、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。
- 8 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告するものとする。

第10 指定避難所等の運営管理等

- 1 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有したNP0・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の町やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。
 また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見や

ノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。

- 2 町は、指定避難所の運営管理に際しては、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力を努めるものとする。
- 3 町は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。
- 4 町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。その際、デジタル技術を活用し効率的な情報の把握に努めるものとする。
- 5 町は、被災者の人間らしさを保てる環境を整備するため、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保及び福祉的な支援の充実のために、町や道、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ、キッチンカー等の設置に配慮するよう努めるとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 6 町は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。
また、町は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- 7 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。
- 8 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- 9 町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、

生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

- 10 町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
- 11 町及び道は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
特に要配慮者等へは、「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。
- 12 北海道警察（遠軽警察署）は、避難期間等に鑑みて必要に応じ、避難所等を巡回し、相談及び要望等の把握に努めるものとする。
- 13 町及び道は、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- 14 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。
また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。
- 15 町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達の他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。
- 16 町は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 17 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。
- 18 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

第11 知事に対する報告

- 1 町長は、避難指示等を発令したときは、発令者、発令の理由、発令日時、避難の対象区域及び避難先を記録するとともに、知事（オホーツク総合振興局長）に報告する。また、解除の場合も同様とする。
- 2 避難所を開設したときは、知事（オホーツク総合振興局長）に次の内容について報告する。
また、廃止したときもその旨を報告する。
（1）避難所開設の日時、場所及び施設名

- (2) 収容状況、収容人員
- (3) 開設期間の見込み及び炊き出し等の状況

第12 広域避難

1 広域避難の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行う事ができるものとする。

2 道内における広域避難

町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

3 道外への広域避難

- (1) 町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。
- (2) 町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、(1)によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

4 避難者の受け入れ

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

5 関係機関の連携

- (1) 町、道、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。

- ア 広域避難を行うべき場合やその対象者の整理
- イ 被災者を受け入れ可能な施設（旅館等を含む）の確保
- ウ バスなど被災者の移送手段の確保
- エ 広域避難についての被災者の意向の把握
- オ 被災者の希望を踏まえた、施設（旅館等を含む）のマッチング
- カ 施設（旅館等を含む）への移送
- キ 広域避難先での継続的な支援

- (2) 道及び関係機関は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

第13 広域一時滞在

1 道内における広域一時滞在

- (1) 災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める町長は、道内の他の市町村長（以下、「協

議先市町村長」という。)に被災住民の受入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

- (2) 道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、町長は、あらかじめオホーツク総合振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

- (3) 町長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知するとともに、速やかに、町長に通知する。

なお、協議先町長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

- (4) 町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。

- (5) 町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先町長及び指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。

- (6) 協議先市町村長は、町長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。

- (7) 知事は、上記(1)に基づく町長からの助言の求めがあった場合には、被災住民の広域一時滞在が円滑に行われるよう調整するとともに、この場合において、必要に応じ上記(2)から(6)により町長又は協議先市町村が行うこととされている協議、通知および公示を代わって実施することができるものとする。

- (8) 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を町長に引き継ぐものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

2 道外への広域一時滞在

- (1) 災害発生により被災住民について、道外における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、町長は、知事に対し、他の都府県知事（以下、「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受入れについて協議することを求めることができるものとする。

- (2) 町長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。

- (3) 町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。

3 広域一時滞在避難者への対応

町及び道は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

4 関係機関の連携

(1) 町、道、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域一時滞在を実施するよう努めるものとする。

この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。

ア 広域一時滞在进行すべき場合やその対象者の整理

イ 被災者を受け入れ可能な施設（旅館等を含む）の確保

ウ バスなど被災者の移送手段の確保

エ 広域一時滞在についての被災者の意向の把握

オ 被災者の希望を踏まえた、施設（旅館等を含む）のマッチング

カ 施設（旅館等を含む）への移送

キ 広域一時滞在先での継続的な支援

(2) 道及び関係機関は、被災者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、一時滞在者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

第5節 応急措置実施計画

災害時において、町長等が実施する応急措置は、本計画に定めるところによる。

第1 実施責任者

- 1 町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員
- 2 消防機関、水防団（消防団）の長及びダム管理者その他法令の規定に基づきその責任を有する者
- 3 警察官及び海上保安官
- 4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
- 5 知事
- 6 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- 7 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

第2 町の実施する応急措置

- 1 町長及びその所轄の下に行動する水防団（消防団）長、遠軽地区広域組合消防署佐呂間出張所長及び防災に関係ある施設の管理者等は、災害時は、法令及び町地域防災計画等に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防御又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずるものとする。
- 2 町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求めることができる。

第3 警戒区域の設定

1 町長（基本法第63条、地方自治法第153条）

町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員は、災害時において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 消防吏員又は消防団員（消防法第28条・第36条）

火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防吏員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

3 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者（水防法第21条）

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができるものとする。

4 警察官又は海上保安官（基本法第63条、地方自治法第153条、消防法28条・36条、水防法第21条）

- (1) 警察官又は海上保安官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員が現場

にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を町長に通知することとする。

- (2) 警察官は、火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は船舶の関係者、居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助することとする。
- (3) 警察官は、水防上緊急の必要がある場所において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

第4 応急公用負担の実施

町長は、災害時において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第1項の規定に基づき、本町区域内の他人の土地、建物その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

なお、この場合において基本法第82条及び災害対策基本法施行令第24条の規定に基づく措置を講じなければならない。

第5 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等（基本法第64条第2項）

1 工作物及び物件の占有に対する通知

- (1) 町長は、当該土地、建物、その他の工作物又は土石、竹木、その他の物件（以下「工作物等」という。）を使用し、若しくは収用したときは、速やかに当該工作物等の占有者、所有者、その他の当該工作物について権限を有する者に対し、次の事項を通知しなければならない。この場合、占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を公告式条例（昭和31年条例第6号）を準用して、役場前の掲示場に掲示する等の措置を講じなければならない。

- ア 名称又は種類
- イ 形状又は数量
- ウ 所在した場所
- エ 処分の期間又は期日

オ その他必要な事項

(2) 損失補償

町長は、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 他の町長等に対する応援の要求等

(1) 町長は、町の区域に災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の町長等に対し、応援を求めることができる。また、応援を求められた場合は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

(2) 前号の応援に従事する者は、応急措置の実施について当該応援を求めた町長の指揮の下に行動するものとする。

3 知事に対する応援の要求等

町長は、町の区域に災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

4 住民等に対する応援の要求等

(1) 町長は、災害時において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、本町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。(基本法第65条)

(2) 町長、消防長及び水防団長は、水防のためやむを得ないと認めるときは、本町区域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。(水防法第24条)

(3) 消防職員又は消防団員は、緊急の必要があると認めるときは、火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他消防作業に従事させることができる。
(消防法第29条第5項)

(4) 救急隊員は、緊急の必要があると認めるときは、事故の現場付近にある者に対し、緊急業務の協力を求めることができる。(消防法第35条の7第1項)

(5) 町長は、ア～エの応急措置等の業務に協力援助した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは、疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、別に定める補償を行うものとする。

第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合には知事及びその他の災害派遣要請権者は、自衛隊（指定部隊等の長）に対し自衛隊法第83条の規定により部隊等の災害派遣を要請することができる。

第1 災害派遣要請

1 派遣要請権者

- （1）知事（ただし、北海道事務決裁規程第8条により、オホーツク総合振興局長が専決することができる。）
- （2）海上保安庁長官
- （3）第一管区海上保安本部長
- （4）空港事務所長（丘珠、新千歳、稚内、函館、釧路）

2 災害派遣要請基準

- （1）人命救助のための応援を必要とするとき。
- （2）水害等の災害の発生が予想され、緊急措置に応援を必要とするとき。
- （3）大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- （4）救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- （5）主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
- （6）応急措置のため医療、防疫、給水及び通信等の応援を必要とするとき。

3 要請先（指定部隊等の長）

（1）陸上自衛隊

指定部隊等の長		担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域
北部方面総監		防衛部運用室	札幌市中央区南26条西10丁目	011-511-7116 内線～2574 ～2575 ～2576	北海道	北海道全域
第2師団地区	第2師団長	第3部防衛班	旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111 内線2791 (当直2300)	空知、上川、留萌、宗谷、オホーツクの各総合振興局又は振興局	第2師団地区全域
	第25普通科連隊長 (遠軽駐屯地司令)	連隊第3科	紋別郡遠軽町向遠軽272	0158-42-5275 内線230 (当直302)	オホーツク総合振興局	紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、雄武町、西興部村

（2）海上自衛隊

指定部隊等の長		担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域
大湊地方総監		防衛部第3幕僚室	むつ市大湊町4-1	0175-24-1111 内線2224 (当直2222)	北海道	北海道全域

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域
函館基地隊司令	警備科	函館市大町 10-3	0138-23-4241 内線224 (当直300)	北海道	北海道全域

(3) 航空自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域
北部航空方面隊 司令官	防衛部	青森県三沢市 大字三沢字後 久保125-7	0176-53-4121 内線2353 (当直3901)	北海道	北海道全域
第2航空団司令	防衛部	千歳市平和 無番地	0123-23-3101 内線2231 (当直3800)	北海道	北海道全域

4 要請手続等

- (1) 町長は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請権者に要求する。

この場合において、町長は、必要に応じてその旨及び町の地域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出するものとする。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ 派遣部隊が展開できる場所
- オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

- (2) 要請権者は前項により派遣要求を受理し、その適否を審査して必要と認めた場合は速やかに指定部隊等の長に部隊の派遣を要請するものとする。
- (3) 町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。

ただし、この場合、速やかに要請権者に連絡し、上記(1)の手続を行なうものとする。

5 災害派遣部隊の受入体制

(1) 部隊本部設置場所

部隊本部は、町災害対策本部内に置くものとする。

(2) 宿泊所、車両、機械等保管場所

避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所を、あらかじめ定めておくものとする。

(3) 連絡責任者及び連絡員

災害派遣部隊との連絡責任者は、本部総務対策部長とし、連絡員は総務班長とする。

(4) 作業計画の樹立

町長を指揮者として、所要人員、各種資機材等の確保、その他必要な計画を作成し、災害

派遣部隊到着と同時に作業が開始できるよう準備をしておくものとする。

6 派遣部隊到着後の措置

(1) 派遣部隊到着による作業計画等の協議

町長は、目的地に誘導するとともに、関係各対策部長及び派遣部隊責任者と応援作業計画について協議し、必要な処置をとるものとする。

(2) 知事への報告

町長は、派遣部隊到着後及び必要に応じて次の事項を、オホーツク総合振興局長を経由し知事に報告するものとする。

- ア 派遣部隊の長の官職氏名
- イ 隊員数
- ウ 到着日時
- エ 従事している作業の内容及び進捗状況
- オ その他必要な事項

7 調整

知事（オホーツク総合振興局長）は、町の行う派遣部隊の受入れについて、必要に応じて、使用する施設、場所等について調整を行うものとする。

8 経費

(1) 次の費用は、派遣部隊の受入側（施設等の管理者、町等）において負担するものとする。

- ア 資材費及び機器借上料
- イ 電話料及びその施設費
- ウ 電気料
- エ 水道料
- オ くみ取料

(2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定めるものとする。

(3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

第2 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 遭難者等の搜索救助活動
- 4 水防活動
- 5 消防活動
- 6 道路又は水路の啓開
- 7 応急医療、救護及び防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 給食、給水及び入浴支援
- 10 物資の無償貸付又は譲与

- 11 危険物の保安及び除去
- 12 その他

第3 自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じ関係機関に伝達するとともに、知事等においても災害情報について自衛隊に提供するものとする。

第4 自衛隊との連携強化

1 総合調整

- (1) 知事は、自衛隊の災害派遣計画の作成と連携して、適切な役割分担の調整等を行い自衛隊の活動が円滑に行なわれるよう調整を行うものとする。
- (2) 知事は、いかなる状況において、どのような分野について派遣要請を行うのか、平常時からその想定を行うとともに、大規模災害の対処に係る具体的な連携方策等を取り決めた協定書を自衛隊との間で締結しておくものとする。

2 連絡体制の確立

町長、知事（オホーツク総合振興局長）は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

3 連絡調整

町長、知事（オホーツク総合振興局長）は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

第5 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、総理府令及び訓令の規定による。知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にはいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令によるものとする。ただし、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- 1 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- 2 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- 3 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- 4 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- 5 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- 6 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条の3第3項）

第6 撤収要請

町長は、災害派遣依頼の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、速やかに文書（様式25）をもってオホーツク総合振興局長を通じ知事に自衛隊撤収要請の報告を行う。ただし、

文書による報告に日時を要するときは、電話等で依頼し、その後文書を提出する。

第7節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時に、被災町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画の定めるところによるほか、「北海道災害時応援・受援マニュアル」による。

また、冬期は、積雪・凍結等により、部隊や応援職員等の移動や救助、輸送、復旧活動に通常より時間を要することから、平常時から装備・資機材の充実、活動要領等を考慮する必要があるほか、道外からの応援者は積雪・凍結等の状況での円滑な行動が困難な場合があることに留意する。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、第5章第4節第12「広域避難」による。

第1 国、道、市町村間の応援・受援活動

1 町に対する応援（受援）

（1）応援協定による応援

町において大規模災害等が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び町相互の応援等に関する協定」のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。

（2）基本法による応援

ア 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされている。

イ 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事（オホーツク総合振興局長）に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、災害応急対策の実施を要請された知事（オホーツク総合振興局長）は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならないものとする。

ウ 町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

2 北海道開発局に対する応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、「北海道地方における災害時の応援に関する申し合せ」に基づき、北海道開発局に対し応援を求める。

3 消防相互応援体制の確立

（1）遠軽地区広域組合は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救護等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」（資料10-20）に基づき他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じ、町長を通じ、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（資料10-11）に基づき道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請する。

（2）他の消防機関等に対する応援が円滑に行なわれるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。

(3) 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは、「緊急消防援助隊北海道大隊応援等実施計画」(資料10-10)及び「遠軽地区広域組合緊急消防援助隊等受援計画」(資料10-9)に基づき、迅速かつ的確に対処する。

4 民間団体等との相互応援協定に基づく応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、相互応援協定に基づき、各団体に対し応援を求める。

5 自衛隊災害派遣要請

自衛隊の災害派遣に関する必要事項については、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところによる。

6 他の都府県等からの応援要求への対応

町長は、知事が、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、他の都道府県の災害発生市町村長の応援を求められたことにともない、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

第2 受入体制

1 連絡調整

町長は、道や他の市町村等の応援活動が円滑に行われるよう連絡調整責任者を定め、連絡調整を行わせる。

また、道や他の市町村も連絡調整責任者を定め、町との連絡調整に当たる。

2 受入体制

応援活動が円滑に実施されるように作業内容、作業場所、宿泊施設その他必要な受入体制を確立するものとする。

第3 北海道警察(遠軽警察署)

北海道公安委員会は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救助救出活動等を実施できない場合は、他都府県公安委員会に警察災害派遣隊の部隊、装備資機材等の援助要求を行う。

第4 防災関係機関の活動拠点等

防災関係機関は、災害応急対策若しくは災害復旧が円滑に実施できるよう、必要に応じて被災地域付近における活動拠点の確保に努めるものとする。

なお、活動拠点の確保や、燃料供給地点、応援者の宿泊場所等の確保が困難である場合は、町や道、他の防災関係機関に対し活動拠点等の確保について協力を依頼することができる。

第8節 航空機及び無人航空機活用計画

災害時における航空機及び無人航空機の活用については、本計画の定めるところによる。

第1 基本方針

町内において災害が発生し、迅速な救急・救助活動や情報収集等の災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できる航空機及び無人航空機を活用する。

第2 航空機の活動内容

1 災害応急対策活動

- (1) 被災状況調査などの情報収集活動
- (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

2 救急・救助活動

- (1) 傷病者、医師等の搬送
- (2) 被災者の救助・救出

3 火災防御活動

- (1) 空中消火
- (2) 消火資機材、人員等の搬送

4 その他

航空機の活用が有効と認める場合

第3 航空機保有機関の活動等

1 北海道

北海道災害対策本部等の指示又は町の要請により、災害応急対策等の活動を行う。

災害が大規模で、所管航空機で対応できない場合には、自衛隊への災害派遣や第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより他都府県及び他の市町村への航空機の応援要請などを行う。

2 札幌市

北海道広域消防相互応援協定に基づく応援を行うとともに、道の消防防災ヘリコプターと連携し、活動を行う。

3 北海道開発局（網走開発建設部）、第一管区海上保安本部（網走海上保安署）、北海道警察（遠軽警察署）

所管に係る災害応急対策等を実施するとともに、それらの活動で収集した情報を必要に応じ、関係対策本部等に提供する。

また、災害対策合同本部等の要請により、対策機関の実施する災害応急対策等を支援する。

4 自衛隊

知事の災害派遣要請に基づき、災害応急対策等を実施する。

第4 無人航空機の活動等

防災関係機関は、情報収集、救助・救急、消火、輸送等のため、各機関が保有する無人航空機を活用することとする。

第5 応援要請

1 要請の要件

町長は、災害時で、次のいずれかに該当する場合は、知事に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

- (1) 災害が隣接する市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 町（消防機関）の消防力によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

なお、自衛隊に対する要請は、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところによる。

2 要請方法

知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により、次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより「北海道消防防災ヘリコプター緊急運行伝達票」（様式21）を提出する。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

3 要請先

名 称	電話番号	FAX番号
北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室	011-782-3233	011-782-3234
北海道総合行政情報ネットワーク 防災航空隊主査	6-210-39-898	

第6 町の対応等

町長はヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えとともに、活動に係る安全対策等を講じるものとする。

1 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所又は災害時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

2 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じるものとする。

3 離着陸場及び離着陸可能地

離着陸可能地は資料8－2のとおりとする。

第9節 救助救出計画

災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出については、本計画の定めるところによる。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第1 実施責任

1 町（遠軽地区広域組合）

町（救助法を適用された場合を含む。）は、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関又は日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、町は、他の市町村等の応援が必要と判断した場合には、隣接市町、北海道等の応援を求める。

2 遠軽警察署

被災地域において生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出を実施する。

3 網走海上保安署

海上における遭難者の救助救出を実施する。

また、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救出活動等について支援する。

第2 他機関への救出要請

町は、大規模災害が発生し、町のみで救助救出の実施が困難な場合は、知事（オホーツク総合振興局長）、他の市町村長、又は第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより、自衛隊の災害派遣を知事（オホーツク総合振興局長）に要請する。

第3 救助救出活動

1 被災地域における救助救出活動

町及び遠軽警察署は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

2 海上における救助救出活動

網走海上保安署は、海上災害が発生した場合、速やかに巡視船艇及び航空機により、海上における遭難者の救助活動を実施する。

3 災害対策現地合同本部

大規模災害が発生し、被災者の救助・救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は、第3章第1節「組織計画」の定めるところにより、災害対策現地合同本部を設置する。

第10節 医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町長が行い、救助法が適用された場合は、知事の委任により町長が実施するほか、知事に要請した救護班が現地に到着するまでの間も同様とする。

第2 基本方針

1 医療救護活動は、災害急性期においては、災害派遣医療チーム（DMAT）を被災地等に派遣することとし、亜急性期以降においては、町又は道が設置する救護所等において、救護班が実施することを原則とする。

また、精神保健医療については、災害発生直後から中長期にわたり必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）を派遣する。

2 救護班は、医師、薬剤師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。

3 災害派遣医療チーム（DMAT）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。

4 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりとする。

（1）トリアージ

（2）傷病者に対する応急処置及び医療

（3）傷病者の医療機関への搬送支援

（4）災害時に都道府県が設置するSCU（広域搬送拠点臨時医療施設）における広域医療搬送や地域医療搬送に関する調整。

（5）助産救護

（6）被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）

（7）被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）

5 災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、災害時におけるこころの対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により組織する。

6 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の業務内容は、次のとおりとする。

（1）傷病者に対する精神科医療

（2）被災者及び支援者に対する精神保健活動

第3 救援活動の派遣要請

1 町長は、災害の規模等により応急医療の必要があるときは、日本赤十字社北海道支部、遠軽医師会に対し、派遣要請を行う。また、災害急性期においては、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請する。

2 要請する場合は、次の項目を通知する。

- (1) 災害発生の日時、場所、原因及び状況
- (2) 出動の時期及び場所
- (3) 出動を要する人員及び資機材
- (4) その他必要な事項

第4 医療救護活動の実施

町は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、町内の施設や個人の看護師、救急救命士による協力で応急措置を目的とした救護班を編成し、又は道その他の関係機関に協力を要請する。

また、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

1 救護班等の編成

- (1) 救護班は、医師、薬剤師、看護師、その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。
- (2) 災害派遣医療チーム（DMAT）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。
- (3) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、災害時におけるこころの対応が可能な医療、看護師、臨床心理技術者等により組織する。

2 救護班等の業務内容

救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) トリアージ（患者の重傷度、緊急度により治療の優先順位を決めること。）
- (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (3) 傷病者の医療機関への搬送支援
- (4) 助産救護
- (5) 被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）
- (6) 被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）
- (7) 傷病者に対する精神科医療（災害派遣精神医療チーム（DPAT）のみ）
- (8) 被災者及び支援者に対する精神保健活動（災害派遣精神医療チーム（DPAT）のみ）

3 医薬品等の確保

医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等の調達については、町内医療機関からの一時借入れ及び町内等の小売業者から購入するものとするが、医薬品等に不足が生じたとき又はこれらの方法での確保が困難な場合は、知事又は関係機関にその確保について要請する。

4 輸送体制の確保

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として遠軽地区広域組合により実施するが、遠軽地区広域組合の救急車両が確保できないときは、町、道又は救護班が確保した車両により搬送す

るものとする。また、道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、知事にヘリコプターによる搬送を要請する。

なお、状況に応じて道北ドクターヘリの出動を要請するほか、自衛隊のヘリコプター等の派遣を要請する。

5 健康管理及び心のケア

医療救護所には、保健師、管理栄養士等を配置して保健指導及び栄養指導に当たる。また、避難生活が長期化する場合は、精神科医療機関の協力を得て、カウンセリングや心のケアを行い、被災者や避難行動要支援者の精神的負担の軽減に努める。

6 医療関係機関の状況

佐呂間町内の医療機関及び医薬品販売業者は資料7-3のとおりである。

第5 臨時の医療施設に関する特例

町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

第11節 防疫計画

災害時における被災地の防疫については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町長は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図るものとする。

感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要と認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく防疫措置を実施する。

- 1 感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。
- 2 保健環境部紋別地域保健室（遠軽地域保健支所）の指導のもと集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。
- 3 災害による被害が甚大で、町のみで防疫の実施が不可能又は困難なときは、知事に応援を求め実施するものとする。

第2 防疫の実施組織

- 1 災害防疫実施のための各種作業実施組織として、町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成するものとする。
- 2 防疫班は、おおむね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって編成するものとする。

第3 感染症の予防

1 予防上必要な指示等

感染症予防上必要があると認めるときは、知事の指示及び命令により災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について行う。

- （1）感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症法第27条第2項）
- （2）ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第28条第2項）
- （3）生活の用に供される水の使用制限等に関する指示（感染症法第31条第2項）
- （4）物件に係る措置に関する指示（感染症法第29条第2項）
- （5）公共の場所の清潔方法に関する指示
- （6）臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条及び第9条）

2 検病調査及び保健指導等

検病調査班は、次の要領により検病調査及び保健指導等を実施するものとする。

- （1）検病調査は、滞水地域においては通常2日に1回以上、集団避難所においては、町等と連携し、少なくとも1日1回以上行うこと。
- （2）町内の衛生組織、その他関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努めること。
- （3）検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施すること。

3 予防接種

町長はオホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室（遠軽地域保健支所）の指示により、被災地の感染症予防上必要があるときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施するものとする。

4 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、町長はオホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室（遠軽地域保健支所）等の指示のもと、地域内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施するものとする。

（１）ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱い は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定するところによる。

（２）し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不衛生にならないよう処分する。

5 消毒方法

町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づくオホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室（遠軽地域保健支所）の指示のあったときは、感染症法施行規則第14条及び平成16年1月30日付け健感発第0130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。

（１）浸水家屋、下水、その他不潔場所の消毒を被災後直ちに実施する。

（２）避難場所のトイレ、その他不潔場所の消毒を、1日1回以上次亜塩素酸ソーダ水溶液などを用い実施する。

（３）井戸の消毒を実施する。

井戸の消毒は、その水1ℓ当たり20mlの次亜塩素酸ソーダ溶液（10%）を投入し、十分かくはんした後2時間以上放置させる。

なお、水害等で汚水が直接入ったような場合、又はウイルスに汚染されたおそれが高いときは消毒の上、井戸換えを施さないと使用させない。

（４）床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸にクレゾール又はクロール石灰等の消毒剤を配布して、床、壁の洗浄、床下の湿潤の程度に応じて所要石灰の散布、トイレの消毒、手洗設備の設置、汚染度の強い野菜の投棄等、衛生上の指導を行う。

（５）家屋内の汚染箇所の洗浄、手洗水、トイレの消毒は、石灰酸水、クレゾール又はホルマリン水をもって散布する。便槽は、石灰乳又はクロール石灰水を十分かくはんするよう指導する。

6 ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第28条第2項の規定に基づくオホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室（遠軽地域保健支所）の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

7 生活用水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定によるオホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健

室（遠軽地域保健支所）の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。

なお、供給量は1日1人当たり約20ℓとすることが望ましい。

8 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底するものとする。

第4 患者等に対する措置

知事は、感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、又は四類感染症等の発生動向に通常と異なる傾向が認められる場合等必要があるときは、速やかに感染症法に基づく調査その他の防疫措置を実施するものとする。

町長は、知事が行う入院の勧告又は措置について、必要に応じて協力するものとする。

第5 指定避難所等の防疫指導

町長は、指定避難所等の応急施設について、次により防疫指導等を実施するものとする。

1 健康調査等

指定避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

2 清潔方法、消毒方法等の実施

オホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室（遠軽地域保健支所）の指導のもと、指定避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等によりトイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

3 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

4 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

第6 家畜防疫

1 実施責任者

被災地の家畜防疫は知事が行うものとする。

町長は、知事が行う家畜防疫について、必要に応じて協力するものとする。

2 実施の方法

家畜保健衛生所長は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき、家畜防疫上必要があると認めたときは、家畜の伝染性疾病的発生予防及びまん延防止のため、被災地域の家畜

の飼養者に対する飼養衛生管理に関する助言・指導、家畜の飼養場所への立入検査・消毒、防疫体制の整備等を行う。

(1) 家畜防疫の実施

ア 緊急防疫の実施

町長、網走家畜保健衛生所長は、家畜伝染性疾病防疫上必要があると認めたときは、予防液を緊急確保するとともに、必要に応じ家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）を適用し予防注射を行うほか、被災家畜所有者の自主的接種を指導する。

イ 緊急防疫用資材等の確保

町長、網走家畜保健衛生所長は、緊急防疫用資材等の確保に努めるものとする。

ウ 畜舎等の消毒及び有害昆虫の防除等

町長、網走家畜保健衛生所長は、家畜の所有者及び関係団体等に対し、畜舎等の消毒の励行を指導するとともに必要と認める地域については、家畜伝染病予防法を適用して消毒又は有害昆虫の防除を実施するものとする。

エ 家畜衛生車の被災地への派遣

町長、網走家畜保健衛生所長は、災害発生時に家畜衛生車の出動を指示し、必要に応じ被災地に派遣し、防疫に当たるものとする。

(2) 家畜の救護

町長は、オホーツク総合振興局、北海道農業共済組合、佐呂間町農業協同組合等と協力し、家畜救護に当たるものとする。

第12節 災害警備計画

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、遠軽警察署及び網走海上保安署が実施する警戒、警備については、本計画の定めるところによる。

第1 遠軽警察署

遠軽警察署は、関係機関と緊密な連携のもとに災害警備諸対策を推進するほか、風水害等各種災害時は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

また、災害警備に関して職員の教育訓練を計画的に実施する。

1 事前措置に関する事項

(1) 町長が行う警察官の出動要請

町長が基本法第58条の規定に基づき、警察官の出動を求める等、応急措置の実施に必要な準備を要請する場合は、遠軽警察署長を経て北見方面本部長に対し、それぞれ行うものとする。

(2) 町長からの要求により行う事前措置等

遠軽警察署長は、町長からの要求により、基本法第59条の規定に基づく事前措置についての指示を行ったときは、直ちに町長に通知するものとする。

この場合、町長は当該措置の事後処理を行うものとする。

2 災害時における災害情報の収集に関する事項

(1) 遠軽警察署長は、町長その他関係機関と緊密に連絡を取り、災害警備活動上必要な情報の収集に努めるとともに、収集した情報を関係機関と共有する。

(2) 遠軽警察署長は、災害発生後直ちに情報収集体制を確立して、管轄被災地域の建造物の被害程度、被災者の状況、火災発生状況、避難経路などの被災者救護を最優先とした情報収集を行い、必要事項を町長及び防災関係機関へ通報するものとする。

(3) 遠軽警察署長は、災害情報の収集及び報告の迅速な処理を図るため、災害情報収集報告責任者を指定しておくものとする。

3 避難に関する事項

(1) 町長は、警察官から避難の必要性について連絡を受けた場合は、速やかに基本法第60条に基づく避難の指示について適切な措置を講ずるものとする。

(2) 警察官は、避難誘導に当たっては、町、遠軽地区広域組合消防署佐呂間出張所等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災者の無人化した住宅街等におけるパトロールの強化、定期的な巡回を行い、犯罪の予防及び取締り等にあたる。

4 広報に関する事項

風水害等各種災害時は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努めるものとする。

5 救助に関する事項

防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施するとともに、死体見分等にあたるものとする。

第2 網走海上保安署

網走海上保安署は、海上における治安を維持するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

また、災害警備に関して職員の教育訓練を計画的に実施する。

- 1 巡視船艇・航空機を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防及び取締りを行う。
- 2 巡視船艇・航空機により警戒区域（基本法第63条）又は重要施設周辺海域の警戒を行う。
- 3 治安の維持に必要な情報の収集を行う。

第13節 交通応急対策計画

災害時における道路、船舶及び航空交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保については、本計画の定めるところによる。

第1 交通応急対策の実施

発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。

道路啓開については、北海道道路啓開計画【第2版】（令和4年12月 北海道道路啓開計画検討協議会）に基づき実施する。

なお、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

1 北海道公安委員会（遠軽警察署）

- （1）災害時において、道路（高速道路を含む。）における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。
- （2）通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- （3）（2）による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

2 第一管区海上保安本部（網走海上保安署）

海上における船舶交通の安全を確保するため、必要に応じ海上交通の規制等を行う。

3 東京航空局道内各空港事務所、空港管理事務所及び空港運営権者

- （1）航空機に対し、運航に影響を与える災害情報を提供するとともに、空港基本施設及び保安施設の損壊等により航空機の運航に危険がある場合には、必要に応じ空港の使用を禁止又は制限するほか、飛行計画、飛行経路等の調整を行う。
- （2）緊急輸送に従事する航空機の運航を優先する。

4 北海道開発局（網走開発建設部北見道路事務所及び遠軽開発事務所）

国道の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。

5 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路会社が管理している道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物

の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止、又は制限し、交通の確保を図る。

6 北海道（網走建設管理部遠軽出張所及び北見出張所）

- (1) 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。
- (2) 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。
- (3) 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとするとともに、ガソリン等について、町長等の要請に基づきあっせん及び調達を行うものとする。

7 町及び遠軽地区広域組合

- (1) 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

- (2) 消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (3) 消防吏員は、(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

8 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長等、警察官及び海上保安官がその場にいない時に次の措置をとることができる。

- (1) 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。
- (2) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。
- (3) 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

9 一般社団法人北海道警備業協会

一般社団法人北海道警備業協会及び支部は、災害時における交通誘導業務及び避難所の警備について、「災害時における交通誘導業務等に関する協定」等により関係機関の支援を行う。

第2 道路の交通規制

1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会（遠軽警察署）は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

2 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会（遠軽警察署）は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

3 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会（遠軽警察署）が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

第3 海上交通安全の確保

第一管区海上保安本部（網走海上保安署）は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

- 1 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。
- 2 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- 3 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、又は勧告することができる。
- 4 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- 5 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- 6 航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

第4 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

1 通知

北海道公安委員会（遠軽警察署）は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

2 緊急通行車両の確認手続

(1) 知事（オホーツク総合振興局長）又は北海道公安委員会（遠軽警察署長）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

(2) 確認場所

緊急通行車両の確認は、道庁（オホーツク総合振興局）又は北海道警察本部、北見方面本部、遠軽警察署及び交通検問所で行う。

(3) 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」（様式16）、「標章」（資料8－1）を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

(4) 緊急通行車両

ア 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

(ア) 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難指示等に関する事項

(イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項

(ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

(エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

(オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

(カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

(キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

(ク) 緊急輸送の確保に関する事項

(ケ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(5) 発災前確認手続の普及等

町、道及び地方行政機関は、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための確認手続を発災前に行うことができる旨周知を行うとともに、自らも発災前の手続を積極的に行うなど、その普及を図るものとする。

3 規制除外車両

北海道公安委員会（遠軽警察署）は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により規制除外車両として通行を認める。

(1) 確認手続

ア 北海道公安委員会（遠軽警察署長）は、車両使用者等の申出により当該車両が、規制除外車両であることの確認を行うものとする。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取り扱い、交通規制の

対象から除外する。

イ 確認場所

規制除外車両の確認は、北海道警察本部、北見方面本部、遠軽警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

規制除外車両であると確認したものについては、車両ごとに「規制除外車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

ただし、前記アに定める自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付を行わない。

(2) 事前届出制度

ア 規制除外車両の事前届出の対象とする車両

北海道公安委員会（遠軽警察署長）は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理するものとする。

- (ア) 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両
- (イ) 医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両
- (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (エ) 建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

イ 事前届出制度の普及

北海道公安委員会（遠軽警察署長）は、規制除外車両の事前届出に関する手続きについて、民間事業者等に対し、事前届出制度の周知を行うとともに、災害に備えた規制除外車両の普及を図るものとする。

4 放置車両対策

- (1) 北海道公安委員会（遠軽警察署長）は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行う必要があるときは、道路管理者、漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。
- (2) 道路管理者、漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。
- (3) 道は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行うものとする。

第5 緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急輸送道路は、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、災害時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、札幌市、東日本高速道路株式会社等の道路管理者と北海道警察、陸上自衛隊等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。
北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は次のとおりである。

1 計画内容

(1) 対象地域

道内全域

(2) 対象道路

既設道路及びおおむね令和7年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて河川管理用道路、臨港道路等を含めている。

2 緊急輸送道路の区分及び道路延長

緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は11,371kmに上っている。

(1) 第1次緊急輸送道路ネットワーク

道庁所在地（札幌市）、地方中心都市及び国際拠点港湾、重要港湾、地方港湾（耐震強化岸壁を有するもの）、拠点空港、公共用ヘリポート、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路〈道路延長7,245km〉

(2) 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と町役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、地方港湾（耐震強化岸壁を有するものを除く）、第3種漁港、第4種漁港（耐震強化岸壁を有するもの）、地方管理空港、共用空港、その他の空港、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路〈道路延長3,831km〉

(3) 第3次緊急輸送道路ネットワーク

第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路〈道路延長295km〉

第14節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実に行うために必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

なお、町及び道は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、町及び道は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

第1 実施責任

基本法第50条第2項に掲げる、災害応急対策の実施責任者が実施する。

第2 輸送の範囲及び順位

1 輸送の範囲

災害時輸送の範囲は、おおむね次に掲げるものとし、住民の生命及び身体の保護に直接係わるものを最優先する。

- (1) 被災者を避難させるための輸送
- (2) 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- (3) 被災者救出のために必要な人員及び資機材等の輸送
- (4) 応急対策のための必要な人員及び資機材等の輸送
- (5) 飲料水の搬送及び給水活動に必要な人員及び資機材等の輸送
- (6) 救援物資等の輸送
- (7) その他応急対策に必要な資機材等の輸送

2 輸送の順位

災害時輸送の順位は、原則として次のとおり行うものとする。

- (1) 住民の安全を確保するために必要な輸送
- (2) 災害の防止、被害の軽減、拡大防止のために必要な輸送
- (3) 災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送

第3 輸送の方法

災害時の輸送は、災害応急対策実施責任機関が保有する車両、船艇、航空機等を使用し、又は他の災害応急対策実施責任機関の協力を得て実施する。

1 車両等による輸送

災害時輸送は、一時的に町の所有する車両（資料8-3）等を使用するが、被災地までの距離、被害の状況等により町の所有する台数で不足する場合は、町内の自家用及び営業用車両の保有者又は関係機関等の協力を得るほか、他の防災関係機関に応援を要請し又は民間の車両の借上げを行う等、災害時輸送の万全を期する。町内で調達が不能の場合は、オホーツク総合振興局に要請する。

また、要配慮者の輸送に当たっては、民間の福祉車両の借上げを行う等、要配慮者の状態に配慮した輸送を行う。特に、洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設利用者の輸送にあたっては、水位情報等を勘案し、早期輸送を計画的に実施するものとする。

燃料の調達・供給は、町内の業者に協力を要請しておき、給油場所を指定し供給する。

2 空中輸送

緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合は、オホーツク総合振興局を通じて消防防災ヘリコプターの運航を要請する。

車両輸送による緊急輸送が難しい場合や緊急を要する場合は、道にヘリコプターの派遣を要請する。

3 舟艇輸送

水害時等における水中孤立の救出、水中孤立者に対する食料等の供給の必要がある場合には、関係機関で保有する舟艇により輸送を行う。

4 緊急患者等の緊急輸送

現地で患者の措置をすることで困難な場合で、車両等による陸上輸送が困難なときは、町長は関係機関に対し雪上車又はヘリコプター等の出動を要請する。

第4 輸送費用の支払

災害時輸送に要する経費の負担関係については、原則として次によるものとする。

1 国の機関が保有する輸送手段を用いて行う災害時の輸送

国の機関が行う災害時の輸送に要する費用については、当該国の機関が負担する。

2 要請により運送事業者が行う災害時輸送

輸送計画に基づき、知事からの要請により運送事業者が行う災害時輸送に要する経費については、当該災害時の輸送を要請した知事が支払うものとする。

なお、道路運送法等の法令に基づく運送命令等による損失補償については、各法令の定めるところによる。

第15節 食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 町

被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、配給及び給付対策を実施する。

2 北海道

必要に応じて、食料の調達・供給の決定と調整を図る。

3 北海道農政事務所

農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。

第2 食料の供給

1 応急供給の対象者

食料の応急供給の対象者は、次のとおりであるが、高齢者、障がい者及び乳幼児等の避難行動要支援者に対しては、供給品目、優先供給など、十分に配慮して供給するものとする。

- (1) 避難所に避難している者
- (2) 住家が被災して炊事のできない者
- (3) 住家が被災して一時縁故先に避難している者
- (4) 被災地において応急作業に従事している者
- (5) その他応急供給を必要とする者

2 食料の調達

(1) 町

町は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、町において調達が困難な場合、町長は、その確保についてオホーツク総合振興局長を通じて知事に要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章Ⅰ第11の規定により、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に直接、又は、オホーツク総合振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。

(2) 北海道

知事は、町長から要請があったとき又は、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、被災地域に過不足なく食料が供給されるよう十分な配慮のもと、食料を調達し、町に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、政府対策本部（内閣府）に対し食料の調達を要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章Ⅰ第11の規定により、農産局長から災害救助用米穀を確保し、町に供給するとともに、その受領方法等について指示

する。

(3) 北海道農政事務所

北海道農政事務所は町及び道と十分連絡を取りつつ、農林水産省が調達及び供給した応急
用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。

第3 炊き出し計画

1 実施責任者

被災者及び災害応急対策に従事している者に対する炊き出しは、町長が行うこととする。

2 炊き出しの対象者

- (1) 避難所に避難している者
- (2) 住家に被害を受けて炊事ができない者
- (3) 災害応急対策に従事している者

3 炊き出し施設

炊き出しについては、佐呂間町教育委員会学校給食センターを利用するほか、町内各避難者
避難施設が有する調理施設により行う。

4 業者からの購入

町において、直接炊き出しすることが困難な場合、又は必要数量を確保できないときは、炊
き出しの基準等を明示し、町内の業者から購入し供給する。

5 炊き出しなどの費用及び期間

- (1) 炊き出しなどの実施のために支出できる費用は、主食費、副食費、燃料費、その他雑費と
する。
- (2) 炊き出しのための費用及び期間については、救助法が適用された場合に準ずる。

6 協力団体

炊き出しは、日本赤十字社佐呂間分区、社会福祉協議会、自主防災組織、ボランティア等の
協力・応援を求めて実施する。

第4 食料の配給

- 1 被災者に対する食料の配給は、原則として避難所において実施する。
- 2 食料を必要とする自宅残留者等については、最寄の避難所で配給する。
- 3 食料は、自治会、自主防災組織等の協力により公平かつ平等に配給する。

第5 食料輸送計画

食料の輸送に当たって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は、第5章第14節「輸
送計画」及び第5章第32節「労務供給計画」により措置するものとする。

第16節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

町は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

1 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

2 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水（川、ため池等の水）プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

なお、これらの水源は平時からリスト化に取り組むよう努めるものとする。

3 給水資機材の確保

町は災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水に当たるものとする。

4 協定による給水

災害時の応急給水や応急復旧及び応急復旧用資材の提供等について、必要に応じて水道関係団体や民間事業者等と協定を締結する。

第2 給水施設の復旧

災害により給水施設が被災したときは、住民に必要な飲料水の確保と避難所、医療施設、消火栓等の緊急を要するものの復旧を優先的に行う。

第3 給水の実施

1 給水の方法

（1）輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水車（給水タンク車・散水車・消防タンク車等）により補給水源から取水し、被災地域内へ輸送のうえ、住民に給水するものとする。

この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

（2）浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、可搬式浄水施設・設備、その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するも

のとする。

(3) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

2 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道、災害時協定を締結する水道関係団体や民間事業者等に対し、飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

3 住民への周知

給水に際しては、給水時間、給水場所及び給水方法を事前に住民に周知する。

第17節 衣料、生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町は救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長実施する。

なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長が行うものとする。

- 1 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
- 2 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- 3 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めることとする。

第2 物資供給の要領

1 給与又は貸与の対象者

災害により、住宅が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等の被害を受け、被服、寝具、その他生活必需物資を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者を対象とする。

2 給与又は貸与物資の種類

被災者に給与又は貸与する物資は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、世帯単位で現物をもって行うものとする。

- (1) 寝具（毛布、布団等）
- (2) 外衣（作業衣、婦人服、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、ズボン下等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭、靴等）
- (5) 炊事道具（鍋、釜、包丁、バケツ等）
- (6) 食器（茶碗、お椀、皿、箸等）
- (7) 日用品（石鹸、ティッシュ、歯ブラシ、歯磨き粉等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ライター、ろうそく、薪、木炭、石油等）

第3 実施の方法

町長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与するものとする。

第4 生活必需物資の確保

- 1 町内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

- 2 町内において調達が不能になったときは、近隣市町村又は道に依頼し、調達するものとする。
- 3 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めることとする。

第5 日本赤十字社北海道支部における災害救援物資の備蓄

- 1 被災者の救援用物資として備蓄しているものは次のとおりである。
 - (1) 毛布
 - (2) 緊急セット
 - (3) 拠点用日用品セット
 - (4) 安眠セット
- 2 救援物資の緊急輸送を円滑に行うため別に定める「赤十字災害救助物資備蓄（配分）要綱」及び「拠点における赤十字災害救援物資備蓄（配分）要綱」によりあらかじめ地区に備蓄するものとする。

第18節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類燃料の確保に努めるものとする。

- 1 町内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
- 2 町石油業協同組合及び北見地区石油業協同組合と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。
- 3 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- 4 LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

第2 石油類燃料の確保

町長は、石油類燃料の確保を図るものとし、石油業協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又はあっせんを求めるとともに町石油業協同組合及び北見地区石油業協同組合との協定に基づき、石油類燃料の安定供給体制の確立を図る。

また、燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、住民に対し、節度ある給油マナーと燃料の節約について呼びかけを行う。

第3 緊急車両等への優先給油の実施

災害時に中核SSにおいて優先給油を受けることができる緊急車両等は次のとおり。

- 1 緊急通行車両確認標章を提示した車両又は緊急通行車両等事前届出済証を提示した車両
- 2 規制除外車両事前届出済証を提示した車両
- 3 道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車
- 4 自衛隊車両
- 5 優先給油対象車両証明書を提示した車両
- 6 その他、知事が必要と認めた車両

第4 平常時の取組

町は、関係団体と協力して、住民に対し、車両等の燃料を日ごろから満了としておくよう心掛け平常時から燃料を確保するよう啓発を行う。

第19節 電力施設災害応急計画

電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社遠軽ネットワークセンター及び網走ネットワークセンターは、自社の「防災業務計画」によって、各種設備に有効な予防対策、二次災害の発生の防止対策及び速やかな応急復旧対策を講ずる。

第1 非常災害事務局の設置

- 1 災害時には、迅速かつ適切な予防、復旧対策を講ずるため「非常災害事務局」を設置し、非常体制を発令する。
- 2 「非常災害事務局」を設置した時は、町、他関係行政機関に速やかに通知するものとする。
- 3 「非常災害事務局」は、気象情報、活動体制、被害、復旧の状況、報道対策、広報対策などを協議するために非常災害対策会議を適時開催する。

第2 応急復旧対策

災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、被災した際には、この計画に基づき直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合には、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

第3 停電情報の提供

「非常災害事務局」は、次の停電情報を原則としてFAXで本部に提供する。

- 1 停電発生時
発生時刻、停電地域、停電戸数（概数）
- 2 定期報告
停電地域、停電戸数（概数）の変化
状況に応じて、停電長期化情報、復旧見込み
- 3 停電解消時
送電時刻、停電原因

第4 連絡専用電話の設置

「非常災害事務局」は、FAXにより連絡専用電話の設置を本部に連絡する。

第5 広報

災害時の停電、復旧見込みなどの状況について、ホームページ・SNS、ラジオ及び報道機関などを通じて、速やかに一般公衆に周知を図るものとする。

なお、被害、事故の状況により、町、遠軽地区広域組合消防署佐呂間出張所等の防災機関の協力を得て、広報活動を行う。

第20節 ガス施設災害応急計画

災害時のガス供給のための応急対策については、本計画の定めるところによる。

第1 応急対策

ガス事業者は、ガス事業法に基づき保安規程および保安業務規程を定め、技術上の基準に適合するよう工作物の維持を図るほか非常災害の事前対策、災害発生時の応急対策等個々の実態に応じた応急対策を講ずるものとする。

1 非常災害の事前対策

(1) 情報連絡

ア 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等については新聞、ラジオ、テレビ等に注意し、その動静を把握するとともに当該地域の風速、降水量、その他気象状況について各関係機関と緊密に連絡をとる。

イ 災害発生前の情報交換、その他の連絡をかねて一定時間毎に関係各係と確認しておく。

(2) 各設備の予防強化

ア 業務設備

ガス事業者の総務部門が他の応援を得て行うこととし、下記事項についてはあらかじめ措置を講じておくものとする。

(ア) 要員の確保

(イ) 防火、防水、救命用具の点検整備

(ウ) 非常持出品の搬出整備

(エ) 建物の補強

(オ) 建設中の設備並びに資材の補強及び損害防止

(カ) 排水設備の点検整備

イ 製造設備、供給設備

被害を受けるおそれのある製造設備、供給設備においては、設備の重要度に応じた防災施策を講じる。

(3) 人員の動員連絡の徹底

ア 保安規程および保安業務規程に基づき組織および分担業務を定め、いつでも出動し得るよう態勢を確立しておく。

イ 社外（下請者）に応援を求める場合の動員表を作成し、連絡体制を確立しておく。

ウ 道に協力を要請する場合は、道の災害対策（連絡）本部と密接な連絡をとるものとする。

(4) 工具、機動力、資材等の整備確認

あらかじめ工具、車両等を整備して応急出動に備えるとともに手持資材の数量を調査し、復旧工事に支障のないよう手配するものとする。

(5) 宿舎、衛生、食料等について

宿舎、衛生、食料、衣服、緊急薬品についてあらかじめ対策を講じ、復旧作業に当たって、遺漏のないよう確保すること。

(6) 広報

災害時の広報（テレビ、ラジオやホームページ等）に備え、平時から関係機関との関係強化を図るとともに、対応方法を整理しておく。

(7) 重要施設への臨時供給

地震発災後、病院等の重要施設の臨時供給を迅速かつ確実に実施するために、道とあらかじめ需要家情報を共有し、平時から連携強化を図る。

2 災害時の対策

災害時には、ガス事業法により定められた「保安規程」及び「保安業務規程」、「ガス漏えい及びガス事故等処理要領」その他災害対策に関する諸規程によるほか、遠軽警察署・遠軽地区広域組合と連携を密にし、二次災害の防止に努めるものとする。

第21節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策については、本計画の定めるところによる。

第1 上水道

1 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、町は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 住民への広報活動を行う。

2 広報

町は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第2 下水道

1 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであるため、町は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により排水機能の回復に努める。
- (5) 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
- (6) 住民への広報活動を行う。

2 広報

町は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第22節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策については、本計画に定めるところによる。

第1 災害の原因及び被害種別

1 災害の原因

暴風、竜巻、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象

豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水

津波

山崩れ

地滑り

土石流

崖崩れ

落雷

2 被害種別

道路路体の地形地盤の変動及び崩壊

盛土及び切土法面の崩壊

道路上の崩土堆積

トンネル、橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害

河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害

河川、砂防えん堤、港湾及び漁港の埋塞

堤防、消波工、離岸堤、突堤及びその他海岸を防護する施設の被害

砂防、地滑り及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害

ダム、溜池等えん堤の流失及び決壊

下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害

岸壁・物揚場の倒壊及び陥没

航路・泊地の埋没

第2 応急土木復旧対策

1 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

2 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

（1）応急措置の準備

ア 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実

施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。

イ 災害の発生が、予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

(2) 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、道、近隣市町村、関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により（2）に定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに道計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶなど）連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第23節 被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、「被災宅地危険度判定実施要綱」（資料10-17）に基づく被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図る。

第1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

第2 危険度判定の支援

知事は町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度連絡協議会（以下「道協議会」という。）等に対し、判定士の派遣を依頼する。

第3 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- 1 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- 2 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- 3 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

第4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- 1 宅地に係る被害情報の収集
- 2 判定実施計画の作成
- 3 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- 4 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- 5 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

第5 事前準備

- 1 町と道は相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- 2 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

第24節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

第2 実施の方法

1 避難所

町長は、災害により住宅が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

2 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

3 応急仮設住宅

(1) 応急仮設住宅の種類

ア 建設型応急住宅

プレハブ住宅、木造住宅の建設、ムービングハウス等の設置

イ 賃貸型応急住宅

民間賃貸住宅等の提供

(2) 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。

(3) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、町が行う。

(4) 設置戸数

道は町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

(5) 建設型応急住宅の建設地、構造等

ア 町及び道は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

イ 建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。

ウ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事(又は、借上げに係る契約を締結)を完了した

後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

(6) 費用

救助法及び関係法令の定めるところによる。

(7) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

(8) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

4 平常時の規制の適用除外措置

町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

5 住宅の応急修理

(1) 対象者

ア 住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の範囲と費用

ア 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

6 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき

(イ) 町の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき

(ウ) 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

イ 火災による場合

(ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき

(イ) 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。ただし、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行うものとする。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

ア 入居者資格

(ア) 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。

(イ) 収入分位50%（月収259,000円）を限度に、佐呂間町営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第12号）が条例で定める収入以下の者であること。ただし、当該災害発生の日から3年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。

(ウ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

エ 国庫補助

(ア) 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3。ただし、激甚災害の場合は3/4。

(イ) 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5。

第3 資材等のあっせん、調達

- 1 町長は、関係機関及び関係業者等の協力を得て、積極的に建設資材、暖房用燃料等の調達を行うものとする。
- 2 町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道にあっせんを依頼するものとする。

第4 住宅の応急復旧活動

町及び道は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第25節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合に必要となる措置事項については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去

道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去は、道路法（昭和27年号外法律第180号）、河川法（昭和39年法律第167号）及び海岸法（昭和31年法律第101号）に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとする。

2 海上で障害を及ぼしているものの除去

海上で障害を及ぼしているものの除去は、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

第2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

- 1 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- 2 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- 4 その他公共的立場から除去を必要とする場合

第3 障害物の除去の方法

- 1 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。また、町有建設車両を迅速かつ円滑に使用するにあたり、職員の免許取得者の確保に努めるものとする。
- 2 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

第4 除去した障害物の集積場所

- 1 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積するものとする。
- 2 町、道および北海道財務局は、相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第5 放置車両の除去

放置車両の除去については、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

第26節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障を来した場合の応急対策については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町内小中学校における応急教育及び町立文教施設の応急復旧対策は、町長及び町教育委員会が行い、道立学校については、知事及び道教育委員会が行う。

1 学校管理者等

(1) 防災上必要な体制の整備

災害時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

(2) 児童生徒等の安全確保

ア 在校（園）中の安全確保

在校（園）中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

2 町・道

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は町長が知事の委任により実施する。

第2 応急対象実施計画

1 被害状況等の把握

応急対策計画の策定のため、次の事項について被害状況を速やかに把握し、本部との連絡を緊密にする。

- (1) 学校施設の被害状況
- (2) その他の教育施設の被害状況
- (3) 教職員等の被災状況
- (4) 児童生徒等の被災状況の概要
- (5) 応急措置を必要とする事項

2 休校措置

(1) 登校前の措置

災害時で、登校前に休校措置を決定したときは、各学校の学級電話連絡網及び地区PTAを通じて、速やかに児童生徒の保護者に連絡する。

(2) 登校時の措置

災害が発生し、又は予想される気象条件になったときは、各学校長は町教育委員会と協議し、必要に応じて休校の措置をとるものとする。また、児童生徒を帰宅させる場合は、教職員が付き添う等、児童生徒の安全確保に万全を期すものとする。

3 施設の確保と復旧対策

(1) 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

(2) 校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用などにより授業の確保に努める。

(3) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公民館等公共施設又は最寄の学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。

(4) 仮校舎等の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場の建築を検討するものとする。

4 教育の要領

(1) 災害状況に応じた特別の教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっては家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

(2) 特別の教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

イ 公民館が避難所になっている場合など、教育活動の場所として学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する（集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする）。

エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難の受入れ収容が授業の支障とならないよう留意する。

オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

(3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

5 教職員の確保

町教育委員会及び道教育委員会は、公立学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障を来さないようにする。

6 授業料等の減免、修学制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合、道教育委員会が必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免
- (2) 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

7 学校給食等の措置

- (1) 給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。
- (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、ただちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

8 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をするものとする。

- (1) 校舎内、特に水飲場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- (2) 校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。
- (3) 受入施設として使用が終ったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること。
- (4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

9 教科書及び学用品の調達並びに支給

(1) 支給対象者

家屋の全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等の被害を受けた世帯の児童生徒で、教科書、学用品を滅失又はき損した者に対して支給する。

(2) 支給品名

- ア 教科書
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(3) 調達方法

ア 教科書の調達

被災学校別、学年別及び使用教科書別その必要数を速やかに調査し、道教育委員会に報告するとともに、教科書供給書店に連絡して供給を受ける。また、町内の他の学校及び他市町村に対し、使用済教科書の供与を依頼する。

イ 学用品の調達

町内文房具取扱店から調達するものとする。

なお、不足する場合については、近隣市町村又は道に依頼し調達する。

(4) 支給方法

町教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給対象となる児童生徒を調査把握し、各学校長を通じて対象者に配布する。

第3 文化財保全対策

文化財保護法（昭和25年法律第214号）、北海道文化財保護条例（昭和30年条例第83号）及び佐呂間町文化財保護条例（昭和62年条例第6号）等による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、町教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

第27節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の搜索及び遺体の収容処理埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町長

(救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとするが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。)

警察官

海上保安官

第2 実施の方法

1 行方不明者の搜索

(1) 搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者

(2) 搜索の実施

町長が、遠軽地区広域組合、警察官及び海上保安官に協力を要請し搜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

(3) 搜索要請

町内において被災し、行方不明者が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し、次の事項を明示して搜索を要請する。

ア 行方不明者が漂流、又は埋没していると思われる場所

イ 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣等

2 遺体の処理

(1) 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者

(2) 処理の範囲

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理（日赤北海道支部）

イ 遺体の一時保存（町）

ウ 検案（日赤北海道支部）

エ 死体見分（警察官、海上保安官）

(3) 収容処理の方法

ア 町内において遺体を発見したときは、速やかに警察官、海上保安官の見分及び日赤北海道支部の検案を受け、次により処理する。

(ア) 身元が判明しており、かつ、遺族等の引取人がある場合は、遺体を引き渡す。

(イ) 身元が判明しない場合、遺族等による身元確認が困難な場合、又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案及び一時的な保存をすると同時に、遺体の特徴の記録及び所持品の保管を行う。

イ 遺体は到着順に収容し、遺品等を整理して納棺の上、その性別、推定年齢、遺品等を記録し、遺体収容所に安置する。

ウ 遺体収容所は、特定の場所（公共施設等）に設置するが、適当な既存建物がない場合は、天幕等を設置して遺体の収容所とする。

(4) 安置場所の確保

町は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

3 遺体の埋葬

(1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体

(2) 埋葬の方法

ア 町長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。

イ 身元不明の遺体については警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに埋葬に当たっては土葬又は火葬にする。

4 広域火葬の調整等

町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

5 平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

第28節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町長は、被災地における逸走犬等の管理を行う。なお、町のみで逸走犬等の保護・収容等の処置が困難な場合は、道に対し必要な人員の派遣、資機材のあっせん等の応援を要請するものとする。

第2 家庭動物等の取扱い

- 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- 2 災害時において、町および道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第3 同行避難

家庭動物との同行避難について、あらかじめ町等は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物の避難先を広報する。

また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

第29節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、本計画によるものとする。

第1 実施責任

町長

第2 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもってオホーツク総合振興局長を通じ道農政部長に応急飼料のあっせんを要請することができるものとする。

1 飼料（再播用飼料作物種子を含む）

- （1）家畜の種類及び頭羽数
- （2）飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- （3）購入予算額
- （4）家戸数等の参考となる事項

2 転飼

- （1）家畜の種類及び頭数
- （2）転飼希望期間
- （3）管理方法（預託、附添等）
- （4）転飼予算額
- （5）農家戸数等の参考となる事項

第30節 廃棄物等処理計画

災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）の処理及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。

なお、災害廃棄物の処理については、「北海道災害廃棄物処理計画」に基づき、「町災害廃棄物処理計画」の作成に努め、円滑かつ迅速に行うものとする。

また、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等の除去については、第5章第25節「障害物除去計画」によるものとする。

第1 実施責任

- 1 災害廃棄物の処理は、地域住民の協力を得て、被災地における廃棄物等の処理を行うものとする。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。
- 2 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときは、町長が行うものとする。

第2 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施するものとする。

1 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

町長は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

なお、町長は基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

また、町長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき適切な分別解体を行うものとする。この際、適切な処理が確保されるよう、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

2 ごみの収集、処理の方法

（1）収集

被災地の住民に協力を要請し、感染症等の源となる汚物から順に収集し、一般的なごみはその後収集する。また、災害の状況により完全収集が困難な場合は、一般車両の出動を要請し、被災地のごみの収集に万全を期するものとする。

（2）処理

処理は町内のごみ処理施設で行うが、大量のごみが発生して処理が困難な場合は、町有地に一時保管し、後日処理することとする。なお、処理に当たっては、リサイクル等の資源再利用にも配慮を行う。また、近隣市町村のごみ処理施設での処理を要請する。

3 し尿の収集、処理の方法

(1) 収集

し尿の収集は、委託業者のし尿収集車で実施するものとし、トイレの倒壊、溢水等でし尿が他に散乱しないよう被害程度の大きな所から収集し、短時間に処理する。

(2) 処理

処理については、遠軽地区広域組合衛生センターのし尿処理場での完全処理に努めるが、災害の状況によって完全処理が不可能な場合は一時貯留し、後日処理場で処理する。

4 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下「取扱場」という。）において行うものとする。

ただし、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、オホーツク総合振興局保健環境部長の指導を受け、次により処理することができるものとする。

(1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。

(2) 移動できないものについては、オホーツク総合振興局保健環境部長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。

(3) 前(1)及び(2)において埋却する場合にあつては1 m以上覆土するものとする。

5 仮設トイレの設置

トイレが倒壊、溢水等の被害を受けた場合、又はし尿収集車による収集ができない地域は、必要に応じて仮設トイレを設置するものとする。

ただし、必要箇所に対し最小限度の設置とし、この場合、恒久対策の障害にならないよう配慮する。

第31節 災害ボランティアとの連携計画

災害時における社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPO等との連携については、本計画の定めるところによる。

また、北海道災害ボランティアセンター及び被災地における災害ボランティアセンターの活動等については「北海道災害時応援・受援マニュアル」によることとし、被災地における災害ボランティアセンターの設置・運営については「町災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の作成に努め、ボランティア活動の円滑化を図る。

第1 ボランティア団体・NPOの協力

町、道及び防災関係機関等は、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPO等からの協力の申入れ等により、災害応急対策等の実施について協力を受ける。

第2 ボランティアの受入れ

町、道、社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

また、ボランティアの受入れに当たっては、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

なお、町及び佐呂間町社会福祉協議会は、ボランティアがどこで、どのような活動をしているのか、また、どこでボランティアを必要としているのかなどの情報を常に把握しておくものとし、ボランティア活動における必要な調整を行う。

第3 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPO等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊出し、その他の災害救助活動
- 3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配付
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急・救助活動
- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳
- 12 非常通信

- 13 被災者の心のケア活動
- 14 被災母子のケア活動
- 15 被災動物の保護・救助活動
- 16 ボランティア・コーディネート

第4 ボランティア活動の環境整備

町、道及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

町及び社会福祉協議会は、町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努めるものとする。

災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、町と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第32節 労務供給計画

町及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図るものとする。

第1 供給方法

- 1 町長又は関係機関の長は、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、所轄の公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により求人申込みをするものとする。
- 2 前号により労務者の求人申込みをしようとするときは、次の事項を明らかにするものとする。
 - (1) 職業別、所要労働者数
 - (2) 作業場所及び作業内容
 - (3) 期間及び賃金等の労働条件
 - (4) 宿泊施設等の状況
 - (5) その他必要な事項
- 3 公共職業安定所長は、前各号により労務者の求人申込みを二の機関以上から受けた場合は、緊急度等を勘案してその必要度の高いものより紹介するものとする。

第2 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な要員は、町長が、地域住民、自主防災組織等への協力依頼や労者の雇用を行う。

また、災害応急対策の要員を確保する場合、次の順序で行う。

- 1 被災した地区の地域住民、自主防災組織等へ協力を依頼する。
- 2 被災した地区以外の地域住民、自主防災組織等へ協力を依頼する。
- 3 災害の規模、程度により活動要員等の人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要と判断したときは、次の方法により、労働力を確保する。
 - (1) 町内建設業協会等への協力要請
町内建設業協会等への協力要請、自治会及び自主防災組織等に対して労務要員の動員を要請する。
 - (2) 北見公共職業安定所遠軽出張所長に対する求人申込み
町において、労務活動要員等の雇用が困難な場合は、北見公共職業安定所遠軽出張所に対し、文書又は口頭により求人申込みをするものとする。
なお、労務者の求人申込みをしようとするときは、次の事項を明らかにするものとする。
 - ア 職業別、所要労働者数
 - イ 作業場所及び作業内容
 - ウ 期間及び賃金等の労働条件
 - エ 宿泊施設等の状況
 - オ その他必要な事項

第3 労務内容

応急対策の実施に必要な労力の提供は、次の対策を実施する者に必要な最小限の要員の雇用によって実施する。

- 1 被災者の避難、救助、救出
- 2 被災者の医療及び助産
- 3 被災地への飲料水及び食料等の供給
- 4 被災地の防疫及び清掃
- 5 被災地における土砂等の除去
- 6 救援物資の整理、輸送及び配分
- 7 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理
- 8 避難所及び仮設住宅の設置
- 9 その他必要な作業

第4 賃金及びその他の費用負担

- 1 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担するものとする。
- 2 労務者に対する賃金は、町における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努めるものとする。

第33節 職員派遣計画

災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により知事又は町長等は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあつせんを求めるものとする。

第1 要請権者

町長又は町の委員会若しくは委員（以下本節において「町長等」という。）

なお、町の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、町長にあらかじめ協議しなければならない。

第2 要請手続等

1 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

- （1）派遣を要請する理由
- （2）派遣を要請する職員の職種別人員数
- （3）派遣を必要とする期間
- （4）派遣される職員の給与その他の勤務条件
- （5）前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

2 職員の派遣のあつせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣あつせんのみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

- （1）派遣のあつせんを求める理由
- （2）派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- （3）派遣を必要とする期間
- （4）派遣される職員の給与その他の勤務条件
- （5）前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあつせんについての必要な事項

第3 派遣職員の身分取扱

1 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。

ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。

また受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

2 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、又地方公共団体の職員について、地方自治法第252条の17の規定によるものとする。

3 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行うものとする。ただし、地方自治法第252条の17に規

定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。

4 派遣職員の服務は派遣受入側の規定を適用するものとする。

5 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

(参考) 昭和37年自治省告示第118号（災害派遣手当の額の基準）

基本法施行令第19条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

派遣を受けた都道府県又は市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設（一日につき）	その他の施設（一日につき）
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

第34節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、本計画の定めるところによる。

第1 実施体制

救助法による救助は、知事（オホーツク総合振興局長）が行う。

ただし、町長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

第2 救助法の適用基準

1 災害が発生した場合

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した町の区域において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

適用基準				摘 要
被害区分 町の人口	町単独の場合	相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上)	被害が全道にわたり、12,000世帯以上の住家が滅失した場合	1 住家被害の判定基準 ・滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のものである。 ・半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。 ・床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。 2 世帯の判定 (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数		
5,000人未満	30	15	町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。	

2 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、当該所管区域内の町において現に救助を必要とする者に対して行う。

第3 救助法の適用手続き

- 1 町長は、町における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨をオホーツク総合振興局長に報告しなければならない。
- 2 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちにオホーツク総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

第4 救助の実施と種類

1 救助の実施と種類

知事は、救助法適用した町に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類	主な対象者	実施者区分
避難所の設置（供与）	・災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者 ・災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者	町・日赤道支部 町
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	対象者、対象箇所の選定～町設置～道（ただし、委任したときは町）
炊き出しその他による食品の給与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	町
飲料水の供給	災害のために現に飲料水を得ることができない者	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	町
医療	災害により医療の途を失った者	救護班～道・日赤道支部（ただし、委任したときは町）
助産	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	救護班～道・日赤道支部（ただし、委任したときは町）
被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不	町

救助の種類	主な対象者	実施者区分
	明の状態にある者を捜索し、又は救出する者	
被災した住宅の応急修理	災害のため住宅が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 など	町
学用品の給与	災害により住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による損失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）	町
埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	町
遺体の捜索	災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により、すでに死亡していると推定される者を捜索する	町
遺体の処理	災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	町・日赤道支部
障害物の除去	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	町

2 救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間については、災害救助法施行細則第12条によるものとする。

なお、災害救助法施行細則第12条により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

3 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則ならびに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

第5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

第6章 地震・津波災害対策計画

地震・津波災害の防災対策に関する計画は、町地域防災計画の別編である「地震・津波防災計画編」による。

第7章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、海上災害、航空災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第1節 海上災害対策計画

I 海難対策計画

第1 基本方針

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（以下「海難発生時」という。）に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

町及び関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 実施事項

（1）船舶所有者・管理者・占有者、佐呂間漁業協同組合並びに常呂漁業協同組合

- ア 気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
- イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
- ウ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- エ 船舶の火災等に備え、必要な消防力を整備するとともに自衛消防隊の組織化に努めるものとする。

（2）町、北海道運輸局北見運輸支局、網走海上保安署、オホーツク総合振興局、遠軽警察署、遠軽地区広域組合、公益社団法人北海道海難防止・水難救済センター網走支部佐呂間救難所

- ア 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- イ 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
- ウ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。

- エ 海難発生時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- オ 海難発生時の救急、救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。
- カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- キ 船舶所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め、荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、佐呂間漁業協同組合並びに常呂漁業協同組合（以下「漁業協同組合」という。）に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導するものとする。
 - （ア）漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。
 - （イ）漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対処する海上保安部からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。
- ク 法令の定めるところにより適切な予防対策を講ずるほか、公益社団法人北海道海難防止・水難救済センター網走支部佐呂間救難所（以下「水難救難所」という。）とともに、船舶所有者及び乗組員に対し次の事項を指導するものとする。
 - （ア）船体、機関、救命設備（救命用具、信号用具、消防設備等）及び通信施設の整備
 - （イ）気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立
 - （ウ）漁船乗務員の養成と資質の向上
 - （エ）小型漁船の集団操業の励行と相互救護体制の強化
 - （オ）海難防止に対する意識の高揚
- ケ 網走海上保安署及び北海道運輸局北見運輸支局は、次の事項に留意し、随時実地検査等を行い、船舶所有者及び船長に対し、適切な指導を行うものとする。
 - （ア）海技従事有資格者の乗船確認
 - （イ）無線従事有資格者の乗船確認
 - （ウ）救命器具並びに消火器具等の設備の確認

第3 災害応急対策

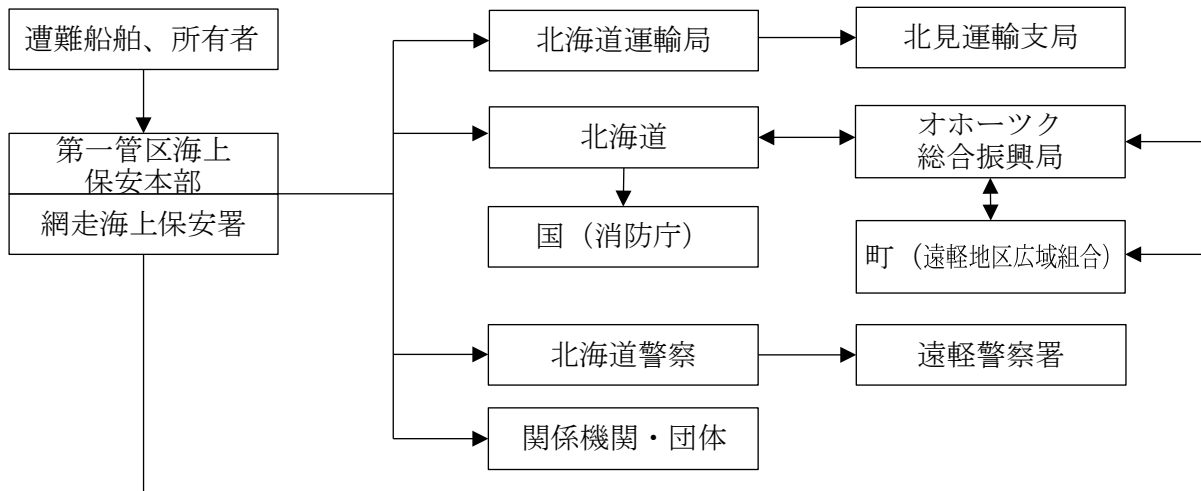
1 情報通信

海難発生時の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

（1）情報通信連絡系統

海難発生時の連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



(2) 実施事項

各関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 広域海難発生時の広報

正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

船舶所有者等、北海道運輸局北見運輸支局、網走海上保安署、オホーツク総合振興局、遠軽警察署、町、遠軽地区広域組合、公益社団法人北海道海難防止・水難救済センター網走支部佐呂間救難所

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 海難の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項について広報を実施する。

- (ア) 海難の状況
- (イ) 旅客及び乗組員等の安否情報

- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、海難発生時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、海難発生時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

4 搜索活動

海難船舶の搜索活動は、関係機関が相互に密接に協力のうえ、漁業協同組合、水難救難所の協力を得て、それぞれ船舶、ヘリコプターなどを活用して行うものとする。

5 救助救出活動

海難発生時における救助救出活動については、第5章第9節「救助救出計画」の定めによるほか次によるものとする。

(1) 網走海上保安本部（海上保安庁法第5条）

- ア 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助を行うこと。
- イ 船舶交通の障害の除去に関すること。
- ウ 海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督に関すること。
- エ 警察庁及び都道府県警察、税関、検疫所その他関係行政庁との間における協力、共助及び連絡に関すること。

(2) 町（基本法第62条、水難救護法第1条）

- ア 遭難船舶を認知した町は、網走海上保安署及び遠軽警察署に連絡するとともに、町計画に基づき直ちに現場に臨み、救護措置を行うこと。
- イ 救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶車馬その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行うこと。

(3) 遠軽警察署（水難救護法第4条）

警察官は、救護の業務に関し、町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代ってその職務を行うこと。

(4) 漁業協同組合

常時所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに、関係機関に対する連絡に当たるものとする。

(5) 水難救難所（道内に107カ所設置されているボランティア組織）

関係機関の実施する海難による人命、船舶及び積荷の救済に協力すること。

6 消防活動

領海内における船舶等火災の消火活動については、網走海上保安本部と遠軽地区広域組合が締結した船舶消火に関する業務協定に基づき実施する。

7 医療救護活動

海難発生時の医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」の定めるところにより実施するものとする。

8 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

海難発生時における行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等について町及び関係機関は、第5章第27節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより実施するものとする。

9 交通規制

海難発生時における交通規制については、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

10 自衛隊派遣要請

海難発生時における自衛隊派遣要請については、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施するものとする。

11 広域応援

町及び遠軽地区広域組合は、海難の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、道及び他の市町村へ応援を要請するものとする。

II 流出油等対策計画

第1 基本方針

船舶に衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（以下「油等大量流出事故時」という。）に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 防災関係行政機関の共通実施事項（町、網走開発建設部、北海道運輸局北見運輸支局、網走海上保安署、オホーツク総合振興局、遠軽警察署、遠軽地区広域組合）

- （1）迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- （2）災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
- （3）職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
- （4）油等大量流出事故時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- （5）油等大量流出事故時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資器材の整備促進に努めるとともにその整備状況等について関係機関と情報を共有するものとする。
- （6）関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

2 各行政機関の個別の実施事項

（1）網走開発建設部

港湾及び漁港における直轄工事の計画、施工に関して防災上留意すべき事項について十分配慮する。

（2）網走海上保安署

ア 防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次に掲げる防災関係資料の収集及び調査研究を行う。

- （ア）油等大量流出事故による災害発生の予想に関する資料（各種原因による災害発生時期及び程度の予想並びに判断のための諸資料）
- （イ）港湾状況（特に避難港、避難地、危険物の荷役場所、貯木場、はしけ溜まり等の状況）
- （ウ）防災施設、器材等の種類、分布の状況等救助に必要な器材能力の基礎調査（曳船、サルベージ、消火及び油除去作業、潜水作業）

イ 北海道沿岸海域排出油等防除計画の普及及び排出油等の防除に関する協議会の育成強化

ウ 防災に関し関係機関、報道機関等と緊密な連絡をとり、次の方法により関係者を指導啓発するものとする。

(ア) 海難防止運動、防災の日等の諸行事における防災に関する講習会の開催、防災参考資料の配布等

(イ) 船舶に対する訪船指導

エ 海事関係法令違反は、海難の発生に直接結び付くものであり、海事関係法令の遵守の徹底を図るため、日常業務において一般船舶、特にタンカー及び危険物積載船舶等に対する立入検査を実施して、次の事項の励行を図り、海難の未然防止に努める。

(ア) 船舶安全法に基づく安全基準の励行

(イ) 船舶職員及び小型船舶操縦者法、船員法等乗組員に関する法令の遵守

(ウ) 港則法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則等に関する法令の遵守

(3) オホーツク総合振興局

ア 町の流出油等対策計画の樹立及び必要な資材の備蓄について指導する。

イ 町等の港湾及び航路の計画、施行に関して防災上留意すべき事項について十分配慮するように指導する。

ウ 町及び関係機関が行う予防対策の連絡調整を実施する。

(4) 町、遠軽地区広域組合

ア 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設（防舷材、けい船柱）等の改修、岸壁水深の維持に努める。

イ 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。

ウ 船舶所有者等、漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導する。

(ア) 荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督のもとに行うこと

(イ) 消火器具の配備

(ウ) 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備

(エ) 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底

エ 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上、あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。

3 船舶所有者等、漁業協同組合

(1) 気象情報等の把握に努め、海上等における流出油等災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(2) 職員の非常参集体制は、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。

(3) 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備推進に努めるものとする。

(4) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

第3 災害応急対策

油等大量流出事故時の対応は、本計画に定めるもののほか、「北海道流出油事故災害対応マニュアル（平成12年3月策定）」及び「網走地区沿岸排出油等災害対策協議会会則」（資料10-16）に基づいて実施する。

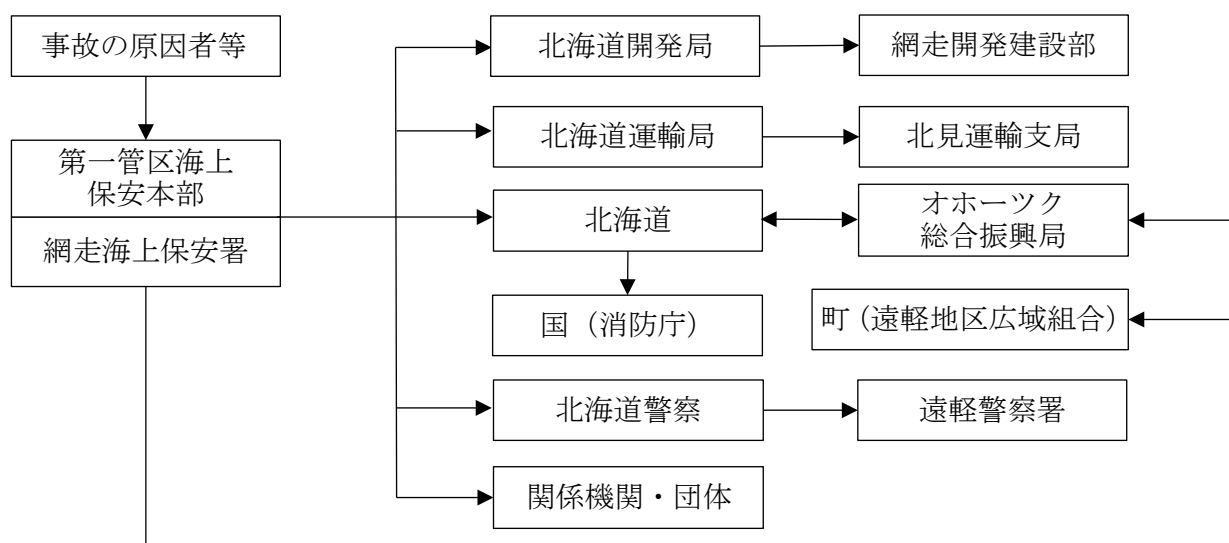
1 情報通信

油等大量流出事故時の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

（1）情報通信連絡系統

油等大量流出事故時の連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



（2）実施事項

町及び防災関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

油等大量流出事故災害時の広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施する。

（1）実施機関

船舶所有者等、漁業協同組合、危険物関係施設管理者、港湾管理者、北海道運輸局北見運輸支局、網走海上保安署、町、遠軽地区広域組合、オホーツク総合振興局、遠軽警察署

（2）実施事項

ア 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。

（ア）油等大量流出事故災害の状況

（イ）関係機関の災害応急対策に関する情報

- (ウ) 海上輸送復旧の見通し
- (エ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (オ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、油等大量流出事故災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 関係機関

関係機関の長は、油等大量流出事故災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

4 油等の流出又は流出するおそれがある場合の防除活動

主な防災関係機関等の実施事項は次のとおりである。

(1) 事故の原因者等

速やかに網走海上保安署に通報するとともに、油等が流出した場合は、汚染の拡大を防ぎ、引き続く流出を止め、除去し、又は油等が流出するおそれがあるときは、流出を防止する等の防除活動を実施しなければならない。

(2) 網走海上保安署

ア 巡視船艇、航空機又は海上保安官により、流出油等の汚染拡散範囲及び性状の変化状況等を調査するとともに、関係機関に情報を提供する。

イ 周辺海域の警戒を行い、必要に応じて船舶交通の整理、指導又は制限の措置を講ずる。
特に必要が認められるときは、区域を設定し、船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

ウ 防除活動等の必要な措置を行うべき事故原因者等の防除措置義務者の対応が不十分なときは、指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講ずる必要があると認めるときは、巡視船艇等により応急の防除措置を講じる。

エ 緊急を要し、かつ、必要と認められるときは、海上災害防止センターに対し流出油防除のための必要な措置を講ずることを指示する。

オ 排出油等の防除に関する協議会等関係機関に対し、それぞれの立場に応じた防除活動や協議会相互の連携ができるように調整を行う。

カ 船艇等による油防除作業、船舶からの油の抜き取り、オイルフェンスの展張、油処理剤の使用等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

キ 網走海上保安署長等は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去、排出のおそれがある油若しくは有害液体物質の抜き取り又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の撤去、その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ずることを要請することができる。

(3) 網走開発建設部

流出油等の海岸等への漂着に対処するため、ヘリコプター等による流出油の情報収集及び関係機関への情報提供並びに必要なに応じ、町に必要な防除資機材の応援措置を講ずるものとする。

また、国土交通省が保有する大型油回収船の出動に当たり、必要な調整を行う。

(4) 町、遠軽地区広域組合

油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、必要な応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。

防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努めるものとする。

(5) 遠軽警察署

ア 油等大量流出等の災害が発生した場合には、警察用航空機、警察船舶等を活用するとともに、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況等を把握する。

イ 油等大量流出等の災害が発生した場合には、関係機関と緊密に連携し、必要により地域住民等の避難誘導、立入禁止区域警戒、交通規制等を実施する。

5 消防活動

流出油等の海上火災等発生時における消防活動は次により実施するものとする。

(1) 網走海上保安署

速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに、必要な応じて町、遠軽地区広域組合に協力を要請するものとする。

(2) 町、遠軽地区広域組合

火災状況等の情報収集に努め、網走海上保安署の消火活動に協力するものとする。

6 避難措置

流出油等による火災、爆発により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

7 交通規制

海上災害時における交通規制については、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

8 自衛隊派遣要請

流出油等事故災害時における自衛隊派遣要請については、必要がある場合には、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、オホーツク総合振興局長に対し自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

また、町は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

9 広域応援

町及び遠軽地区広域組合は、流出油等事故災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実地できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、道及び他の市町村、他の消防機関等へ応援を要請するものとする。

10 危険物関係施設管理者及び水難救難所の協力

危険物関係施設管理者及び水難救難所は、流出油等防災対策上防災関係機関から要請があった場合、保有する諸資機材等をもって協力を行う。

11 災害ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労働力が必要となる。それらの作業を実施する災害ボランティア団体等の受入れ等については、第5章第31節「災害ボランティアとの連携計画」の定めるところによる。

第2節 航空災害対策計画

第1 基本方針

町の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（以下「航空災害時」という。）に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 情報通信手段の整備

- （1）航空災害時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図るものとする。
- （2）災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について、迅速に他の防災関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図るものとする。

2 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族及び地域住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図るものとする。

第3 災害応急対策

1 情報通信

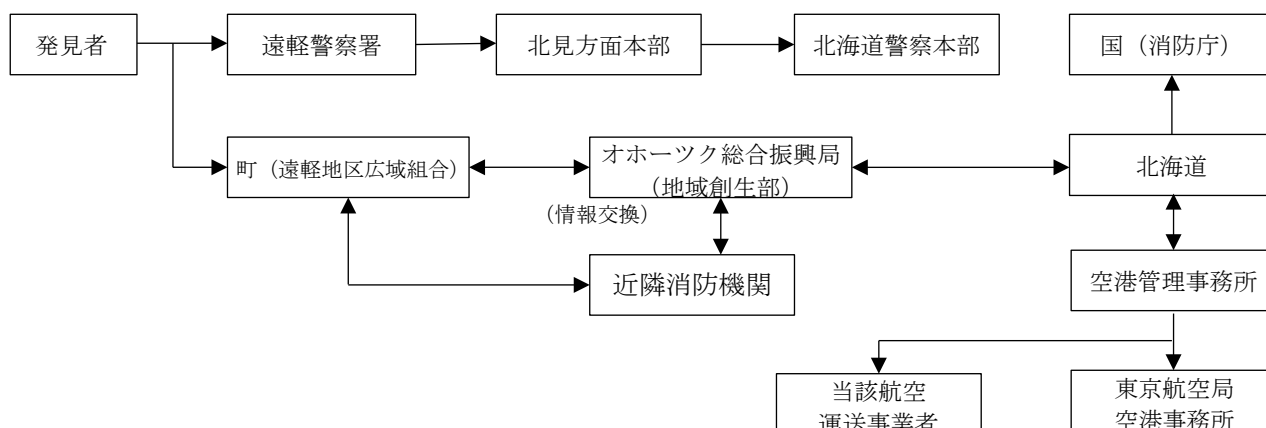
航空災害時の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

（1）情報通信連絡系統

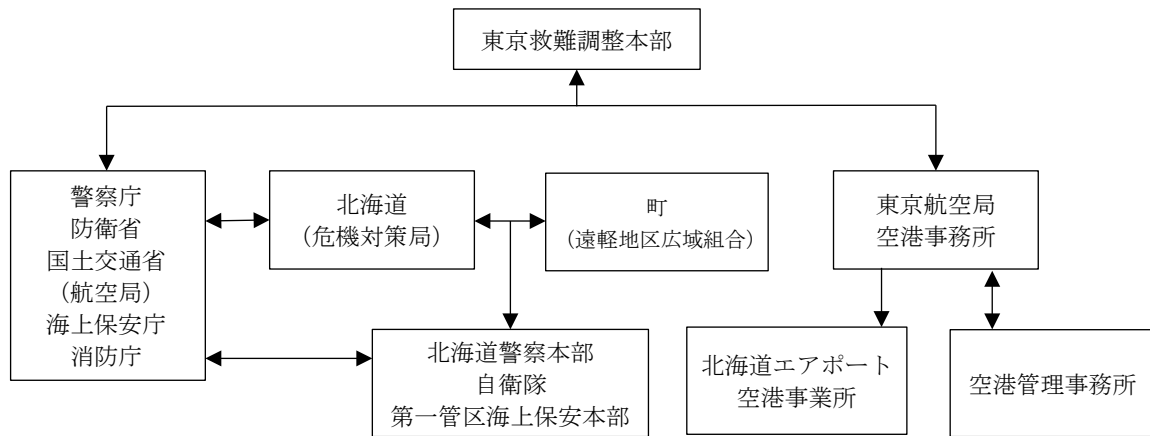
航空災害時の連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図

ア 発生地点が明確な場合



イ 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）



（注）救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

（2）実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化及び応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族など、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めるところによるほか、次により実施するものとする。

（1）実施機関

町、遠軽地区広域組合、オホーツク総合振興局、遠軽警察署、網走海上保安署

（2）実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- （ア）航空災害の状況
- （イ）家族等の安否情報
- （ウ）医療機関等の情報
- （エ）関係機関の災害応急対策に関する情報
- （オ）その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- （ア）航空災害の状況

- (イ) 旅客及び乗務員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 航空輸送復旧の見通し
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、航空災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、航空災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

4 搜索活動

航空機の搜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力のうえ、それぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して行うものとする。

5 救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、東京航空局空港事務所等が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第9節「救助救出計画」の定めにより実施するものとする。

6 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」の定めるところにより実施するものとする。

7 消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

- (1) 遠軽地区広域組合は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、第4章第10節「消防計画」に基づき、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。
- (2) 遠軽地区広域組合の職員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

8 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

町及び関係機関は、第5章第27節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

9 交通規制

遠軽警察署及び関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

10 防疫及び廃棄物処理等

(1) 実施機関

町、オホーツク総合振興局

(2) 実施事項

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、第5章第11節「防疫計画」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずるものとする。

また、第5章第30節「廃棄物処理等計画」の定めるところにより、廃棄物の処理等に係る応急対策を講ずるものとする。

11 自衛隊派遣要請

航空災害発生時における自衛隊派遣要請については、航空災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、オホーツク総合振興局長に対し自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

また、町は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

12 広域応援

町及び遠軽地区広域組合は、災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合には、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、道及び他の市町村、他の消防機関等へ応援を要請するものとする。

第3節 道路災害対策計画

第1 基本方針

道路構造物の被災又は国道等における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（以下「道路災害時」という。）に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 実施事項

（1）道路管理者

ア トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。

ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

オ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要な措置を講ずるものとする。

カ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。

ク 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

（2）遠軽警察署

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

第3 災害応急対策

1 情報通信

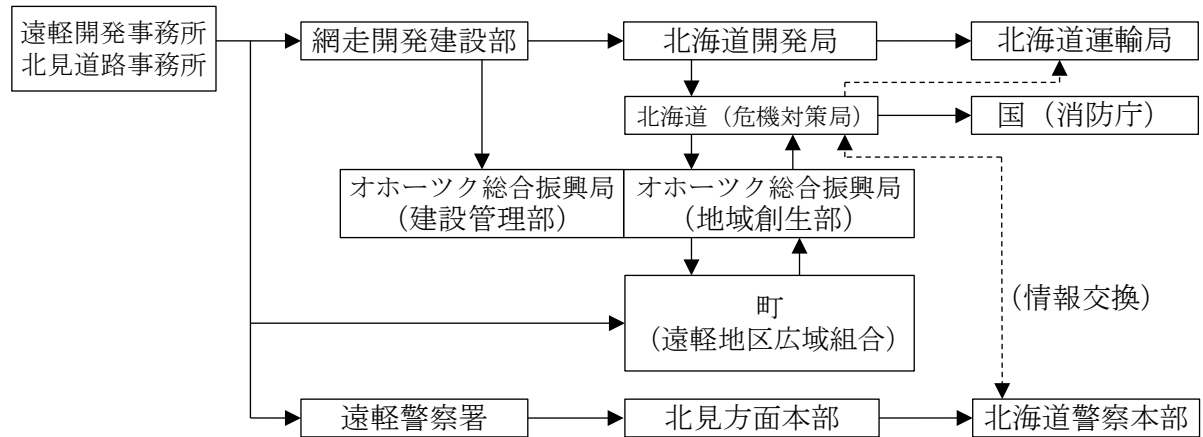
道路災害発生時の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

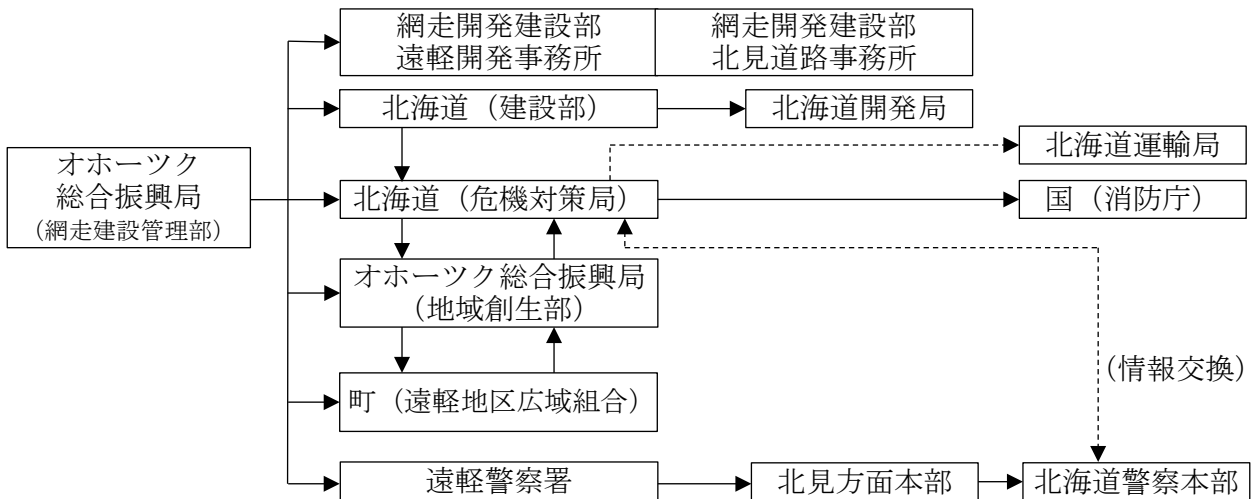
道路災害発生時の連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図

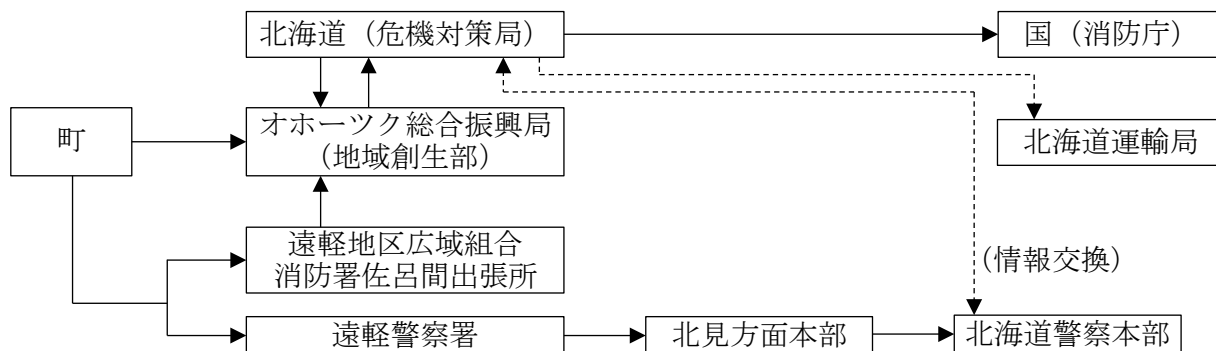
ア 国の管理する道路の場合



イ 道の管理する道路の場合



ウ 町の管理する道路の場合



（2）実施事項

- ア 関係機関は、道路災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めるところによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

道路管理者、町、遠軽地区広域組合、オホーツク総合振興局、遠軽警察署

（2）實施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供するものとする。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、道路災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、道路災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、第5章第9節「救助救出計画」の定めるところによるほか、道路管理者も、関係機関による迅速、かつ、的確な初期活動が行われるよう協力するものとする。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」の定めるところによるほか、道路管理者も、関係機関による迅速かつ的確な救護の初動活動が行われるよう協力するものとする。

6 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、遠軽地区広域組合による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。

(2) 遠軽地区広域組合

ア 遠軽地区広域組合は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

イ 遠軽地区広域組合の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

7 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

町及び関係機関は、第5章第27節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の捜査、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 交通規制

道路災害時における交通規制については、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めるところによるほか次により実施するものとする。

(1) 遠軽警察署

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保の

ため必要な交通規制を行うものとする。

(2) 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、第7章第4節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

10 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、オホーツク総合振興局長に対し自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

また、町は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

11 広域応援

町及び遠軽地区広域組合は、災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、道及び他の市町村、他の消防機関へ応援を要請するものとする。

12 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速、かつ、的確に行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。
- (2) 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。
- (3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
- (4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第4節 危険物等災害対策計画

第1 基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（以下「危険物等災害時」という。）に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

なお、海上への危険物等の流出等による災害対策については、第7章第1節「海上災害対策計画」の定めるところによる。

第2 危険物の定義

1 危険物

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されているもの
《例》石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

2 火薬類

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されているもの
《例》火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

3 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されているもの
《例》液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

4 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの
《例》毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

5 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）」等によりそれぞれ規定されている。

第3 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」）及び関係機関がとるべき対応は下記のとおりとする。

なお、町内の危険物施設等については、資料5－6のとおりである。

1 危険物等災害予防

（1）事業者

ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並

びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

ウ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

(2) 遠軽地区広域組合、道

ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

(3) 遠軽警察署

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害時における初動体制の確立を図るものとする。

2 火薬類災害予防

(1) 事業者

ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに道に報告するものとする。

(2) 北海道産業保安監督部

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

エ 事業者の予防対策について監督、指導する。

(3) 道

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

(4) 遠軽警察署

ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握する

とともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。

イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、運搬経路、運搬方法、火薬類の性状及び積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

(5) 遠軽地区広域組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

3 高圧ガス災害予防

(1) 事業者

ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官に届け出るものとする。

(2) 北海道産業保安監督部

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の予防対策について監督、指導する。

(3) 道

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。

ウ 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

(4) 遠軽警察署

ア 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

(5) 遠軽地区広域組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等によ

り自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

4 毒物・劇物災害予防

(1) 事業者

ア 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨をオホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室（遠軽地域保健支所）、遠軽警察署又は遠軽地区広域組合に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

(2) 道

ア 毒物及び劇物取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導するものとする。

(3) 遠軽警察署

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害時における初動体制の確立を図るものとする。

(4) 遠軽地区広域組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

5 放射性物質災害予防

(1) 事業者

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防署等関係機関へ通報するものとする。

(2) 遠軽地区広域組合

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 遠軽警察署

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

イ 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

第4 災害応急対策

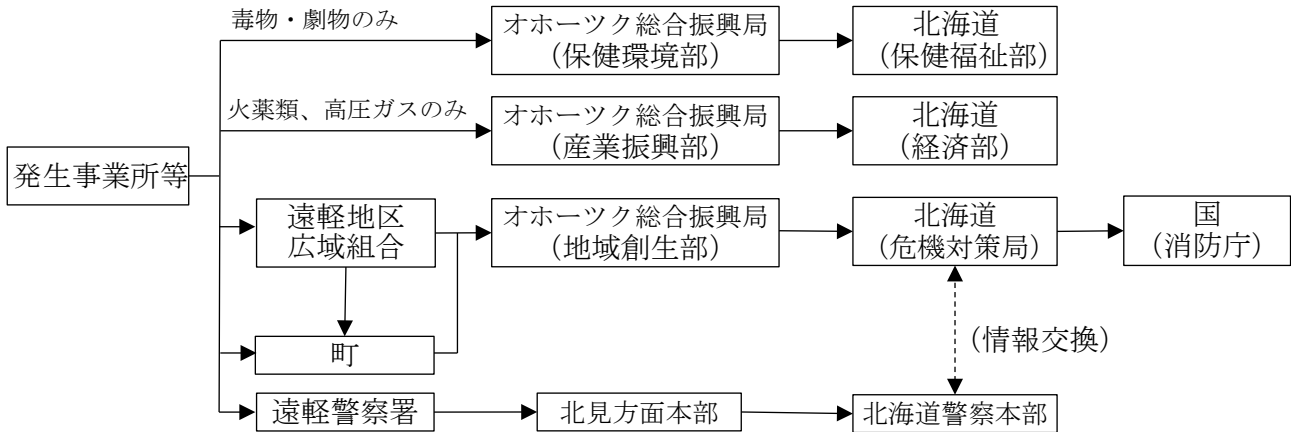
1 情報通信

危険物等災害発生時の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

危険物等災害発生時の情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡体系図



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、危険物等災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めるところによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

事業者及び消防法、火薬類取締法、高压ガス保安法、劇物及び毒物取締法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供するものとする。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響

- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関等を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被害者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、危険物等災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、危険物災害時、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

(1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じるものとする。

(2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じるものとする。

5 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 事業者

遠軽地区広域組合の職員の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

(2) 遠軽地区広域組合

ア 事業者との緊密な連携を図り、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物

等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。

イ 遠軽地区広域組合の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

6 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

7 救助救出及び医療救護活動等

町及び関係機関は、第5章第9節「救助救出計画」及び第5章第10節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、町及び関係機関は、第5章第27節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 交通規制

遠軽警察署及び関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

9 自衛隊派遣要請

第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、オホーツク総合振興局長に対し自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

また、町は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

10 広域応援

町及び遠軽地区広域組合は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定め、道及び他の市町村、他の消防機関へ応援を要請するものとする。

第5節 大規模な火事災害対策計画

第1 基本方針

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（以下「大規模な火事災害時」という。）に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

町及び遠軽地区広域組合は、それぞれの組織を通して相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施するものとする。

1 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成するよう努める。

3 予防査察の実施

多数の人が出入りするホテル、病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

4 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

5 防火思想の普及

年2回の（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等要配慮者対策に十分配慮する。

6 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、女性防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

7 消防水利の整備

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、海水・河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

8 消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、大規模な火事災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高め

ることとする。

9 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時大規模な火事災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

10 火災警報

町長は、道から火災気象通報を受け、又は自ら地域性を考慮し定めた火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

第3 災害応急対策

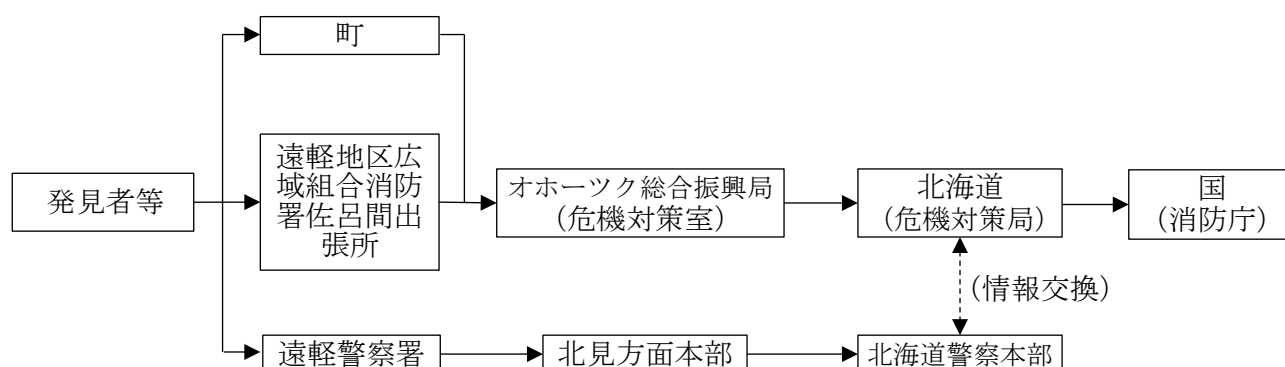
1 情報通信

大規模な火事災害発生時の情報収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害時の情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否状況
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する災害応急対策の概要
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否状況
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する災害応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、大規模な火事災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、大規模な火事災害時、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 消防活動

遠軽地区広域組合は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行うものとする。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
- (3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

5 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

6 救助救出及び医療救護活動等

町及び関係機関は、第5章第9節「救助救出計画」及び第5章第10節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、町及び関係機関は、第5章第27節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」

の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

7 交通規制

遠軽警察署及び関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

8 自衛隊派遣要請

第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、オホーツク総合振興局長に対し自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

また、町は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

9 広域応援

町及び遠軽地区広域組合は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、道及び他の市町村、他の消防機関へ応援を要請するものとする。

第4 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第8章「災害復旧・被災者援護計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

第6節 林野火災対策計画

第1 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（以下「林野火災時」という。）に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 組織

1 林野火災予防消防対策実施組織体制の整備

林野火災の予防消防対策を推進するため佐呂間町林野火災予防消防対策協議会を設け、構成機関相互の連絡及び情報交換、計画の実施及び指導等予防対策の円滑な実施を図るものとする。

（1）実施機関

町、遠軽地区広域組合、佐呂間町消防団、網走中部森林管理署、佐呂間町森林組合

（2）協力機関

佐呂間町森林愛護組合、町内森林関係業者、佐呂間町教育委員会、佐呂間町農業協同組合、北海道猟友会佐呂間支部及び若佐支部、佐呂間町観光物産協会、陸上自衛隊遠軽駐屯地、遠軽警察署、網走開発建設部、網走建設管理部、町内各郵便局、佐呂間町建設業協会、佐呂間町商工会、その他関係機関

第3 予防対策

1 実施事項

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることを踏まえ、町及び関係機関は次により対策を講ずるものとする。

（1）網走中部森林管理署、佐呂間町森林組合、町

網走中部森林管理署、佐呂間町森林組合、町は、次の事項を実施するものとする。

ア 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- （ア）タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスター、広報車、看板・標識、ホームページ等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- （イ）入林の承認申請や届出等について指導する。
- （ウ）火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- （エ）観光関係者による予防意識の啓発を図る。

イ 火入れ対策

林野火災危険期間（おおむね3月～6月。以下「危険期間」という。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

- （ア）森林法（昭和26年6月26日法律第249号）及び佐呂間町火入れに関する条例（昭和61年条例第3号）の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。

- (イ) 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入りを中止させる。
- (ウ) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- (エ) 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

ウ 消火資機材等の整備

- (ア) 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。
- (イ) ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

(2) 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努めるものとする。

- ア 入林者に対する防火啓発
- イ 巡視
- ウ 無断入林者に対する指導
- エ 火入れに対する安全対策

(3) 林内事業者

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講じるものとする。

- ア 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
- イ 火気責任者の指定する喫煙所等の設置、標識及び消火設備の完備
- ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

2 林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、林野火災予消防対策協議会の開催を通じて、相互の連絡、情報交換、指導等を行うものとする。

町の予消防対策については、当該地域を管轄する関係機関により構成された町林野火災予消防対策協議会において推進する。

3 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

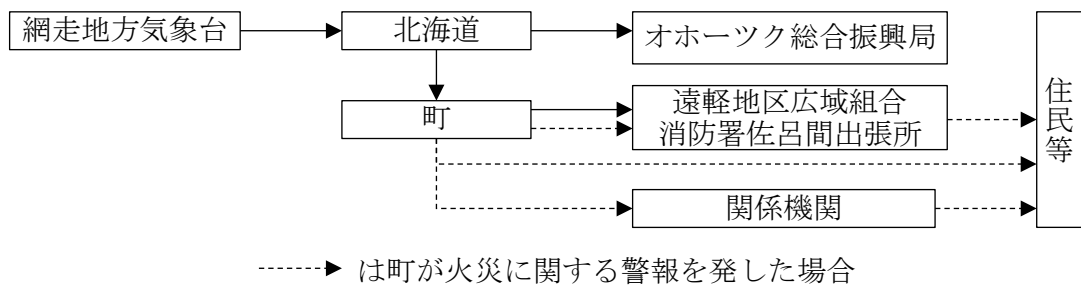
(1) 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

林野火災気象通報は、火災気象通報により網走地方気象台が発表および終了の通報を行うものである。

なお、火災気象通報の通報基準は、第3章第2節「気象業務に関する計画」に関する申し合わせのとおりである。

(2) 伝達系統

火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）の伝達系統は、次のとおりとする。



ア 町

通報を受けた場合は、遠軽地区広域組合消防署佐呂間出張所へ通報するものとする。

また、町長は、林野火災気象通報の通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項の規定に基づき火災に関する警報を発することができる。

火災に関する警報を発した町は、遠軽地区広域組合消防署佐呂間出張所、関係機関、一般住民等へ周知を図るものとする。

イ 関係機関

火災に関する警報が発せられた場合に関係機関は、速やかに適切な措置を講じるものとする。

第4 応急対策

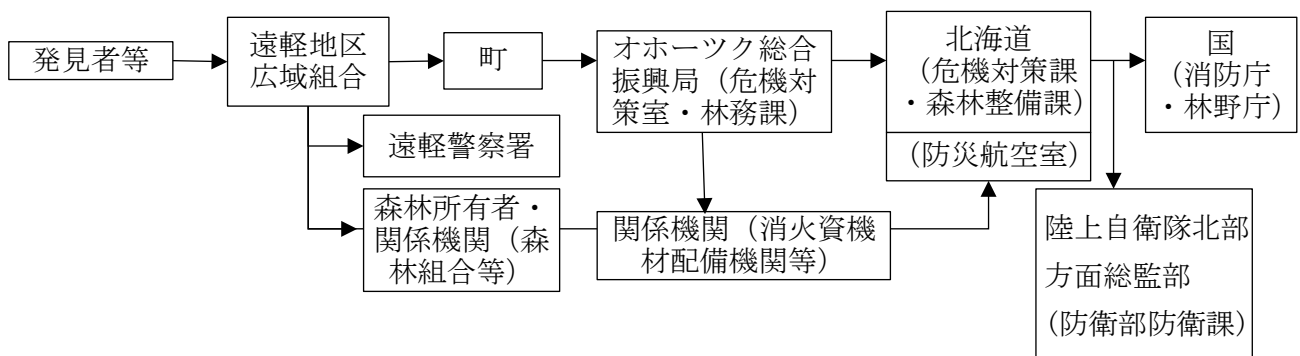
1 情報通信

林野火災時の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

（1）情報通信連絡系統

林野火災時の情報通信連絡系統は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



（2）実施事項

ア 関係機関は、林野火災時、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

エ オホーツク総合振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めるところによるほか、次により実施するものとする。

（1）被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

（2）地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する災害応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

（1）町

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

（2）防災関係機関

関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

（3）災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 消防活動

遠軽地区広域組合は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施するものとする。

- (1) 林野火災防ぎょ図の活用、適切な消火部隊の配置、林業関係機関の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。
- (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第5章第8節「航空機及び無人航空機活用計画」に基づくヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

5 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

6 交通規制

遠軽警察署及び関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

7 自衛隊派遣要請

第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、オホーツク総合振興局長に対し自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

また、町は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

8 広域応援

町及び遠軽地区広域組合は、災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、道及び他の市町村、他の消防機関へ応援を要請するものとする。

第7節 大規模停電災害対策計画

第1 基本方針

大規模停電災害により、住民の生命、身体、財産に被害が生じた場合又は生じるおそれがある場合（以下、「大規模停電災害時」という。）に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、又は被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

1 実施事項

（1）防災関係機関

- ア 大規模停電災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- イ 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。
- ウ 住民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。
- エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、大規模停電災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- オ 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。
- カ 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

（2）病院等の重要施設

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

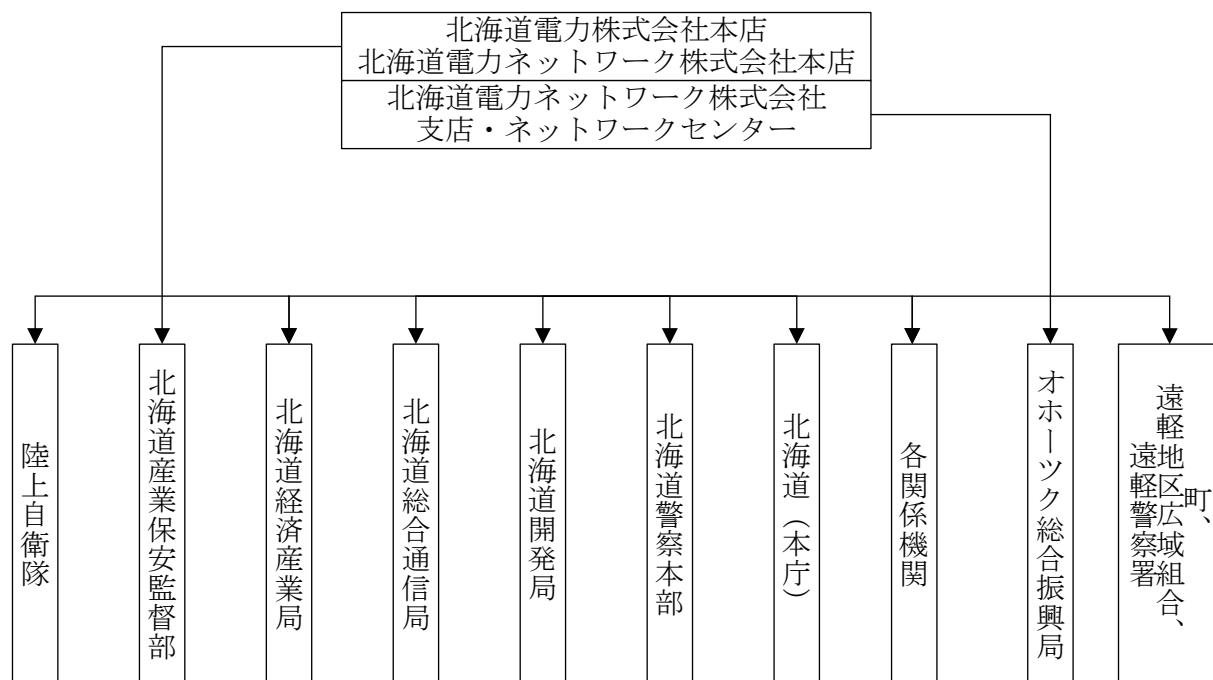
第3 災害応急対策

1 情報通信

大規模停電災害発生時の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

大規模停電災害時の連絡系統は、次のとおりとする。



※上記のほか、北海道電力株式会社と北海道の管理職によるホットラインを設置

(2) 実施事項

- ア 関係機関は、大規模停電災害時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、第5章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

町、オホーツク総合振興局、遠軽警察署、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社遠軽ネットワークセンター及び網走ネットワークセンター

(2) 実施事項

実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

- ア 停電及び停電に伴う災害の状況

イ 関係機関の災害応急対策に関する情報

ウ 停電の復旧の見通し

エ 避難の必要性等、地域に与える影響

オ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助

(2) 火災発生に対する迅速な消火活動

(3) 医療機関との連携による円滑な救急搬送

5 医療救護活動

大規模停電災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」の定めにより実施する。

6 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な公通対策を行うものとする。

(1) 遠軽警察署

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

(2) 道路管理者

事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じた交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

7 避難所対策

大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

8 応急電力対策

(1) 緊急的な電力供給

町は、重要施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行う。

(2) 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

9 給水対策

町（水道管理者）は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域（高台や集合住宅）への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。

10 石油類燃料の供給対策

町は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、第5章第18節「石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

11 防犯対策

遠軽警察署は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行うものとする。

12 自衛隊派遣要請

知事等法令で定める者は、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

13 広域応援

町及び遠軽地区広域組合は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第7節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、道及び他の市町村、他の消防機関へ応援を要請するものとする。

第8章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

第1 実施責任者

町長、その他の執行機関、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施するものとする。

第2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川
- (2) 海岸
- (3) 砂防設備
- (4) 林地荒廃防止施設
- (5) 地すべり防止施設
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設
- (7) 道路
- (8) 漁港
- (9) 下水道

(10) 公園

- 2 農林水産施設災害復旧事業計画
- 3 都市施設災害復旧事業計画
- 4 簡易水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 その他災害復旧事業計画

第3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより、予算の範囲内において実施する。なお、事業別の国庫負担及び補助率は、おおむね資料9－2のとおりである。

第4 激甚災害に係る財政援助措置

著しい激甚である災害が発生した場合には、被害の状況をすみやかに調査把握し、早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」による激甚災害の指定が受けられるように措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第2節 被災者援護計画

第1 罹災証明書の交付

1 町

- (1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速、かつ、的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 町長は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- (3) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (4) 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (5) 町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

2 遠軽地区広域組合

町長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができるものとする。

第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

1 被災者台帳の作成

- (1) 町長は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

(2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 氏名	サ 町長が台帳情報を本町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
イ 生年月日	
ウ 性別	
エ 住所又は居所	シ サの提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
オ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況	ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
カ 援護の実施の状況	
キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮に該当する事由	
ク 電話番号その他の連絡先	
ケ 世帯の構成	セ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項
コ 罹災証明書の交付の状況	

(3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(4) 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 台帳情報の利用及び提供

(1) 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

オ その他台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

(3) 町長は、(2)の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続におけ

る特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節第2の（2）のス）を含めないものとする。

第3 融資・貸付等による金融支援

被災した住民等の生活再建や経営安定等を図るため、融資・貸付等の金融支援（資料9－3）を行う。

第4 災害義援金の募集及び配分

1 義援金の募集

町は、災害による被災者を救護するため災害義援金の募集を必要とするときは、道、日本赤十字社北海道支部及び佐呂間町社会福祉協議会と相互に連携を図りながら、募集方法、口座番号、募集期間等について、報道機関等の協力を得ながら募集について周知を図る。

2 義援金の受け入れ

義援金の受け入れに際しては受付窓口を開設し、寄託者に領収書を発行するものとする。

3 義援金の保管

寄託された義援金については、被災者に配分するまでの間、義援金受入口座に預金保管する。

4 義援金の配分

義援金の被災者への配分については、町、関係機関等により義援金配分委員会を組織し、適正な配分について協議した上で迅速に行うものとする。